

令和3年 第3回金沢市教育委員会定例会議

1 日 時：令和3年3月25日（木） 13時30分～15時00分（予定）

2 場 所：金沢市役所 第二本庁舎 2階 2201会議室

3 審議等

	頁
議案第6号 金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正について (教育総務課)・・・	1
議案第7号 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について (教育総務課)・・・	2
議案第8号 金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について (教育総務課)・・・	3
議案第9号 金沢市社会教育委員事務局規則等の一部改正について (生涯学習課)・・・	4
議案第10号 金沢市教育プラザ条例施行規則の一部改正について (教育プラザ)・・・	5
議案第11号 教育委員会事務の補助執行に関する規則等を廃止する 規則制定について (教育総務課)・・・	6
議案第12号 金沢市教育委員会規則で定める様式における押印の見直しに伴う 関係規則の整理に関する規則制定について (教育総務課)・・・	7
議案第13号 金沢市立小学校、中学校管理規則及び金沢市立工業高等学校 管理規則の一部改正について (学校職員課)・・・	8
議案第14号 金沢市指定文化財の指定について (文化財保護課)・・・	9
報告第6号 金沢市学校教育振興基本計画の改定について (教育総務課)・・・	12
報告第7号 金沢市生涯学習振興基本計画の改定について (生涯学習課)・・・	15
報告第8号 田上校下新小学校建設事業の概要について (教育総務課)・・・	18
報告第9号 学校給食費の公会計化について (教育総務課)・・・	20

その他

(1) 金沢市立工業高等学校の活動状況について（令和2年10月～令和3年3月）

(2) 次回の定例会議の日程について

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の
一部改正について
【別紙資料参照】

令和3年3月25日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の
一部改正について
【別紙資料参照】

令和3年3月25日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

【別紙資料参照】

令和3年3月25日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市社会教育委員事務局規則等の一部改正について

【別紙資料参照】

令和3年3月25日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育プラザ条例施行規則の一部改正について

【別紙資料参照】

令和3年3月25日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

教育委員会事務の補助執行に関する規則等を廃止する規則制定について

【別紙資料参照】

令和3年3月25日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市教育委員会規則で定める様式における押印の見直しに伴う
関係規則の整理に関する規則制定について
【別紙資料参照】

令和3年3月25日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市立小学校、中学校管理規則及び
金沢市立工業高等学校管理規則の一部改正について
【別紙資料参照】

令和3年3月25日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市指定文化財の指定について

令和3年3月25日 提出

金沢市文化スポーツ局
局長 山森 健直

答 申 書

令和3年1月27日の教育委員会で金沢市指定文化財に指定の諮問があった下記の文化財について、金沢市指定文化財としてふさわしいものとして答申します。

記

- 1 有形文化財 考古資料「^{さんぜんじあと}三千寺跡（^{みつこうじ}三小牛ハバ遺跡）出土品」

令和3年2月26日

金沢市文化財保護審議会
会 長 山 崎 達 文



金沢市指定文化財及び選定保存技術の件数

種 別		既指定件数 (令和3年3月1日現在)		新指定件数 (予定)		備 考
		計		計		
有形文化財	建 造 物	33	} 190			
	絵 画	36				
	彫 刻	22				
	工 芸 品	74				
	書 跡、典 籍	4				
	古 文 書	4				
	考 古 資 料	6		1	1	三千寺跡（三小牛ハバ遺跡）出土品
	歴 史 資 料	11				
無形文化財	芸 能	2	} 2			
	音 楽					
	工 芸 技 術 等					
民俗文化財	有形民俗文化財	4	} 15			
	無形民俗文化財	11				
記念物	史 跡	9	} 20			
	名 勝	5				
	天 然 記 念 物	6				
選 定 保 存 技 術			1			
計			228	1	229	

※ 史跡は「おまる塚古墳」と「びわ塚古墳」を各々カウントしている。

金沢市学校教育振興基本計画の改定について

令和3年3月25日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市学校教育振興基本計画の改定について

1 目的

平成27年の計画策定から5年が経過し、超スマート社会（Society5.0）の到来やグローバル化の進展等の社会経済情勢の変化、新学習指導要領の全面实施やICT環境の整備等の新たな教育課題に対応するため、「金沢市学校教育振興基本計画」を改定した。

2 経過

- ・令和2年 8月 4日：第1回金沢市学校教育振興基本計画改定検討委員会
学校教育の主な取組や新しい学習指導要領
- ・令和2年10月27日：第2回金沢市学校教育振興基本計画改定検討委員会
改定骨子（案）の協議
- ・令和2年12月 1日～令和3年 1月 4日
：パブリックコメントの実施
- ・令和3年 1月28日：第3回金沢市学校教育振興基本計画改定検討委員会
「金沢市学校教育振興基本計画」改定版（案）の協議

※パブリックコメントでの主な意見

- ・新学習指導要領において、「持続可能な社会の創り手の育成」が明記されたことを踏まえ、SDGsの取組を推進し、まちづくりの担い手を育成してほしい。
- ・人権教育の推進では、様々な課題があるという認識のもと、児童生徒間、児童生徒と教職員の間、教職員間のいずれにおいても、人権感覚豊かな人間関係を築くことをめざした教育の実現に期待している。

3 基本理念・めざすべき金沢の子ども像

○基本理念

明日を拓き 社会を担う 金沢発のひとづくり
～「心」と「力」を育む学校教育～

○めざすべき金沢の子ども像

- (1) 自ら学び、自ら考え、創造する子
- (2) 正しく判断し、責任を持って行動する子
- (3) 自他ともに認めあい、お互いを高めあう子
- (4) 心身ともに健康で、たくましく生きぬく子
- (5) 夢を抱き、何事にも粘り強く挑戦する子
- (6) 金沢に誇りを持ち、ふるさとを愛する子

4 基本的方向性及び取り組むべき施策の考え方

(1) 豊かな人間性を育む教育に取り組めます

- 改・部活動の充実に向けた運営体制の整備
- ・ 道徳教育（心の教育）の充実
- ・ 人権教育の推進
- ・ いじめ・不登校・問題行動等への取組の充実
- ・ 学校図書館教育の推進
- ・ 情報モラル教育の充実

(2) 確かな学力を育む教育に取り組めます

- 改・ICTを活用した教育の推進
- ・ 学力の向上
- ・ キャリア教育の推進

(3) 健康や体力を育む教育に取り組めます

- 改・安全・安心な学校給食の提供
- ・ 健康教育の推進
- ・ 体力の向上

(4) ふるさと金沢の個性を生かした教育に取り組めます

- 改・SDGsの取組の推進
- ・ 歴史や伝統・文化等に関する教育の充実
- ・ 国際理解教育の充実
- ・ 科学教育の充実
- ・ 地域コミュニティを生かした防災教育の推進

(5) 特別支援教育の充実に取り組めます

- ・ 特別支援教育の推進
- ・ インクルーシブ教育の推進

(6) 福祉と連携した教育相談・支援体制の充実に取り組めます

- ・ 発達相談にもとづく支援体制の充実
- ・ 適応指導教室を中心とした支援体制の充実
- ・ 相談・支援機能の充実

(7) 家庭、地域と連携したひとづくりに取り組めます

- 改・コミュニティ・スクールの推進
- ・ 地域に開かれた学校づくりの推進

(8) 教職員の資質向上と教育環境の充実に取り組めます

- 新・教職員が本務に専念するための時間の確保
- ・ 教職員研修の充実
- ・ 安全で快適な学習環境の確保
- ・ 学校規模の適正化の推進

金沢市生涯学習振興基本計画の改定について

令和3年3月25日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市生涯学習振興基本計画の改定について

1 目的

平成 27 年の計画策定から 5 年が経過し、人生 100 年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来、グローバル化の進展等の社会経済情勢の変化、ICT を活用した学習機会の提供等の新たな課題に対応するため、「金沢市生涯学習振興基本計画」を改定した。

2 経過

- ・令和 2 年 7 月 3 日：第 1 回金沢市社会教育委員会議
これまでの取り組みにおける課題の整理
- ・令和 2 年 10 月 14 日：第 2 回金沢市社会教育委員会議
改定骨子（案）の協議
- ・令和 2 年 12 月 8 日～令和 3 年 1 月 8 日
：パブリックコメントの実施
- ・令和 3 年 1 月 29 日：第 3 回金沢市社会教育委員会議
「金沢市生涯学習振興基本計画」改定版（案）の協議

※パブリックコメントでの主な意見

- ・金沢 SDGs の学習機会の充実に今後取り組む中で、行政には市民が学習機会に関する情報を入手しやすいよう、工夫して発信することを望む。
- ・オンラインと対面の組み合わせによる豊かな学びは、今後の生涯学習の推進において大切であり、しっかり取り組んでほしい。

3 基本理念・めざす学びの姿

○基本理念

ともに学び ともに拓く 創造性あふれる 金沢のひと・まちづくり

○めざす学びの姿

- (1) 社会の変化に対応し、新たな自己を開拓することのできる学び
- (2) 健康で生きがいのあるくらしのために楽しみながら取り組むことのできる学び
- (3) ふるさとを愛し、人を思いやる豊かな心を持つことのできる学び
- (4) 仲間とともに手をつなぎ、課題を共有し、解決することのできる学び
- (5) 金沢の伝統・文化を活かした個性あるまちを創ることのできる学び

4 今後取り組む施策の視点

- (1) 人生100年時代の到来を踏まえた、生涯にわたり学び続け、活躍できる環境づくり
- (2) 多様な主体の学びの促進
- (3) 人づくり・つながりづくり・地域づくりの推進

5 基本的方向性及び今後取り組むべき主な施策

- (1) **すべてのライフステージにわたる多様な学習ニーズへの対応に取り組めます**
 - 新・金沢SDGs「5つの方向性」の実現に向けた学習機会の充実
 - 新・アクティブシニアの活動支援
 - ・地域人材の育成と公民館運営への参画
- (2) **青少年の育成のために家庭・地域教育力の向上に取り組めます**
 - ・発達段階に応じたシチズンシップ教育の推進
 - ・地域の子供が地域で安心して学び、遊ぶことができるよう、地域の住民、組織が連携した見守りを推進
 - ・家庭、地域、学校等、企業、行政の各主体における子ども読書活動の促進
- (3) **市民参画と協働を推進するために学びの場の創出に取り組めます**
 - 新・地域活動の担い手育成
 - 新・地域の各種団体の連携促進
 - ・各団体の活動を総合的にコーディネートする体制の充実
- (4) **学習の拠点整備・情報システムの活用など、生涯学習環境の充実に取り組めます**
 - 新・オンラインと対面の両方の組み合わせによるより豊かな学びの推進
 - 新・産学官の連携による宇宙教育の推進
 - 新・ICTを活用した学習環境の整備と学びの成果の発信
- (5) **金沢らしい個性ある学習文化都市づくりに取り組めます**
 - ・身近な伝統文化や年中行事を通じた交流の促進
 - ・伝統芸能・文化・工芸の継承発展に向けた学習機会の提供
 - ・芸術活動の多様な担い手（実演家・団体・施設・鑑賞者など）の育成

田上校下新小学校建設事業の概要について

令和3年3月25日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

田上校下新小学校建設事業の概要について

1 内 容

田上校下における児童数の増加に対応するため、新たな小学校の建設工事に着手する。

2 校舎等概要

- (1) 設置場所 金沢市田上本町4丁目地内
- (2) 構 造 鉄筋コンクリート造3階建（一部鉄骨造）
- (3) 延床面積 約9,500㎡
- (4) 特徴

① 想像力を育む活力ある学習環境の創出

- ・ 校舎の中央に中庭を配置し、児童が過ごしやすく好奇心や想像力を膨らませる開放的な環境を整備
- ・ 多様な学習形態に対応可能なオープンスペースを2階と3階に整備

② 安全・安心な教育環境の整備と防災機能強化

- ・ 普通教室は2階以上に配置するとともに、PTAや地域の活動等において、児童と利用者の動線が交差しないように施設の配置を工夫
- ・ 施設内に備蓄倉庫を設けるとともに、各階に多目的トイレを整備

③ 木のぬくもりや自然を感じ、地域への愛情や誇りを育む学校づくり

- ・ 教室間の間仕切りや廊下など、校舎にはふんだんに木材を使用し、木のぬくもりを感じながら集中して学習に取り組める快適な環境を整備
- ・ 周辺の間々など、恵まれた自然環境を身近に感じとれるよう、普通教室は南側のグラウンド向きに配置し、美しい眺望景観と明るい教室空間を確保

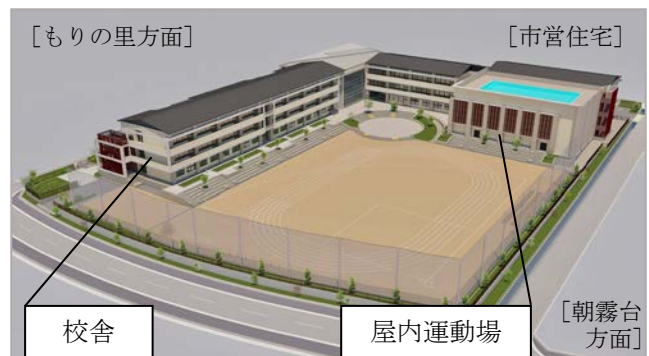
3 事 業 費

約35億9200万円（債務負担行為含む）

4 今後の予定

- (1) 敷地造成工事 令和3年6月～同年11月
- (2) 校舎・屋内運動場建設工事 令和3年10月～令和5年3月
- (3) 校舎等供用開始、グラウンド整備工事 令和5年度

完成イメージ



学校給食費の公会計化について

令和3年3月25日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

学校給食費の公会計化について

本市において、学校給食費の経理は、私会計として学校が運用してきたが、学校給食費の公会計化を実現することにより、学校給食費の収納に係る学校教職員の事務負担を軽減し、本務に専念する時間を確保するほか、学校給食費会計の透明性の向上を図る。

1 これまでの経緯

- ・平成30年度に「学校給食費経理手法検討懇話会」を開催する。
- ・令和元年に文部科学省により公会計化推進のガイドラインが示される。
- ・現在、システムの導入や徴収管理のあり方などの検討を進めている。

2 学校給食費の現状

- ・教職員が保護者等から学校給食費の収納・管理業務を行う。
- ・学校給食費 小学生 250 円/食、中学生 293 円/食（年間 18 億円を私会計で執行）

3 公会計化による主な役割の変更

- ・教職員による保護者等からの学校給食費の収納・管理業務を市が行う。
- ・金沢市学校給食会が担っていた、食材の調達にかかる事務を市が行う。

4 期待される効果

- ・教職員の負担が軽減される。
- ・経理面の管理・監督体制や監査機能が強化され、会計の透明性が向上する。
- ・納付方法の多様化により保護者の利便性が向上する。
（コンビニエンスストアやスマートフォンでの納付に対応）
- ・新たな収納管理システムにより、業者への発注業務が電子化され、作業効率が向上する。
- ・急な休校等の給食停止に伴い生じる歳入不足への柔軟な対応が可能となる。

5 実施時期

- ・令和4年1月から、小学校33校1分校にて先行実施
- ・令和4年4月から、残る小学校20校、中学校24校1分校にて本格実施

金沢市立工業高等学校の活動状況について
(令和2年10月～令和3年3月)

1. 資格取得の状況

(1) 工業関係

・ J I S 溶接技能者評価試験 半自動		5名
・ カラーコーディネーター検定 スタANDARD		2名
・ ボイラー取扱技能講習修了		6名
・ 危険物取扱者	乙種1類～5類	6名
・ 機械製図検定		48名
・ 計算技術検定	2級～3級	227名
・ 工事担任者	DD3種	15名
・ 初級CAD検定試験		52名
・ 小型車両系建設機械	3t未満	19名
・ 消防設備士	乙種第7類	4名
・ 情報技術検定試験	2級～3級	243名
・ ITパスポート		6名
・ 測量士補		2名
・ 電気工事士	第1種～第2種	36名
・ 電気工事施工管理技術検定	2級	17名
・ 建築施工管理技術検定	2級	17名
・ 土木施工管理技術検定	2級	24名
・ 福祉住環境コーディネーター検定	3級	1名
・ 陸上特殊無線技士	2級～3級	26名
・ 知的財産管理技術検定	3級	1名
	延べ	<u>757名</u>

(2) その他(工業関係以外)

・ 実用英語技能検定	2級～3級	12名
・ 実用数学技能検定	準2級	6名
・ 世界遺産検定	2級～3級	6名
・ 日商PC検定(文書作成)	3級	4名
・ 日本漢字能力検定	2級～3級	10名
・ 秘書技能検定試験	3級	5名
	延べ	<u>43名</u>

(3) ジュニアマイスター検証制度(全国工業高等学校長協会)

特別表彰3名、ゴールド10名、シルバー15名

2. 部活動の状況

(1) 文化部関係

- ・ 高等学校新聞コンクール 総合の部優良賞 部門の部奨励賞
- ・ 金沢地区美術展美術工芸部門 佳作
- ・ いしかわ映像作品コンテスト 保健委員会 優秀賞

(2) 運動部関係

[10月]

- ・ 日本選手権水泳競技大会水球競技最終予選会 団体男子・団体女子参加
- ・ 北信越ジュニア水球競技選手権大会 団体男子3位 団体女子1位
- ・ 石川県高等学校バスケットボール選手権大会 3位

[11月]

- ・ 石川県高等学校新人大会バスケットボール競技 2位
- ・ 石川県高等学校新人体育大会バドミントン競技 団体優勝 個人ダブルス1・2・3位
個人シングルス1・2・3位
- ・ 石川県高等学校新人体育大会剣道競技 団体準優勝 男子個人戦1・3位
- ・ 石川県高等学校弓道新人大会 男子団体優勝 個人2位
- ・ 北信越高等学校新人体育大会弓道競技 男子団体優勝
- ・ 石川県高等学校新人体育大会ハンドボール競技 男子の部3位
- ・ 石川県高等学校新人体育大会新体操競技 種目別フープ 個人優勝

[12月]

- ・ 全国高等学校弓道選抜大会 出場
- ・ 全国高等学校対抗ボウリング選手権大会 出場

[1月]

- ・ 全国高等学校相撲選手権大会 高校の部 個人出場
- ・ 松本旗争奪石川県高等学校剣道選抜大会 団体優勝
- ・ 全国高等学校選抜バドミントン大会北信越予選会 団体準優勝
- ・ 全日本高校ボウリング選手権大会 出場

[3月]

- ・ 全国高等学校選抜バドミントン選手権大会 団体出場 (3月25日～26日)
- ・ 全国高等学校相撲選抜高知大会 (3月20日～21日)
- ・ 全日本ジュニア(U-17)水球競技選手権大会 (3月18日～21日)
- ・ 全国高等学校剣道選抜大会 団体出場 (3月26日～28日)

3. その他活動

- 11月 3日 (火) 吹奏楽部定期演奏会 (金沢市文化ホール)
- 11月18日 (水) 金工祭 (本校生徒のみ)
- 2月 5日 (金) 3年生予餞会 (3年生のみ)
- 2月10日 (水) 校内課題研究発表会 (本校生徒のみ)
- 3月 1日 (月) 電気科 手指消毒液自動噴霧装置を市役所に寄贈

資 料

議案第 6～13 号

令和3年3月 教育委員会規則関係議案

機構改革に伴う規則改正等

議案第 6 号	金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正について	1
議案第 7 号	金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について	5
議案第 8 号	金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について	20
議案第 9 号	金沢市社会教育委員事務局規則等の一部改正について	37
	・ 金沢市社会教育委員事務局規則	
	・ 金沢市教育委員会公印規則	
	・ 金沢市教育委員会職員職名規則	
議案第 10 号	金沢市教育プラザ条例施行規則の一部改正について	46
議案第 11 号	教育委員会事務の補助執行に関する規則等を廃止する規則制定について	52
	・ 教育委員会事務の補助執行に関する規則	
	・ 金沢市文化財保護条例施行規則	
	・ 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則	
	・ 金沢市埋蔵文化財センター条例施行規則	
	・ 金沢市青少年野外体験施設条例施行規則	
	・ 金沢市長土堀青少年交流センター条例施行規則	

様式等の押印の見直しに伴う規則制定

議案第 12 号	金沢市教育委員会規則で定める様式における押印の見直しに伴う 関係規則の整理に関する規則制定について	54
	・ 金沢市教育委員会会議規則	
	・ 金沢市中央公民館使用料条例施行規則	
	・ 金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の 補助に関する条例施行規則	
	・ 金沢市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則	
	・ 金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則	

金沢市文書管理規程制定に伴う規則改正

議案第 13 号	金沢市立小学校、中学校管理規則及び金沢市立工業高等学校 管理規則の一部改正について	66
	・ 金沢市立小学校、中学校管理規則	
	・ 金沢市立工業高等学校管理規則	

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正について

第8類第1章第1節

改正理由

金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部改正（令和3年3月 日 公布、同年4月1日施行）に伴い、教育委員会の会議において議決を受けるべき事項を一部改める。

改正内容

市長が管理し、及び執行する教育に関する事務に、次の事項が加えられたことに伴い、教育委員会の会議において議決を受けるべき事項から次の事項を削る。

- (1) 次に掲げる青少年教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関すること（当該教育機関に係る青少年教育に関する事務を含む。）。

（対象施設） 青少年野外体験施設（甥杉、土子原）
教育プラザの青少年健全育成センター
長土堀青少年交流センター

- (2) 文化財の保護に関すること。

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）を次のように改正する。

第2条第2号中「教育機関」の次に「（金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成20年条例第1号）本則第1号に規定する教育機関を除く。）」を加え、同条中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、第17号を第16号とする。

第3条第1項第8号中「前条第15号」を「前条第14号」に改める。

第4条第1項中「並びに補助執行規則第2条第1項に規定する事務」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(教育委員会議決事項)</p> <p>第2条 教育委員会の会議において議決を受けるべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育行政に関する一般方針を定めること。</p> <p>(2) 学校、公民館その他の教育機関 （金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成20年条例第1号）本則第1号に規定する教育機関を除く。） の設置及び廃止を決定すること。</p> <p>(3) 教育課程の編成の基本方針を定めること。</p> <p>(4) 教科用図書の採択及び準教科書の承認に関すること。</p> <p>(5) 県費負担教職員の人事の内申及び市立工業高等学校の教職員の人事について基本方針を定めること。</p> <p>(6) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員である校長の任免その他の進退について内申すること。</p> <p>(7) 県費負担教職員の服務の監督の基本方針を定めること。</p> <p>(8) 事務局（金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）第1条に規定する事務局をいう。）及び市立工業高等学校の職員（県費負担教職員を除く。次号及び次条第1項第1号において「事務局等の職員」という。）のうち課長以上の職員（課長以上の職に相</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(教育委員会議決事項)</p> <p>第2条 教育委員会の会議において議決を受けるべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育行政に関する一般方針を定めること。</p> <p>(2) 学校、公民館その他の教育機関 _____ _____ の設置及び廃止を決定すること。</p> <p>(3) 教育課程の編成の基本方針を定めること。</p> <p>(4) 教科用図書の採択及び準教科書の承認に関すること。</p> <p>(5) 県費負担教職員の人事の内申及び市立工業高等学校の教職員の人事について基本方針を定めること。</p> <p>(6) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員である校長の任免その他の進退について内申すること。</p> <p>(7) 県費負担教職員の服務の監督の基本方針を定めること。</p> <p>(8) 事務局（金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）第1条に規定する事務局をいう。）及び市立工業高等学校の職員（県費負担教職員を除く。次号及び次条第1項第1号において「事務局等の職員」という。）のうち課長以上の職員（課長以上の職に相</p>

当する職にある職員を含む。）の任免に関すること。

(9) 事務局等の職員の懲戒に関すること。

(10) 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。

(11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。

(12) 法令及び条例に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱に関すること。

(13) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の基本方針を定めること。

「削る。」

(14) 通学区域を定め、又はこれを変更すること。

(15) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告に関すること。

(16) 教育委員会が行った処分等に対する審査請求に係る教育委員会の裁決に関すること。

（教育長専決事項）

第3条 教育長に専決させる事項は、次のとおりとする。

(1) 県費負担教職員、事務局等の職員その他教育機関の職員の任免その他の人事に関すること（前条第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる事項を除く。）。

(2) 教育委員会の定める訓令その他の規程の制定又は改廃に関すること。

(3) 学校医等の委嘱及び要綱等に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱に関すること。

当する職にある職員を含む。）の任免に関すること。

(9) 事務局等の職員の懲戒に関すること。

(10) 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。

(11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。

(12) 法令及び条例に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱に関すること。

(13) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の基本方針を定めること。

(14) 文化財の保護に関すること（教育委員会事務の補助執行に関する規則（平成13年教育委員会規則第3号。第4条第1項において「補助執行規則」という。）第2条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に限る。）。

(15) 通学区域を定め、又はこれを変更すること。

(16) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告に関すること。

(17) 教育委員会が行った処分等に対する審査請求に係る教育委員会の裁決に関すること。

（教育長専決事項）

第3条 教育長に専決させる事項は、次のとおりとする。

(1) 県費負担教職員、事務局等の職員その他教育機関の職員の任免その他の人事に関すること（前条第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる事項を除く。）。

(2) 教育委員会の定める訓令その他の規程の制定又は改廃に関すること。

(3) 学校医等の委嘱及び要綱等に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱に関すること。

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）新旧対照表

- (4) 児童及び生徒の就学、入学、転学等に関すること。
- (5) 学級編制に関すること。
- (6) 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）の規定に基づく教育委員会所管の行政情報の公開等に関すること。
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項若しくは第15項又は第252条の38第6項の規定に基づく教育委員会所管の事務に関する監査委員への通知に関すること。
- (8) 告示、公告その他の公示に関すること（**前条第14号**に掲げる事項を除く。）。
- (9) 感謝状の贈呈、賞状の授与等に関すること。
- (10) 教育委員会の所管に係る行事の後援、主催等に関すること。

2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、必要があると認めるときは、速やかにその概要を教育委員会に報告しなければならない。

（事務の委任）

第4条 教育委員会は、第2条及び前条第1項に規定する事務_____を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務について、特に重要と認められるものについては、同項の規定にかかわらず、これを教育委員会に諮らなければならない。

- (4) 児童及び生徒の就学、入学、転学等に関すること。
- (5) 学級編制に関すること。
- (6) 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）の規定に基づく教育委員会所管の行政情報の公開等に関すること。
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項若しくは第15項又は第252条の38第6項の規定に基づく教育委員会所管の事務に関する監査委員への通知に関すること。
- (8) 告示、公告その他の公示に関すること（**前条第15号**に掲げる事項を除く。）。
- (9) 感謝状の贈呈、賞状の授与等に関すること。
- (10) 教育委員会の所管に係る行事の後援、主催等に関すること。

2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、必要があると認めるときは、速やかにその概要を教育委員会に報告しなければならない。

（事務の委任）

第4条 教育委員会は、第2条及び前条第1項に規定する事務**並びに補助執行規則第2条第1項に規定する事務**を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務について、特に重要と認められるものについては、同項の規定にかかわらず、これを教育委員会に諮らなければならない。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正について

第8類第1章第2節

改正理由

行政組織の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

改正内容

- 1 部を廃止し、必要に応じ、事務局に次長等を置くことができることとする。
- 2 長土堀青少年交流センター及び教育プラザの地域教育センターの市長部局への移管に伴い、これらの規定を削る。
- 3 その他生涯学習課企画庶務係の事務を整理する。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

事務局等	課等	係
事務局	教育総務課 教育施設等整備室	企画庶務係 施設管理係 学校事務係 学校給食係

	学校職員課 学校指導課 生徒指導支援室 生涯学習課 家庭教育振興室 中央公民館 キゴ山ふれあい研修センター 図書館総務課 玉川図書館 泉野図書館 金沢海みらい図書館	学校職員係 企画庶務係 小学校指導係 中学校指導係 学力向上対策係 企画庶務係 地域教育係 図書館総務係
教育プラザ	学校教育センター	教育相談係 研修係

第2条第2項中「部等」を「教育プラザ」に改め、「応じ」の次に「、事務局等に次長等を」を加える。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「部長等」を「教育プラザの長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 次長等は、上司の命を受け、所管の事務を掌理する。

第4条を削る。

第5条の見出し中「学校教育部」を「事務局」に改め、同条中「学校教育部の各課等又は」を「事務局の各課等又は」に改め、同条の表中

「

	12 部の所管事務で他課及び他係に属しない事項 13 他の部に属しない事項
--	--

を

」

		12 事務局の所管事務で他課及び他係に属しない事項	に、
--	--	---------------------------	----

	学力向上対策係	1 小学校及び中学校における学力向上に関する事項	を
生徒指導支援室		1 小学校及び中学校における生徒指導の支援に関する事項	

	学力向上対策係	1 小学校及び中学校における学力向上に関する事項
生徒指導支援室		1 小学校及び中学校における生徒指導の支援に関する事項
生涯学習課	企画庶務係	1 生涯学習に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項 3 成人教育の推進に関する事項 4 社会教育委員に関する事項 5 市民憲章に関する事項 6 他係に属しない事項
	地域教育係	1 高齢者教育の推進に関する事項 2 女性教育の推進に関する事項 3 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）の育成及び指導に関する事項 4 地区公民館に関する事項 5 学校施設の開放に関する事項（学校施設の

		利用の許可に関する事項を除く。)	
家庭教育振興室		<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭教育の振興に関する事項 2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項 	に
中央公民館		<ol style="list-style-type: none"> 1 成人教養講座の開催に関する事項 2 高齢者教育に関する事項 3 中央公民館の管理運営に関する事項 	
キゴ山ふれあい研修センター		<ol style="list-style-type: none"> 1 里山における自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項 2 里山における人々の営み及び文化の体験的な学習活動に関する事項 3 宇宙に関する科学的知見、宇宙の開発及び利用を支える科学技術等に係る学習活動に関する事項 4 天体観察室、プラネタリウム等の使用による天文知識等の普及に関する事項 5 市民のスポーツ、レクリエーション、文化活動等の振興に関する事項 6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項 	
図書館総務課	図書館総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立図書館の統括に関する事項 2 市立図書館の施策の総合的企画及び調整に関する事項 	
玉川図書館		<ol style="list-style-type: none"> 1 金沢市図書館規則に定める事項 	
泉野図書館			
金沢海みらい図書館			

改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 教育プラザの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

事務局等・課等・係		分掌事務
教育プラザ		1 学校教育に携わる職員の資質の向上及び学校教育に係る相談に関する事項
学校教育センター	教育相談係	1 学校教育の相談・研修に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学校教育に係る相談に関する事項 3 他係に属しない事項
	研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項

第5条を第4条とする。

第6条及び第7条を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正案			現行			
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 金沢市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p>			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 金沢市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務等については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p>			
事務局等	課等	係	部等	課等	係	
事務局	教育総務課	企画庶務係 施設管理係 学校事務係 学校給食係	学校教育部	教育総務課	企画庶務係 施設管理係 学校事務係 学校給食係	
	教育施設等整備室			教育施設等整備室		
	学校職員課	学校職員係		学校職員課	学校職員係	
	学校指導課	企画庶務係 小学校指導係 中学校指導係 学力向上対策係		学校指導課	企画庶務係 小学校指導係 中学校指導係 学力向上対策係	
	生徒指導支援室			生徒指導支援室		
	生涯学習課	企画庶務係 地域教育係		生涯学習部	生涯学習課	企画庶務係 地域教育係
	家庭教育振興室				家庭教育振興室	
	中央公民館				中央公民館	
	キゴ山ふれあい研修センター				キゴ山ふれあい研修センター	
	「削る。」				長土堀青少年交流センター	

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）新旧対照表

	図書館総務課 玉川図書館 泉野図書館 金沢海みらい図書館	図書館総務係
教育プラザ	「削る。」 「削る。」 学校教育センター	「削る。」 教育相談係 研修係

2 事務局に教育次長を、前項の表に規定する**教育プラザ**、課等及び係にそれぞれ長を置き、必要に応じ、**事務局等に次長等を**、課等に課長補佐等を置くことができる。

（教育次長等の職務）

第3条 教育次長は、教育長を補佐し、所管の事務を掌理する。

2 次長等は、上司の命を受け、所管の事務を掌理する。

3 教育プラザの長及び課長等は、それぞれ上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 課長補佐等は、課長等を補佐し、所管の事務を掌理する。

5 係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

「削る。」

	図書館総務課 玉川図書館 泉野図書館 金沢海みらい図書館	図書館総務係
教育プラザ	地域教育センター 少年育成支援室 学校教育センター	地域教育係 研修係 教育相談係

2 事務局に教育次長を、前項の表に規定する**部等**_____、課等及び係にそれぞれ長を置き、必要に応じ_____、課等に課長補佐等を置くことができる。

（教育次長等の職務）

第3条 教育次長は、教育長を補佐し、所管の事務を掌理する。

（追加）

2 部長等_____及び課長等は、それぞれ上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 課長補佐等は、課長等を補佐し、所管の事務を掌理する。

4 係長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

（各部等の分掌事務）

第4条 各部等の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

部等	分掌事務
学校教育部	1 教育委員会の会議に関する事項
	2 職員の人事、服務等に関する事項
	3 文書及び財産に関する事項

（事務局_____の各課等の分掌事務）

第4条 事務局_____の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・係		分掌事務
教育総務課	企画庶務係	1 教育委員会の会議、交際及び渉外に関する事項 2 教育委員の報酬及び費用弁償に関する事項 3 教育行政の主要施策の企画及び調整に関する事項 4 規則の制定又は改廃の総括に関する事項 5 事務局その他教育機関の組織及び分掌事務に関する事項 6 公告式に関する事項 7 公印の管守に関する事項 8 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の人事、服務、研修及び福利厚生に関する事項 9 教育予算執行の総括に関する事項 10 事務局の文書の收受に関する事項

- 4 学校教育に関する事項
- 5 健康教育に関する事項
- 6 他部の所管に属しない事項

生涯学習部	1 生涯学習に関する事項
教育プラザ	1 地域における子どもの育成の支援に関する事項 2 学校教育に携わる職員の資質の向上及び学校教育に係る相談に関する事項

（学校教育部の各課等の分掌事務）

第5条 学校教育部の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・係		分掌事務
教育総務課	企画庶務係	1 教育委員会の会議、交際及び渉外に関する事項 2 教育委員の報酬及び費用弁償に関する事項 3 教育行政の主要施策の企画及び調整に関する事項 4 規則の制定又は改廃の総括に関する事項 5 事務局その他教育機関の組織及び分掌事務に関する事項 6 公告式に関する事項 7 公印の管守に関する事項 8 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の人事、服務、研修及び福利厚生に関する事項 9 教育予算執行の総括に関する事項 10 事務局の文書の收受に関する事項

		11 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項 12 事務局 の所管事務で他課及び他係に属しない事項 「削る。」
	施設管理係	1 教育財産の総括管理に関する事項 2 義務教育施設の管理に関する事項 3 通学路の整備に関する事項 4 学校の環境衛生管理に関する事項
	学校事務係	1 通学区域の設定及び変更に関する事項 2 児童及び生徒の入学及び転学の手続に関する事項 3 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関する事項 4 学齢簿の管理に関する事項 5 就学援助に関する事項 6 私立学校（幼稚園を除く。）の助成に関する事項
	学校給食係	1 学校給食の計画及び指導に関する事項 2 学校給食の管理運営に関する事項
	教育施設等整備室	1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項 3 学校給食の施設整備に関する事項 4 玉川こども図書館等の整備に関する事項
学校職員課	学校職員	1 学校職員等の人事及び服務に関する事項

		11 教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項 12 部 の所管事務で他課及び他係に属しない事項 13 他の部に属しない事項
	施設管理係	1 教育財産の総括管理に関する事項 2 義務教育施設の管理に関する事項 3 通学路の整備に関する事項 4 学校の環境衛生管理に関する事項
	学校事務係	1 通学区域の設定及び変更に関する事項 2 児童及び生徒の入学及び転学の手続に関する事項 3 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関する事項 4 学齢簿の管理に関する事項 5 就学援助に関する事項 6 私立学校（幼稚園を除く。）の助成に関する事項
	学校給食係	1 学校給食の計画及び指導に関する事項 2 学校給食の管理運営に関する事項
	教育施設等整備室	1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項 3 学校給食の施設整備に関する事項 4 玉川こども図書館等の整備に関する事項
学校職員課	学校職員	1 学校職員等の人事及び服務に関する事項

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）新旧対照表

	係	<ul style="list-style-type: none"> 2 学校職員等に係る人材育成に関する施策の企画及び調整に関する事項 3 学校職員等の健康管理に関する事項 4 市立工業高等学校との連絡調整に関する事項 5 教職員団体等との交渉に関する事項
学校指導課	企画庶務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校教育に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事項（教育総務課が所管する事項を除く。） 3 教材、教具等の整備に関する事項 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事項 5 他係に属しない事項
	小学校指導係	<ul style="list-style-type: none"> 1 小学校に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校運営の指導助言に関する事項（学力向上対策係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） イ 児童の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びに学力向上対策係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） ウ 特別支援教育の推進に関する事項 エ 人権教育の推進に関する事項 オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 カ 健康教育の推進に関する事項 キ 学校の保健計画に関する事項
	中学校指導係	<ul style="list-style-type: none"> 1 中学校に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校運営の指導助言に関する事項（学力向

	係	<ul style="list-style-type: none"> 2 学校職員等に係る人材育成に関する施策の企画及び調整に関する事項 3 学校職員等の健康管理に関する事項 4 市立工業高等学校との連絡調整に関する事項 5 教職員団体等との交渉に関する事項
学校指導課	企画庶務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校教育に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事項（教育総務課が所管する事項を除く。） 3 教材、教具等の整備に関する事項 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事項 5 他係に属しない事項
	小学校指導係	<ul style="list-style-type: none"> 1 小学校に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校運営の指導助言に関する事項（学力向上対策係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） イ 児童の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びに学力向上対策係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。） ウ 特別支援教育の推進に関する事項 エ 人権教育の推進に関する事項 オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項 カ 健康教育の推進に関する事項 キ 学校の保健計画に関する事項
	中学校指導係	<ul style="list-style-type: none"> 1 中学校に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校運営の指導助言に関する事項（学力向

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）新旧対照表

		<p>上対策係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。）</p> <p>イ 生徒の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びに学力向上対策係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。）</p> <p>ウ 特別支援教育の推進に関する事項</p> <p>エ 人権教育の推進に関する事項</p> <p>オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項</p> <p>カ 健康教育の推進に関する事項</p> <p>キ 学校の保健計画に関する事項</p>
	学力向上対策係	1 小学校及び中学校における学力向上に関する事項
	生徒指導支援室	1 小学校及び中学校における生徒指導の支援に関する事項
生涯学習課	企画庶務係	1 生涯学習に係る施策の企画及び調整に関する事項
		2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項
3 成人教育の推進に関する事項		
4 社会教育委員に関する事項		
5 市民憲章に関する事項		
6 他係に属しない事項		
	地域教育係	1 高齢者教育の推進に関する事項
		2 女性教育の推進に関する事項
		3 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）の育成及び指導に関する事項
		4 地区公民館に関する事項

		<p>上対策係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。）</p> <p>イ 生徒の管理に関する事項（学齢簿の管理に関する事項並びに学力向上対策係及び生徒指導支援室が所管する事項を除く。）</p> <p>ウ 特別支援教育の推進に関する事項</p> <p>エ 人権教育の推進に関する事項</p> <p>オ 教科書その他の教材の取扱いに関する事項</p> <p>カ 健康教育の推進に関する事項</p> <p>キ 学校の保健計画に関する事項</p>
	学力向上対策係	1 小学校及び中学校における学力向上に関する事項
	生徒指導支援室	1 小学校及び中学校における生徒指導の支援に関する事項

		5 学校施設の開放に関する事項（学校施設の利用の許可に関する事項を除く。）
家庭教育振興室		1 家庭教育の振興に関する事項 2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項
中央公民館		1 成人教養講座の開催に関する事項 2 高齢者教育に関する事項 3 中央公民館の管理運営に関する事項
キゴ山ふれあい研修センター		1 里山における自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項 2 里山における人々の営み及び文化の体験的な学習活動に関する事項 3 宇宙に関する科学的知見、宇宙の開発及び利用を支える科学技術等に係る学習活動に関する事項 4 天体観察室、プラネタリウム等の使用による天文知識等の普及に関する事項 5 市民のスポーツ、レクリエーション、文化活動等の振興に関する事項 6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項
図書館総務課	図書館総務係	1 市立図書館の統括に関する事項 2 市立図書館の施策の総合的企画及び調整に関する事項
玉川図書館 泉野図書館 金沢海みらい図書		1 金沢市図書館規則に定める事項

館

「削る。」

（生涯学習部の各課等の分掌事務）

第6条 生涯学習部の各課等又は各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・係	分掌事務	
生涯学習課	企画庶務係	1 生涯学習振興施策の企画立案に関する事項 2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項 3 成人教育の推進に関する事項 4 社会教育委員に関する事項 5 部の所管事務で他課及び他係に属しない事項
	地域教育係	1 高齢者教育の推進に関する事項 2 女性教育の推進に関する事項 3 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）の育成及び指導に関する事項 4 地区公民館に関する事項 5 学校施設の開放に関する事項（学校施設の利用の許可に関する事項を除く。） 6 市民憲章に関する事項
	家庭教育振興室	1 家庭教育の振興に関する事項 2 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項
	中央公民館	1 成人教養講座の開催に関する事項 2 高齢者教育に関する事項 3 中央公民館の管理運営に関する事項
	キゴ山ふれあい研修センター	1 里山における自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項 2 里山における人々の営み及び文化の体験的な学習

		<p>活動に関する事項</p> <p>3 宇宙に関する科学的知見、宇宙の開発及び利用を支える科学技術等に係る学習活動に関する事項</p> <p>4 天体観察室、プラネタリウム等の使用による天文知識等の普及に関する事項</p> <p>5 市民のスポーツ、レクリエーション、文化活動等の振興に関する事項</p> <p>6 キゴ山ふれあい研修センターの管理運営に関する事項</p>	
	<p>長土塀青少年交流センター</p>	<p>1 青少年教育の推進に関する事項</p> <p>2 青少年関係団体の育成及び指導に関する事項</p> <p>3 青少年相互及び青少年と他の世代との交流の促進に関する事項</p> <p>4 青少年野外体験施設に関する事項</p> <p>5 長土塀青少年交流センターの管理運営に関する事項</p>	
	<p>図書館総務課</p>	<p>図書館総務係</p>	<p>1 市立図書館の統括に関する事項</p> <p>2 市立図書館の施策の総合的企画及び調整に関する事項</p>
	<p>玉川図書館 泉野図書館 金沢海みらい図書館</p>	<p>1 金沢市図書館規則に定める事項</p>	
	<p>(教育プラザの各課等の分掌事務)</p>		
<p>2 教育プラザの _____ 分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p>	<p>第7条 教育プラザの <u>各課等又は各係</u> の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p>		

事務局等・課等・係		分掌事務
教育プラザ		1 学校教育に携わる職員の資質の向上及び学校教育に係る相談に関する事項
学校教育センター	教育相談係	1 学校教育の相談・研修に係る施策の企画及び調整に関する事項 2 学校教育に係る相談に関する事項 3 他係に属しない事項
	研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項

附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

課等・係		分掌事務
地域教育センター	地域教育係	1 地域の子どもの育成に関する活動の支援に関する事項 2 社会教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 4 教育プラザの庶務、予算及び施設の維持管理に関する事項
少年育成支援室		1 青少年の健全育成に関する事項 2 少年の補導に関する事項
学校教育センター	研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項
	教育相談係	1 学校教育に係る相談に関する事項

附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正について

第8類第1章第2節

改正理由

行政組織の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

改正内容

- 1 部の廃止に伴う専決区分の見直し
- 2 長土堀青少年交流センター及び教育プラザの地域教育センターの市長部局への移管に伴う規定の整理
- 3 市長部局の行政組織の見直しに伴う規定の整理
「行政経営課」→「デジタル行政戦略課」

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）を次のように改正する。

第2条第6号を削り、同条第7号中「規則」を「金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号。以下この条において「規則」という。）」に改め、「、地域教育センター」を削り、同号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 次長 規則に規定する次長で、教育委員会があらかじめ指定する事務を所管するもの（教育プラザにあつては、総括施設長）をいう。

第2条第9号を削り、同条第10号を同条第9号に改める。

第4条中「部長」を「次長」に改める。

第5条第2項中「所管部長」を「所管次長」に改め、同条第3項中「所管部長」を「所管次長（所管次長を置かない場合にあつては、所管課長）」に改め、同条第4項中「所管部長」を「所管次長」に改め、同条第5項中「地域教育センター及び」を削る。

第9条第1項中「部長」を「次長」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 別表第1及び別表第2の規定の適用については、「所管次長」とあるのは、次長を置かない場合にあつては、「教育次長」とする。

別表第1組織及び人事管理の表中「所管部長」を「所管次長」に、「行政経営課」を「デジタル行政戦略課」に、「（部長）」を「（次長）」に改め、同表の備考第1項中「、長土堀青少年交流センター所長」を削り、同備考第2項中「部長」を「次長」に改め、別表第1事務の執行の表中「所管部長」を「所管次長」に、

「

23 部の所管事務に係る企画及び連絡調整		○			
24 所管事務に係る啓発及び普及に関すること			○		

を

」

23 所管事務に係る啓 発及び普及に関する こと。			○					に
---------------------------------	--	--	---	--	--	--	--	---

改める。

別表第2中「各部課個別専決事項」を「各課個別専決事項」に、「部課名」を「課名」に、「所管部長」を「所管次長」に、

生涯学習課	1 青少年野外体験施設の使用承認等			○				を
	2 学校施設の開放校に指定された小学校及び中学校の利用団体の登録等			○				
	3 中央公民館の使用承認等					○		
	4 キゴ山ふれあい研修センターの使用承認等					○		
	5 長土堀青少年交流センターの使用承認等					○		

生涯学習課	1 学校施設の開放校に指定された小学校及び中学校の利用団体の登録等			○				に
	2 中央公民館の使用承認等					○		
	3 キゴ山ふれあい研修センターの使用承認等					○		

改め、地域教育センターの項を削り、

「

学校教育センター	1 学校教育に携わる職員の研修の実施に関すること。			○		
	2 教育資料の使用承認等			○		

を

「

学校教育センター	1 学校教育に携わる職員の研修の実施に関すること。			○		
	2 教育資料の使用承認等			○		
	3 教育プラザの施設及び設備の目的外使用の許可等			○		

に

改め、同表の備考第2項中「、キゴ山ふれあい研修センター所長及び長土堀青少年交流センター所長」を「及びキゴ山ふれあい研修センター所長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における事務の決裁については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>第1条 金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における事務の決裁については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>
<p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 決裁 教育長がその権限に属する事務に関し、意思の決定を行うことをいう。</p>	<p>(1) 決裁 教育長がその権限に属する事務に関し、意思の決定を行うことをいう。</p>
<p>(2) 専決 教育長の事務のうち、あらかじめ定められた特定の事務の処理に関し、常時教育長に代わって意思の決定を行うことをいう。</p>	<p>(2) 専決 教育長の事務のうち、あらかじめ定められた特定の事務の処理に関し、常時教育長に代わって意思の決定を行うことをいう。</p>
<p>(3) 専決者 専決をする権限を有する者をいう。</p>	<p>(3) 専決者 専決をする権限を有する者をいう。</p>
<p>(4) 代決 教育長若しくは専決者が不在のとき、又は専決者が欠けたときに、教育長又は専決者（以下「教育長等」という。）の権限に属する事務に関し、教育長等に代わって意思の決定を行うことをいう。</p>	<p>(4) 代決 教育長若しくは専決者が不在のとき、又は専決者が欠けたときに、教育長又は専決者（以下「教育長等」という。）の権限に属する事務に関し、教育長等に代わって意思の決定を行うことをいう。</p>
<p>(5) 不在 旅行、傷病その他の理由により、決裁又は専決できない状態にあることをいう。</p>	<p>(5) 不在 旅行、傷病その他の理由により、決裁又は専決できない状態にあることをいう。</p>
<p><u>「削る。」</u></p>	<p><u>(6) 部 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号。以下この条において「規則」という。）に規定する部及び教育プラザをいう。</u></p>
<p><u>(6) 課 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号。以下この条において「規則」という。）に規定する課</u> <u>及び学校教育センター並びに市立工業高等学校をいう。</u></p>	<p><u>(7) 課 規則</u> <u>に規定する課、</u> <u>地域教育センター及び学校教育センター並びに市立工業高等学校をいう。</u></p>
<p><u>(7) 教育次長 規則に規定する教育次長をいう。</u></p>	<p><u>(8) 教育次長 規則に規定する教育次長をいう。</u></p>
<p><u>(8) 次長 規則に規定する次長で、教育委員会があらかじめ指定する事務を所管するもの（教育プラザにあっては、総括施設長）をいう。</u></p>	<p><u>(9) 部長 部の長をいう。</u></p>

(9) 課長 課の長（市立工業高等学校にあつては、事務局長）をいう。

第3条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育次長がその職務（金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）第3条第1項各号に掲げる事項に関する事務及び同規則第4条第1項の規定により委任された事務に係るものに限る。）を代理する。

第4条 事務は、原則として順次直接上司の意思の決定を受けた後、関係課及び**次長**の合議並びに教育次長を経て教育長の決裁を受けなければならない。

第5条 教育長が不在のときは、教育次長がその事務を代決する。

2 教育長及び教育次長が不在のとき、又は教育長が不在であり、かつ、教育次長が欠けたときは、**所管次長**がその事務を代決する。

3 教育次長が不在のとき、又は教育次長が欠けたときは、**所管次長（所管次長を置かない場合にあつては、所管課長）**がその事務を代決する。

4 **所管次長**が不在のとき、又は**所管次長**が欠けたときは、所管課長がその事務を代決する。

5 所管課長が不在のとき、又は所管課長が欠けたときは、課長補佐（課長補佐が2人以上ある場合にあつては当該事務を担当する課長補佐、_____学校
_____学校教育センターにあつては所長補佐、市立工業高等学校にあつては事務局長補佐）がその事務を代決する。

第6条 あらかじめその処理について特に指定を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項、異例若しくは疑義のある事項又は新規の事項は、前条の規定にかかわらず、代決することができない。

第7条 代決した事項については、施行後速やかに後閲を受けなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

第8条 次に掲げる事項は、上司の指示を受けなければ専決することができない。

(1) 重要又は異例に属する事項

(10) 課長 課の長（市立工業高等学校にあつては、事務局長）をいう。

第3条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育次長がその職務（金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）第3条第1項各号に掲げる事項に関する事務及び同規則第4条第1項の規定により委任された事務に係るものに限る。）を代理する。

第4条 事務は、原則として順次直接上司の意思の決定を受けた後、関係課及び**部長**の合議並びに教育次長を経て教育長の決裁を受けなければならない。

第5条 教育長が不在のときは、教育次長がその事務を代決する。

2 教育長及び教育次長が不在のとき、又は教育長が不在であり、かつ、教育次長が欠けたときは、**所管部長**がその事務を代決する。

3 教育次長が不在のとき、又は教育次長が欠けたときは、**所管部長**
_____がその事務を代決する。

4 **所管部長**が不在のとき、又は**所管部長**が欠けたときは、所管課長がその事務を代決する。

5 所管課長が不在のとき、又は所管課長が欠けたときは、課長補佐（課長補佐が2人以上ある場合にあつては当該事務を担当する課長補佐、**地域教育センター及び**学校教育センターにあつては所長補佐、市立工業高等学校にあつては事務局長補佐）がその事務を代決する。

第6条 あらかじめその処理について特に指定を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項、異例若しくは疑義のある事項又は新規の事項は、前条の規定にかかわらず、代決することができない。

第7条 代決した事項については、施行後速やかに後閲を受けなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

第8条 次に掲げる事項は、上司の指示を受けなければ専決することができない。

(1) 重要又は異例に属する事項

- (2) 規定の解釈上疑義のある事項
- (3) 先例になると認められる事項
- (4) 上司の指示により起案した事項
- (5) 将来において教育委員会に義務負担が生ずると認められる事項
- (6) 前各号に規定するもののほか、上司の指示を受ける必要があると認められる事項

第9条 教育次長、**次長**、課長等の専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の場合において、共通専決事項の規定と個別専決事項の規定とが競合するときは、個別専決事項の規定が優先するものとする。

第10条 別表第1及び別表第2の規定の適用については、「所管次長」とあるのは、次長を置かない場合にあっては、「教育次長」とする。

別表第1（第9条関係）

各課共通専決事項

1 組織及び人事管理

専決事項等	専決区分等				
	教育次長	所管次長	所管課長	出先機関 の長	合議課
1 所属職員の配置及び事務分担の決定			○	○	
2 附属機関又は各種委員会の委員及び幹事の任免					教育総務課（職員を含む場合に限

- (2) 規定の解釈上疑義のある事項
- (3) 先例になると認められる事項
- (4) 上司の指示により起案した事項
- (5) 将来において教育委員会に義務負担が生ずると認められる事項
- (6) 前各号に規定するもののほか、上司の指示を受ける必要があると認められる事項

第9条 教育次長、**部長**、課長等の専決事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の場合において、共通専決事項の規定と個別専決事項の規定とが競合するときは、個別専決事項の規定が優先するものとする。

第10条 前条に規定する場合における市立工業高等学校の所管部長は、学校教育部長とする。

別表第1（第9条関係）

各課共通専決事項

1 組織及び人事管理

専決事項等	専決区分等				
	教育次長	所管部長	所管課長	出先機関 の長	合議課
1 所属職員の配置及び事務分担の決定			○	○	
2 附属機関又は各種委員会の委員及び幹事の任免					教育総務課（職員を含む場合に限

					る。） デジタル 行政戦略 課 市民協働 推進課						る。） 行政経営 課 市民協働 推進課
3 国、他の公共団 体等の機関の役職 の推薦及び就任の 承認					教育総務 課	3 国、他の公共団 体等の機関の役職 の推薦及び就任の 承認					教育総務 課
4 内部組織の委員 及び幹事の任免					教育総務 課	4 内部組織の委員 及び幹事の任免					教育総務 課
5 年次有給休暇の 処理	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職 員)	○ (所属職 員)		5 年次有給休暇の 処理	○ (部長)	○ (課長)	○ (所属職 員)	○ (所属職 員)	
6 時間外勤務命令 及び休日勤務命令			○	○		6 時間外勤務命令 及び休日勤務命令			○	○	
7 所属職員の職務 に関する証票（職 員証を除く。）の 発行			○			7 所属職員の職務 に関する証票（職 員証を除く。）の 発行			○		
8 出張命令（依 頼） (1) 市内出張命令	○ (次長)	○ (課長)	○ (所属職 員)	○ (所属職 員)		8 出張命令（依 頼） (1) 市内出張命令	○ (部長)	○ (課長)	○ (所属職 員)	○ (所属職 員)	
(2) 県内出張命令	○	○	○	○	財政課	(2) 県内出張命令	○	○	○	○	財政課

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

	<u>（次長）</u>	（課長）	（所属職員）	（所属職員）	（長期講習旅費に限る。）
(3) 県外出張命令	○ <u>（次長）</u>	○ （課長）	○ （所属職員）	○ （所属職員）	財政課 （長期講習旅費に限る。）
(4) 外国旅行命令					人事課 財政課
(5) 特別旅行依頼 （費用弁償を含む。）		○ （課長以上相当）	○ （課長補佐以下相当）		人事課 財政課 （長期講習旅費に限る。）
9 職場研修（課単位で行うものを除く。）の実施		○			教育総務課
10 職員の公務災害補償（認定請求に係るものに限る。）		○			人事課

備考

- 1 出先機関の長とは、中央公民館長、キゴ山ふれあい研修センター所長
_____、玉川図書館長、泉野図書館長及び金沢海みらい図書館長をいう（事務の執行において同じ。）。
- 2 **次長**又は課長とあるのは、それぞれ、**次長**又は課長に相当する職にあ

	<u>（部長）</u>	（課長）	（所属職員）	（所属職員）	（長期講習旅費に限る。）
(3) 県外出張命令	○ <u>（部長）</u>	○ （課長）	○ （所属職員）	○ （所属職員）	財政課 （長期講習旅費に限る。）
(4) 外国旅行命令					人事課 財政課
(5) 特別旅行依頼 （費用弁償を含む。）		○ （課長以上相当）	○ （課長補佐以下相当）		人事課 財政課 （長期講習旅費に限る。）
9 職場研修（課単位で行うものを除く。）の実施		○			教育総務課
10 職員の公務災害補償（認定請求に係るものに限る。）		○			人事課

備考

- 1 出先機関の長とは、中央公民館長、キゴ山ふれあい研修センター所長
、長土塀青少年交流センター所長、玉川図書館長、泉野図書館長及び金沢海みらい図書館長をいう（事務の執行において同じ。）。
- 2 **部長**又は課長とあるのは、それぞれ、**部長**又は課長に相当する職にあ

る職員を含む。

2 事務の執行

専決事項等	専決区分等				
	教育次長	所管次長	所管課長	出先機関 の長	合議課
1 教育行政の執行で方針の確定しているものに関する事務処理の決定	○ (軽易なもの)				
2 規則、訓令又は要綱の制定及び改廃					教育総務課（軽易なものを除く。）
3 許認可、登録、承認等の申請、副申又は進達		○	○ (軽易なもの)		
4 市民からの意見、要望、提案等の処理		○	○ (軽易なもの)		
5 附属機関等の招集及び会議等の開催の決定			○		
6 職員以外の者の表彰、ほう賞、感謝状の贈呈及び賞状の授与の決定		○ (軽易なもの)			教育総務課

る職員を含む。

2 事務の執行

専決事項等	専決区分等				
	教育次長	所管部長	所管課長	出先機関 の長	合議課
1 教育行政の執行で方針の確定しているものに関する事務処理の決定	○ (軽易なもの)				
2 規則、訓令又は要綱の制定及び改廃					教育総務課（軽易なものを除く。）
3 許認可、登録、承認等の申請、副申又は進達		○	○ (軽易なもの)		
4 市民からの意見、要望、提案等の処理		○	○ (軽易なもの)		
5 附属機関等の招集及び会議等の開催の決定			○		
6 職員以外の者の表彰、ほう賞、感謝状の贈呈及び賞状の授与の決定		○ (軽易なもの)			教育総務課

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

7 国、県等の表彰及びほう賞に係る推薦		○				7 国、県等の表彰及びほう賞に係る推薦		○			
8 訴訟等についての決定 (1) 訴訟、和解、あっ旋、調停又は仲裁					文書法制課 財政課	8 訴訟等についての決定 (1) 訴訟、和解、あっ旋、調停又は仲裁					文書法制課 財政課
(2) 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て					文書法制課 財政課	(2) 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て					文書法制課 財政課
(3) 仮差押え、仮処分及び支払命令の申立て					財政課	(3) 仮差押え、仮処分及び支払命令の申立て					財政課
(4) 訴訟代理人の指定					文書法制課	(4) 訴訟代理人の指定					文書法制課
9 損害賠償の処理					総務課 財政課	9 損害賠償の処理					総務課 財政課
10 法令に基づく立入検査、監査及び調査並びに報告等の聴取、帳簿、書類等の提出命令及び必要物件の収去		○				10 法令に基づく立入検査、監査及び調査並びに報告等の聴取、帳簿、書類等の提出命令及び必要物件の収去		○			
11 定例的な許可、認可、認定、取消し、禁止等の行政		○	○ (軽易なもの)			11 定例的な許可、認可、認定、取消し、禁止等の行政		○	○ (軽易なもの)		

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

処分						処分					
12 定例的な行事の主催、共催及び後援の決定		○	○ (軽易なもの)			12 定例的な行事の主催、共催及び後援の決定		○	○ (軽易なもの)		
13 定例的な行事における式辞、祝辞等		○	○ (軽易なもの)		教育総務課	13 定例的な行事における式辞、祝辞等		○	○ (軽易なもの)		教育総務課
14 統計並びに資料の収集、作成、提出及び配布			○	○		14 統計並びに資料の収集、作成、提出及び配布			○	○	
15 告示、公告、公表、公示送達及びその他公示		○	○ (定例的なもの)		教育総務課 文書法制課	15 告示、公告、公表、公示送達及びその他公示		○	○ (定例的なもの)		教育総務課 文書法制課
16 照会、回答、報告、通知、依頼等			○	○		16 照会、回答、報告、通知、依頼等			○	○	
17 公簿の閲覧の許可及び証明書、証票、標識等の交付			○			17 公簿の閲覧の許可及び証明書、証票、標識等の交付			○		
18 行政情報の公開等の可否の決定		○	○ (軽易なもの)		広報広聴課	18 行政情報の公開等の可否の決定		○	○ (軽易なもの)		広報広聴課
19 所管の公用車の運行計画の決定			○	○		19 所管の公用車の運行計画の決定			○	○	
20 各種台帳の作成及び管理			○			20 各種台帳の作成及び管理			○		
21 嘱託登記の決定			○			21 嘱託登記の決定			○		

22 扶助の決定	○				
「削る。」		「削る。」			
23 所管事務に係る啓発及び普及に関すること。			○		

備考 この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。

別表第2（第9条関係）

各課個別専決事項

課名	専決事項	専決区分等				
		教育次長	所管次長	所管課長	出先機関の長	合議課
教育総務課	1 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の育児休業の承認			○		
	2 職員（学校職員等を除く。）の育児短時間勤務の承認			○		
	3 職員（学校職員等を除く。）の部分休業の承認			○		
	4 職員（学校職員等を除く。）の自己啓発等休業の承認			○		

22 扶助の決定	○				
23 部の所管事務に係る企画及び連絡調整		○			
24 所管事務に係る啓発及び普及に関すること			○		

備考 この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。

別表第2（第9条関係）

各部課個別専決事項

部課名	専決事項	専決区分等				
		教育次長	所管部長	所管課長	出先機関の長	合議課
教育総務課	1 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の育児休業の承認			○		
	2 職員（学校職員等を除く。）の育児短時間勤務の承認			○		
	3 職員（学校職員等を除く。）の部分休業の承認			○		
	4 職員（学校職員等を除く。）の自己啓発等休業の承認			○		

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

課	2	学校職員等の育児短時間勤務の承認			○				課	2	学校職員等の育児短時間勤務の承認			○			
	3	学校職員等の部分休業の承認			○					3	学校職員等の部分休業の承認			○			
	4	学校職員等の自己啓発等休業の承認			○					4	学校職員等の自己啓発等休業の承認			○			
	5	学校職員等の配偶者同行休業の承認			○					5	学校職員等の配偶者同行休業の承認			○			
	6	学校職員等の職務専念義務の免除			○					6	学校職員等の職務専念義務の免除			○			
	7	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認			○					7	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認			○			
	8	学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認			○					8	学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認			○			
	9	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあつては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認			○					9	学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあつては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認			○			
	10	校長の県外出張命令又は3日以上 の県内出張命令の承認			○					10	校長の県外出張命令又は3日以上 の県内出張命令の承認			○			
	11	学校職員等の欠勤の処理			○					11	学校職員等の欠勤の処理			○			

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）新旧対照表

	12 学校職員等の人事記録等の整理			○									
	13 学校職員等（県費負担教職員に限る。）の休暇及び育児休業に係る講師の任用の内申		○										
	14 学校職員等の健康診断に関する こと。			○									
	15 地方公務員法第38条の2第6項 第6号の規定に基づく承認（離職した日に学校職員等であった者に 係るものに限る。）			○									
学校指導 課	1 児童及び生徒の就学（就学の指 定及び区域外就学を除く。）及び 出席の督促に関する こと。			○									
	2 修学旅行の承認			○									
	3 児童及び生徒の成績品の出品に 関すること。			○									
	4 児童及び生徒の健康診断に関する こと。			○									
生涯学習 課	「削る。」												
	1 学校施設の開放校に指定された 小学校及び中学校の利用団体の登 録等			○									
	2 中央公民館の使用承認等					○							
	3 キゴ山ふれあい研修センターの 使用承認等					○							
	「削る。」												
	12 学校職員等の人事記録等の整理			○									
	13 学校職員等（県費負担教職員に限る。）の休暇及び育児休業に係る講師の任用の内申		○										
	14 学校職員等の健康診断に関する こと。			○									
	15 地方公務員法第38条の2第6項 第6号の規定に基づく承認（離職した日に学校職員等であった者に 係るものに限る。）			○									
学校指導 課	1 児童及び生徒の就学（就学の指 定及び区域外就学を除く。）及び 出席の督促に関する こと。			○									
	2 修学旅行の承認			○									
	3 児童及び生徒の成績品の出品に 関すること。			○									
	4 児童及び生徒の健康診断に関する こと。			○									
生涯学習 課	1 青少年野外体験施設の使用承認 等									○			
	2 学校施設の開放校に指定された 小学校及び中学校の利用団体の登 録等					○							
	3 中央公民館の使用承認等							○					
	4 キゴ山ふれあい研修センターの 使用承認等							○					
	5 長土塀青少年交流センターの使								○				

金沢市社会教育委員事務局規則等の一部改正について

第8類第4章

第8類第1章第2節

第8類第1章第3節

改正理由

行政組織の見直しに伴い、関係規則を改正する。

改正内容

- 1 金沢市社会教育委員事務局規則の一部改正（第1条関係）
「教育委員会生涯学習部生涯学習課」→「教育委員会生涯学習課」
- 2 金沢市教育委員会公印規則の一部改正（第2条関係）
事務の市長部局への移管に伴い、次の公印の規定を削る。
 - (1) 金沢市長土堀青少年交流センター所長印
 - (2) 金沢市教育プラザ地域教育センター所長印
- 3 金沢市教育委員会職員職名規則の一部改正（第3条関係）
部の廃止等に伴う補職名の見直し

金沢市社会教育委員事務局規則等の一部を改正する規則

（金沢市社会教育委員事務局規則の一部改正）

第1条 金沢市社会教育委員事務局規則（昭和25年規則第21号）を次のように改正する。

第1条中「教育委員会生涯学習部生涯学習課」を「教育委員会生涯学習課」に改める。

（金沢市教育委員会公印規則の一部改正）

第2条 金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）を次のように改正する。

第2条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号を削り、第15号を第13号とする。

別表金沢市長土塀青少年交流センター所長印の項及び教育プラザ地域教育センター所長印の項を削る。

(金沢市教育委員会職員職名規則の一部改正)

第3条 金沢市教育委員会職員職名規則(昭和28年教育委員会規則第6号)を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「部長 総括施設長 担当部長」を「次長 総括施設長 担当次長」に改め、同条第2項中「、部」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(第1条関係) 金沢市社会教育委員事務局規則(昭和25年規則第21号)新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 事務局は、教育委員会 生涯学習課内に置く。 (平4教育委規則8・平13教育委規則4・平17教育委規則4・一部改正)</p> <p>第2条 事務局には、次の職員を置く。 局長 主事 1名 書記 若干名</p> <p>第3条 事務局職員は、教育委員会事務局職員をもって充てる。</p> <p>第4条 局長は、局の事務を管理し局員を指揮監督する。</p> <p>第5条 局員の事務分担は、局長の定めるところによる。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>第1条 事務局は、教育委員会生涯学習部生涯学習課内に置く。 (平4教育委規則8・平13教育委規則4・平17教育委規則4・一部改正)</p> <p>第2条 事務局には、次の職員を置く。 局長 主事 1名 書記 若干名</p> <p>第3条 事務局職員は、教育委員会事務局職員をもって充てる。</p> <p>第4条 局長は、局の事務を管理し局員を指揮監督する。</p> <p>第5条 局員の事務分担は、局長の定めるところによる。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>

(第2条関係) 金沢市教育委員会公印規則(昭和27年教育委員会規則第3号)新旧対照表

改正案	現行
第1条 金沢市教育委員会並びにその教育機関の公印については、この規則による。	第1条 金沢市教育委員会並びにその教育機関の公印については、この規則による。
第2条 公印は、次のとおりとする。	第2条 公印は、次のとおりとする。
(1) 金沢市教育委員会印	(1) 金沢市教育委員会印
(2) 金沢市教育委員会教育長印	(2) 金沢市教育委員会教育長印
(3) 金沢市教育委員会教育長職務代理印	(3) 金沢市教育委員会教育長職務代理印
(4) 金沢市中央公民館長印	(4) 金沢市中央公民館長印
(5) 金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印	(5) 金沢市キゴ山ふれあい研修センター所長印
「削る。」	(6) 金沢市長土塀青少年交流センター所長印
(6) 金沢市立玉川図書館長印	(7) 金沢市立玉川図書館長印
(7) 金沢市立泉野図書館長印	(8) 金沢市立泉野図書館長印
(8) 金沢市立金沢海みらい図書館長印	(9) 金沢市立金沢海みらい図書館長印
(9) 金沢市立工業高等学校印	(10) 金沢市立工業高等学校印
(10) 金沢市立工業高等学校長印	(11) 金沢市立工業高等学校長印
(11) 金沢市立(小学校名又は中学校名)印	(12) 金沢市立(小学校名又は中学校名)印
(12) 金沢市立(小学校名又は中学校名)長印	(13) 金沢市立(小学校名又は中学校名)長印
「削る。」	(14) 金沢市教育プラザ地域教育センター所長印
(13) 金沢市教育プラザ学校教育センター所長印	(15) 金沢市教育プラザ学校教育センター所長印
2 公印の寸法、書体、使用する文書の範囲、管守者、個数及びひな型は、別表のとおりとする。	2 公印の寸法、書体、使用する文書の範囲、管守者、個数及びひな型は、別表のとおりとする。
第3条 公印の保管及び使用については管守者が責任をもって行わねばならない。	第3条 公印の保管及び使用については管守者が責任をもって行わねばならない。
第4条 公印を登録し、必要な事項を整理するため、教育総務課に公印台帳(別	第4条 公印を登録し、必要な事項を整理するため、教育総務課に公印台帳(別

(第2条関係) 金沢市教育委員会公印規則 (昭和27年教育委員会規則第3号) 新旧対照表

記様式) を置く。

第5条 公印を押印しようとする者は、押印を必要とする文書及び決裁文書を管守者に提示し、当該管守者の承認を得た後に押印しなければならない。

第6条 事務処理の便宜上、公印の印影を印刷することが適当であると認められる文書については、その公印の印影を当該文書とともに印刷して公印の押印に替えることができる。この場合において、印影の寸法を拡大し、又は縮小して印刷することができる。


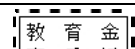
2 前項の規定により印影を印刷しようとするときは、教育総務課長に合議するものとする。

第7条 電子計算組織を利用して入学期日の通知等の事務を行う場合において、特に必要があると認められるときは、電子計算組織に記録した公印の印影(以下「電子印影」という。)を印刷し、公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定により電子印影を印刷し、公印の押印に代えようとするときは、教育総務課長に合議するものとする。

3 第1項に規定する処理をする場合は、印影の改ざんその他不正使用を防止するため、電子印影を適正に管理しなければならない。

別表(第2条関係)

公印名	寸法 (ミリメートル)	書体	使用する文書の範囲	管守者	個数	ひな型
金沢市教育委員会印	方30	れい書	教育委員会名をもつてする文書	教育総務課長	1	
金沢市教育委	方20	れい書	教育長名をもつて	教育総務課	1	

記様式) を置く。

第5条 公印を押印しようとする者は、押印を必要とする文書及び決裁文書を管守者に提示し、当該管守者の承認を得た後に押印しなければならない。

第6条 事務処理の便宜上、公印の印影を印刷することが適当であると認められる文書については、その公印の印影を当該文書とともに印刷して公印の押印に替えることができる。この場合において、印影の寸法を拡大し、又は縮小して印刷することができる。



2 前項の規定により印影を印刷しようとするときは、教育総務課長に合議するものとする。

第7条 電子計算組織を利用して入学期日の通知等の事務を行う場合において、特に必要があると認められるときは、電子計算組織に記録した公印の印影(以下「電子印影」という。)を印刷し、公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定により電子印影を印刷し、公印の押印に代えようとするときは、教育総務課長に合議するものとする。

3 第1項に規定する処理をする場合は、印影の改ざんその他不正使用を防止するため、電子印影を適正に管理しなければならない。

別表(第2条関係)

公印名	寸法 (ミリメートル)	書体	使用する文書の範囲	管守者	個数	ひな型
金沢市教育委員会印	方30	れい書	教育委員会名をもつてする文書	教育総務課長	1	
金沢市教育委	方20	れい書	教育長名をもつて	教育総務課	1	

(第2条関係) 金沢市教育委員会公印規則(昭和27年教育委員会規則第3号)新旧対照表

員会教育長印			する普通文書	長			員会教育長印			する普通文書	長		
	方30	れい書	教育長名をもって する表彰状に類す る文書	教育総務課 長	1			方30	れい書	教育長名をもって する表彰状に類す る文書	教育総務課 長	1	
金沢市教育委 員会教育長職 務代理印	方20	れい書	教育長職務代理名 をもってする文書	教育総務課 長	1		金沢市教育委 員会教育長職 務代理印	方20	れい書	教育長職務代理名 をもってする文書	教育総務課 長	1	
金沢市中央公 民館長印	方20	れい書	館長名をもってす る文書	中央公民館 長	1		金沢市中央公 民館長印	方20	れい書	館長名をもってす る文書	中央公民館 長	1	
金沢市キゴ山 ふれあい研修 センター所長 印	方20	てん書	所長名をもってす る文書	キゴ山ふれ あい研修セ ンター所長	1		金沢市キゴ山 ふれあい研修 センター所長 印	方20	てん書	所長名をもってす る文書	キゴ山ふれ あい研修セ ンター所長	1	
「削る。」							金沢市長土堀 青少年交流セ ンター所長印	方20	てん書	所長名をもってす る文書	長土堀青少 年交流セン ター所長	1	
金沢市立玉川 図書館長印	方20	てん書	館長名をもってす る文書	玉川図書館 長	1		金沢市立玉川 図書館長印	方20	てん書	館長名をもってす る文書	玉川図書館 長	1	
金沢市立泉野 図書館長印	方20	てん書	館長名をもってす る文書	泉野図書館 長	1		金沢市立泉野 図書館長印	方20	てん書	館長名をもってす る文書	泉野図書館 長	1	
金沢市立金沢 海みらい図書 館長印	方20	てん書	館長名をもってす る文書	金沢海みら い図書館長	1		金沢市立金沢 海みらい図書 館長印	方20	てん書	館長名をもってす る文書	金沢海みら い図書館長	1	
金沢市立工業	方30	てん書	学校名をもってす	校長	1		金沢市立工業	方30	てん書	学校名をもってす	校長	1	

(第2条関係) 金沢市教育委員会公印規則 (昭和27年教育委員会規則第3号) 新旧対照表

高等学校印			る普通文書																	
	方54	てん書	学校名をもってする卒業証書及び表彰状に類する文書	校長	1															
金沢市立工業高等学校長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	1	金沢市立工業高等学校長印														
金沢市立(小学校名又は中学校名)印	方45	てん書	学校名をもってする文書	校長	各1	金沢市立(小学校名又は中学校名)印														
金沢市立(小学校名又は中学校名)長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	各1	金沢市立(小学校名又は中学校名)長印														
「削る。」																				
教育プラザ学校教育センター所長印	方20	てん書	所長名をもってする文書	学校教育センター所長	1	金沢市教育プラザ学校教育センター所長印														
別記様式 (第4条関係) (略)																				

高等学校印			る普通文書																	
	方54	てん書	学校名をもってする卒業証書及び表彰状に類する文書	校長	1															
金沢市立工業高等学校長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	1	金沢市立工業高等学校長印														
金沢市立(小学校名又は中学校名)印	方45	てん書	学校名をもってする文書	校長	各1	金沢市立(小学校名又は中学校名)印														
金沢市立(小学校名又は中学校名)長印	方20	てん書	校長名をもってする文書	校長	各1	金沢市立(小学校名又は中学校名)長印														
教育プラザ地域教育センター所長印	方20	てん書	所長名をもってする文書	地域教育センター所長	1	金沢市教育プラザ地域教育センター所長印														
教育プラザ学校教育センター所長印	方20	てん書	所長名をもってする文書	研修相談センター所長	1	金沢市教育プラザ学校研修相談センター所長印														
別記様式 (第4条関係) (略)																				

〔第3条関係〕金沢市教育委員会職員職名規則（昭和28年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 金沢市教育委員会（以下「委員会」という。）の任命に係る職員（市立工業高等学校の事務関係職員以外の職員を除く。以下「職員」という。）の職名は、この規則の定めるところによる。</p>	<p>第1条 金沢市教育委員会（以下「委員会」という。）の任命に係る職員（市立工業高等学校の事務関係職員以外の職員を除く。以下「職員」という。）の職名は、この規則の定めるところによる。</p>
<p>第2条 職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 主事 司書 保育士 心理士</p> <p>(2) 技師 養護師 保健師 管理栄養士 栄養士</p> <p>(3) 運転技士 業務技士 用務技士 校務技士 調理技士</p> <p>(4) 業務士 用務士 校務士 調理士</p>	<p>第2条 職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 主事 司書 保育士 心理士</p> <p>(2) 技師 養護師 保健師 管理栄養士 栄養士</p> <p>(3) 運転技士 業務技士 用務技士 校務技士 調理技士</p> <p>(4) 業務士 用務士 校務士 調理士</p>
<p>第3条 職員の補職名は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 担当局長 教育次長 次長 総括施設長 担当次長 総括施設次長 課長 担当課長 館長 担当館長 所長 担当所長 事務局長 室長 担当室長 副館長 担当副館長 課長補佐 担当課長補佐 館長補佐 担当館長補佐 所長補佐 室長補佐 担当所長補佐 事務局長補佐 担当事務局長補佐 主席指導主事 主任指導主事 指導主事 主席管理主事 主任管理主事 管理主事 係長</p> <p>(2) 管理運転長 運転長 管理技能長 技能長 管理業務長 業務長 管理用務長 用務長 総括校舎管理長 校舎管理長 管理調理長 調理長</p> <p>(3) 主査 主任 主任校舎管理員</p> <p>(4) 校舎管理員</p> <p>2 前項に定める補職名には____、課、館、所、室又はこれらに準ずる箇所等の名称を付するものとする。ただし、主任にあっては、職名（校務技士及び校務士を除く。）を付するものとする。</p>	<p>第3条 職員の補職名は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 担当局長 教育次長 部長 総括施設長 担当部長 総括施設次長 課長 担当課長 館長 担当館長 所長 担当所長 事務局長 室長 担当室長 副館長 担当副館長 課長補佐 担当課長補佐 館長補佐 担当館長補佐 所長補佐 室長補佐 担当所長補佐 事務局長補佐 担当事務局長補佐 主席指導主事 主任指導主事 指導主事 主席管理主事 主任管理主事 管理主事 係長</p> <p>(2) 管理運転長 運転長 管理技能長 技能長 管理業務長 業務長 管理用務長 用務長 総括校舎管理長 校舎管理長 管理調理長 調理長</p> <p>(3) 主査 主任 主任校舎管理員</p> <p>(4) 校舎管理員</p> <p>2 前項に定める補職名には、部、課、館、所、室又はこれらに準ずる箇所等の名称を付するものとする。ただし、主任にあっては、職名（校務技士及び校務士を除く。）を付するものとする。</p>
<p>第4条 職名に関し法令その他の特別の定めがあるものであって特に必要と認</p>	<p>第4条 職名に関し法令その他の特別の定めがあるものであって特に必要と認</p>

(第3条関係) 金沢市教育委員会職員職名規則(昭和28年教育委員会規則第6号)新旧対照表

められるものについては、第2条に定める職名のほか、別の職名を併せて用いることができる。

2 管理主事は、前項による職名とみなす。

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は別にこれを定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和28年4月1日からこれを適用する。

2 この規則施行の際現に在職する職員は、別に任命又は通知されない限り従前の職名から別表の新職名にそれぞれ発令されたものとみなし、従来職名をもって職種とする。ただし、事務吏員、技術吏員で職務の級が6級以下にあるものについては、それぞれ主事補、技師補とする。

められるものについては、第2条に定める職名のほか、別の職名を併せて用いることができる。

2 管理主事は、前項による職名とみなす。

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は別にこれを定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和28年4月1日からこれを適用する。

2 この規則施行の際現に在職する職員は、別に任命又は通知されない限り従前の職名から別表の新職名にそれぞれ発令されたものとみなし、従来職名をもって職種とする。ただし、事務吏員、技術吏員で職務の級が6級以下にあるものについては、それぞれ主事補、技師補とする。

金沢市教育プラザ条例施行規則の一部改正について

第8類第2章

改正理由

金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例の制定による金沢市教育プラザ条例の一部改正（令和3年3月 日公布、同年4月1日施行）に伴い、市長の所管事項に係る規定を削る。

改正内容

- 1 新たに条例で定められた開所時間及び休所日の規定を削る。
- 2 市長の事務部局への事務の移管に伴い、次の事項を削る。
 - (1) 体育館の使用の手續及び使用料の減免
 - (2) 条例の規定による貸出しをする学習用教材及び貸出しの手續
 - (3) 少年補導員の設置

金沢市教育プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市教育プラザ条例施行規則（平成15年教育委員会規則第8号）を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市教育委員会における金沢市教育プラザ条例施行規則

第1条中「規則は、」の次に「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における」を加える。

第2条から第6条までを削る。

第7条第2号中「教育プラザ」を「金沢市教育プラザ」に改め、同条を第2条とし、第8条を第3条とする。

第9条を削り、第10条を第4条とする。

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

金沢市教育プラザ条例施行規則（金沢市規則）制定案

金沢市教育プラザ条例施行規則（平成15年教育委員会規則第8号）新旧対照表

<p>金沢市教育プラザ条例施行規則 （令和3年規則第 号） 制定案（市長の規則）</p>	<p>金沢市教育委員会における金沢市教育プラザ条例施行規則 （平成15年教育委員会規則第8号） 改正案</p>	<p>金沢市教育プラザ条例施行規則 （平成15年教育委員会規則第8号） 現行</p>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、 _____金沢市教育プラザ条例（平成15年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（体育館の使用の手続）</p> <p>第2条 青少年健全育成センターの体育館（以下「体育館」という。）を団体で使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、金沢市教育プラザ青少年健全育成センター体育館使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、市長_____に申請しなければならない。</p> <p>2 使用申請書の受付期間は、体育館を使用する日の3か月前の日の属する月の初日から当該体育館を使用する日の前日までとする。ただし、市長_____が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 市長_____は、体育館の団体での使用を承認したときは、金沢市教育プラザ青少年健全育成センター体育館使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。</p> <p>4 体育館（金沢市教育プラザ此花体育館を除く。以下この項において同じ。）を個人で使用しようとする者が使用に先立ち体育館の使用料を納付したときは、これをもって、体育館の使用の承認を受けたものとみなす。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における金沢市教育プラザ条例（平成15年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (平25教育委規則8・一部改正)</p> <p>（削る。）</p> <p>※ 条例改正により、条例で規定</p> <p>（削る。）</p> <p>※ 条例改正により、条例で規定</p> <p>（削る。）</p> <p>※ 条例改正により、条例で規定</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、 _____金沢市教育プラザ条例（平成15年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (平25教育委規則8・一部改正)</p> <p>（開所時間）</p> <p>第2条 金沢市教育プラザ（こども相談センターを除く。以下「教育プラザ」という。）の開所時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (平18教育委規則7・平25教育委規則8・令2教育委規則8・一部改正)</p> <p>（休日）</p> <p>第3条 教育プラザの休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。 (平18教育委規則7・一部改正)</p> <p>（体育館の使用の手続）</p> <p>第4条 地域教育センター_____の体育館（以下「体育館」という。）を団体で使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、金沢市教育プラザ地域教育センター_____体育館使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 使用申請書の受付期間は、体育館を使用する日の3箇月前の日の属する月の初日から当該体育館を使用する日の前日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 教育委員会は、体育館の団体での使用を承認したときは、金沢市教育プラザ地域教育センター_____体育館使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。</p> <p>4 体育館（金沢市教育プラザ此花体育館を除く。以下この項において同じ。）を個人で使用しようとする者が使用に先立ち体育館の使用料を納付したときは、これをもって、体育館の使用の承認を受けたものとみなす。</p>

（使用料の減免）

第3条 条例第10条の規定に基づき体育館の使用料の減免を受けようとする者は、金沢市教育プラザ**青少年健全育成センター**体育館使用料減免申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

（学習用教材の貸出し等）

第4条 条例第3条第7号の規定により貸出しをする学習用教材は、次に掲げる物とする。

- (1) ビデオ再生装置及びビデオテープ
- (2) 16ミリ映写機及び映画フィルム
- (3) スライド映写機及びスライドフィルム
- (4) 前各号に掲げる物のほか、**市長**が定める物

2 学習用教材の貸出しを受けることができるものは、学校、保育所、社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）その他**市長**が適当であると認める団体とする。

3 学習用教材を利用しようとするものは、**市長**が別に定める利用に関する規程の手続によらなければならない。

（入所の制限）

第5条 **市長**は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所を拒否し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) **金沢市教育プラザ**の施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

（削る。）

（削る。）

（入所の制限）

第2条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、への入所を拒否し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) **金沢市教育プラザ**の施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

（金沢市教育プラザ運営委員会）

第3条 金沢市教育プラザの運営及び活動に関する計画について協議するため、金沢市教育プラザ運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係団体を代表する者
- (2) 児童福祉関係団体を代表する者
- (3) 知識経験を有する者

（平16教育委規則12・平25教育委規則8・一部改正）

（使用料の減免）

第5条 条例第10条の規定に基づき体育館の使用料の減免を受けようとする者は、金沢市教育プラザ**地域教育センター**体育館使用料減免申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

（平25教育委規則8・一部改正）

（学習用教材の貸出し等）

第6条 条例第3条第7号の規定により貸出しをする学習用教材は、次に掲げる物とする。

- (1) ビデオ再生装置及びビデオテープ
- (2) 16ミリ映写機及び映画フィルム
- (3) スライド映写機及びスライドフィルム
- (4) 前各号に掲げる物のほか、**教育委員会**が定める物

2 学習用教材の貸出しを受けることができるものは、学校、保育所、社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）その他**教育委員会**が適当であると認める団体とする。

3 学習用教材を利用しようとするものは、**教育委員会**が別に定める利用に関する規程の手続によらなければならない。

（平19教育委規則6・一部改正）

（入所の制限）

第7条 **教育委員会**は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所を拒否し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) **教育プラザ**の施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

（金沢市教育プラザ運営委員会）

第8条 金沢市教育プラザの運営及び活動に関する計画について協議するため、金沢市教育プラザ運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係団体を代表する者
- (2) 児童福祉関係団体を代表する者
- (3) 知識経験を有する者

<p>(少年補導員)</p>	<p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。</p> <p>6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(平18教育委規則7・平25教育委規則8・一部改正)</p>	<p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。</p> <p>6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(平18教育委規則7・平25教育委規則8・一部改正)</p> <p>(少年補導員)</p>
<p>第6条 <u>青少年健全育成センター</u>の補導に関する活動を実施するため、少年補導員（以下「補導員」という。）を置く。</p> <p>2 補導員は、業務計画に基づいて、補導が必要であると認められる少年の早期発見及び早期補導を行う業務（以下「補導業務」という。）を担当する。</p> <p>3 補導員は、<u>青少年健全育成センター</u>に所属する職員のうちから、市長が任命する。</p> <p>4 補導員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補導員に欠員を生じた場合における補欠の補導員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 補導員は、補導業務により知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>6 補導員は、補導業務に従事するときは、補導員証（様式第4号）を携帯するものとする。</p> <p>(雑則)</p>	<p>(削る。)</p> <p>(雑則)</p>	<p>第9条 <u>地域教育センター</u>の補導に関する活動を実施するため、少年補導員（以下「補導員」という。）を置く。</p> <p>2 補導員は、業務計画に基づいて、補導が必要であると認められる少年の早期発見及び早期補導を行う業務（以下「補導業務」という。）を担当する。</p> <p>3 補導員は、教育委員会に所属する職員のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>4 補導員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補導員に欠員を生じた場合における補欠の補導員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 補導員は、補導業務により知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>6 補導員は、補導業務に従事するときは、補導員証（様式第4号）を携帯するものとする。</p> <p>(平16教育委規則6・平18教育委規則7・一部改正)</p> <p>(雑則)</p>
<p>第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>2 金沢市教育プラザ条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年教育委員会規則第 号）の規定による改正前の金沢市教育プラザ条例施行規則（平成15年教育委員会規則第8号）の規定によりされた体育館の使用の手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。</p> <p>3 この規則の施行の際現に存する旧教育委員会規則様式第1号及び</p>	<p>第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(平16教育委規則6・旧第10条繰下、平19教育委規則6・旧第11条繰上)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成15年7月13日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、同年9月1日から施行する。</p> <p>2 次に掲げる規則は、廃止する。</p> <p>(1) 金沢市教育研究センター設置条例施行規則（昭和48年教育委員</p>	<p>第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(平16教育委規則6・旧第10条繰下、平19教育委規則6・旧第11条繰上)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成15年7月13日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、同年9月1日から施行する。</p> <p>2 次に掲げる規則は、廃止する。</p> <p>(1) 金沢市教育研究センター設置条例施行規則（昭和48年教育委員</p>

<p>様式第3号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>様式第1号（第2条関係） 金沢市教育プラザ<u>青少年健全育成センター</u>体育館使用申請書</p> <p>様式第2号（第2条関係） 金沢市教育プラザ<u>青少年健全育成センター</u>体育館使用承認書</p> <p>様式第3号（第3条関係） 金沢市教育プラザ<u>青少年健全育成センター</u>体育館使用料減免申請書</p> <p>様式第4号（第6条関係） 補導員証</p>	<p>会規則第8号)</p> <p>(2) 金沢市視聴覚センター設置条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第1号）</p> <p>(3) 金沢市総合教育相談センター設置条例施行規則（平成11年教育委員会規則第2号）</p> <p>3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の金沢市総合教育相談センター設置条例施行規則第8条の規定に基づき交付された補導員証は、その有効期限に至るまでの間に限り、第9条の補導員証とみなす。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p>会規則第8号)</p> <p>(2) 金沢市視聴覚センター設置条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第1号）</p> <p>(3) 金沢市総合教育相談センター設置条例施行規則（平成11年教育委員会規則第2号）</p> <p>3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の金沢市総合教育相談センター設置条例施行規則第8条の規定に基づき交付された補導員証は、その有効期限に至るまでの間に限り、第9条の補導員証とみなす。</p> <p>様式第1号（第4条関係） 金沢市教育プラザ<u>地域教育センター</u>体育館使用申請書</p> <p>様式第2号（第4条関係） 金沢市教育プラザ<u>地域教育センター</u>体育館使用承認書</p> <p>様式第3号（第5条関係） 金沢市教育プラザ<u>地域教育センター</u>体育館使用料減免申請書</p> <p>様式第4号（第9条関係） 補導員証</p>
---	--	--

教育委員会事務の補助執行に関する規則等の廃止について

第8類第1章第1節ほか

廃止理由

金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部改正（令和3年3月 日
公布、同年4月1日施行）に伴い、関係規則を廃止する。

概要

1 教育委員会事務の補助執行に関する規則の廃止

文化財の保護に関する事務が市長の事務となることに伴い、規則を廃止

2 条例施行規則等の制定主体の変更〔旧〕教育委員会 → 〔新〕市長

教育委員会規則としての条例施行規則等を廃止し、市長の規則として新たに制定

（参考）

改正条例附則における金沢市文化財保護条例等の一部改正に伴い、金沢市指定文化財の指定、伝統的建造物群保存地区の保存計画の策定、青少年教育に係る公の施設の使用の承認等の主体が教育委員会から市長に移る。

教育委員会事務の補助執行に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 教育委員会事務の補助執行に関する規則（平成13年教育委員会規則第3号）
- (2) 金沢市文化財保護条例施行規則（昭和48年教育委員会規則第10号）
- (3) 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（昭和52年教育委員会規則第1号）
- (4) 金沢市埋蔵文化財センター条例施行規則（平成9年教育委員会規則第1号）
- (5) 金沢市青少年野外体験施設条例施行規則（平成12年教育委員会規則第26号）
- (6) 金沢市長土堀青少年交流センター条例施行規則（令和元年教育委員会規則第1号）

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○教育委員会事務の補助執行に関する規則

平成13年3月30日
教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を市長の事務部局の職員に補助執行させることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(文化スポーツ局長に補助執行させる事務等)

第2条 金沢市文化スポーツ局長(以下「文化スポーツ局長」という。)に文化財の保護に関する事務を補助執行させる。

2 前項の規定により同項に規定する事務を補助執行させる場合における当該事務に関する決裁については、次に掲げるものを除き、文化スポーツ局長に専決させるものとする。

(1) 金沢市文化財保護条例(昭和48年条例第8号)に基づく次の事務

ア 金沢市指定文化財(以下「指定文化財」という。)の指定及びその保持者又は保持団体の認定に係る金沢市文化財保護審議会(以下「保護審議会」という。)への諮問

イ 指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定

ウ 指定文化財の指定の解除及びその保持者又は保持団体の認定の解除に係る保護審議会への諮問

エ 指定文化財の指定の解除及びその保持者又は保持団体の認定の解除

オ 指定文化財の管理に関する勧告に従わない場合の公表に係る保護審議会への諮問

カ 指定文化財の管理に関する勧告に従わない場合の公表

キ 金沢市選定保存技術(以下「選定保存技術」という。)の選定及びその保持者又は保存団体の認定に係る保護審議会への諮問

ク 選定保存技術の選定及びその保持者又は保存団体の認定

ケ 選定保存技術の選定の解除及びその保持者又は保存団体の認定の解除に係る保護審議会への諮問

コ 選定保存技術の選定の解除及びその保持者又は保存団体の認定の解除

(2) 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和52年条例第2号)に基づく次の事務

ア 伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)の策定に係る金沢市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「保存審議会」という。)への諮問

イ 保存計画の策定

ウ 保存計画の変更に係る保存審議会への諮問

エ 保存計画の変更

(3) 前項に規定する事務に係る教育委員会規則の制定又は改廃に関する事務

(4) 前項に規定する事務に係る法令及び条例に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱に関する事務

3 文化スポーツ局長は、前項の規定により専決させるものとされた事務のうち、特に重要であると認められるものについては、同項の規定にかかわらず、これを教育委員会に諮らなければならない。

(平13教育委規則14・平14教育委規則2・平14教育委規則9・平16教育委規則8・平17教育委規則2・平18教育委規則2・平19教育委規則1・平20教育委規則3・平24教育委規則5・平28教育委規則3・一部改正)

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則制定について

制定理由

押印の見直しに伴い、関係規則を整理する。

制定内容

次の規則の押印に関する部分を改正する。

- ・ 金沢市教育委員会会議規則（昭和27年教育委員会規則第1号）
- ・ 金沢市中央公民館使用料条例施行規則（昭和38年教育委員会規則第1号）
- ・ 金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則（昭和51年教育委員会規則第8号）
- ・ 金沢市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成15年教育委員会規則第1号）
- ・ 金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則（平成28年教育委員会規則第1号）

金沢市教育委員会規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会会議規則(昭和27年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「署名押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条第2項中「請願者は、代表者の署名押印の上、団体の印章を押さなければ」を「請願書には、代表者が署名又は記名押印をしなければ」に改める。

(金沢市中央公民館使用料条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市中央公民館使用料条例施行規則(昭和38年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「」を削る。

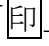
(金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市立小学校及び中学校児童生徒通学費の補助に関する条例施行規則(昭和51年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「」を削る。

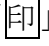
(金沢市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正)

第4条 金沢市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(平成15年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「」を削る。

(金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則の一部改正)

第5条 金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則(平成28年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

【第1条関係】金沢市教育委員会会議規則（昭和27年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第5章 請願</p> <p>第24条 委員会に請願しようとする者は、請願書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>第25条 請願書には、請願の要旨、提出年月日及び請願者の住所を記し、各自の署名又は記名押印を要する。</p> <p>2 団体の請願書には、代表者が署名又は記名押印をしなければ ならない。</p> <p>第26条 請願書が提出されたときは、教育長は、委員会の会議に付し、その採択の可否を議決しなければならない。</p> <p>第27条 委員会が採択した請願書で、教育長において措置することが適当と認めて送付したものについては、教育長から処理の経過及び結果の報告を受けなければならない。</p> <p>2 採択しないと決したものは、教育長は、その理由を付してこれを請願人に通知しなければならない。</p>	<p>第5章 請願</p> <p>第24条 委員会に請願しようとする者は、請願書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>第25条 請願書には、請願の要旨、提出年月日及び請願者の住所を記し、各自の署名押印 _____ を要する。</p> <p>2 団体の請願者は、代表者の署名押印の上、団体の印章を押さなければ ならない。</p> <p>第26条 請願書が提出されたときは、教育長は、委員会の会議に付し、その採択の可否を議決しなければならない。</p> <p>第27条 委員会が採択した請願書で、教育長において措置することが適当と認めて送付したものについては、教育長から処理の経過及び結果の報告を受けなければならない。</p> <p>2 採択しないと決したものは、教育長は、その理由を付してこれを請願人に通知しなければならない。</p>

(改 正 案)

第2号様式(第2条の2関係)

その1

年 月 日

金沢市中央公民館使用承認書

住 所
団体名
氏 名

金沢市教育委員会 様

年 月 日付で申請のあった金沢市中央公民館の使用について、次のとおり承認します。

行事の名称	参加予定人員				人
	会場責任者				
使用の日時	年 月 日(曜日)	時 分	時 分	時 分	時 分
	年 月 日(曜日)	時 分	時 分	時 分	時 分
	年 月 日(曜日)	時 分	時 分	時 分	時 分
	年 月 日(曜日)	時 分	時 分	時 分	時 分
使 用 施 設	使 用 時 間 区 分				条件
	午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 6時～9時	全日 午前9時～ 午後9時	
長 町 館	第1学習室				
	第2学習室				
	第3学習室				
	第4学習室				
	第5学習室				
	和 室				
	第1会議室				
	第2会議室				
	第1集会室				
	第2集会室				
	料理実習室				
	視 聴 覚 室				
	音 楽 室				
	美術工作室				
プレイルーム					
彦 三 館	和室(全室 兼六 卯辰)				
	料理実習室				
	視 聴 覚 室				
	第1会議室(全室 A B)				
	第2会議室(全室 A B)				
	第3会議室				
	第1研修室(全室 A B)				
	第2研修室(全室 A B)				
	第3研修室(全室 A B)				
大研修室(全室A B C D)					
軽運動室					

(現 行)

第2号様式(第2条の2関係)

その1

年 月 日

金沢市中央公民館使用承認書

住 所
団体名
氏 名

金沢市教育委員会 様

年 月 日付で申請のあった金沢市中央公民館の使用について、次のとおり承認します。

行事の名称	参加予定人員				人
	会場責任者				
使用の日時	年 月 日(曜日)	時 分	時 分	時 分	時 分
	年 月 日(曜日)	時 分	時 分	時 分	時 分
	年 月 日(曜日)	時 分	時 分	時 分	時 分
	年 月 日(曜日)	時 分	時 分	時 分	時 分
使 用 施 設	使 用 時 間 区 分				条件
	午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 6時～9時	全日 午前9時～ 午後9時	
長 町 館	第1学習室				
	第2学習室				
	第3学習室				
	第4学習室				
	第5学習室				
	和 室				
	第1会議室				
	第2会議室				
	第1集会室				
	第2集会室				
	料理実習室				
	視 聴 覚 室				
	音 楽 室				
	美術工作室				
プレイルーム					
彦 三 館	和室(全室 兼六 卯辰)				
	料理実習室				
	視 聴 覚 室				
	第1会議室(全室 A B)				
	第2会議室(全室 A B)				
	第3会議室				
	第1研修室(全室 A B)				
	第2研修室(全室 A B)				
	第3研修室(全室 A B)				
大研修室(全室A B C D)					
軽運動室					

（ 改 正 案 ）

その2

年 月 日

金沢市中央公民館使用承認書(松声庵用)

住 所
 団体名
 氏 名 様

金沢市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった松声庵の使用について、次のとおり承認します。

行 事 の 名 称					
行 事 内 容					
使 用 日 時		年 月 日 午前・後 時 分から午前・後 時 分まで			
使 用 施 設		使用時間区分		使 用 人 員	人
		午前(午前9時から 正午まで)	午後(午後1時から 5時まで)		
全 室				条件	
区分して 使用する 場合	茶 室				
	第1和室				
	第2和室				
	第3和室				


（ 現 行 ）

その2

年 月 日

金沢市中央公民館使用承認書(松声庵用)

住 所
 団体名
 氏 名 様

金沢市教育委員会 

年 月 日付けで申請のあった松声庵の使用について、次のとおり承認します。

行 事 の 名 称					
行 事 内 容					
使 用 日 時		年 月 日 午前・後 時 分から午前・後 時 分まで			
使 用 施 設		使用時間区分		使 用 人 員	人
		午前(午前9時から 正午まで)	午後(午後1時から 5時まで)		
全 室				条件	
区分して 使用する 場合	茶 室				
	第1和室				
	第2和室				
	第3和室				

(改 正 案)

様式第2号(第8条関係)

収 第 号
 年 月 日

通学費補助金の交付決定及び額の確定通知書

様

金沢市長

年 月 日付けで申請のあった 年度第 期分の通学費の補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

町名	通学 距離	交通 手段	左記の 交通手 段によ る通学 区間	第 期通学 費実支 出額	第 期補 助 金	出席日数				学 年	児童又は生徒の氏名
						月	月	月	月		

(現 行)

様式第2号(第8条関係)

収 第 号
 年 月 日

通学費補助金の交付決定及び額の確定通知書

様

金沢市長



年 月 日付けで申請のあった 年度第 期分の通学費の補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

町名	通学 距離	交通 手段	左記の 交通手 段によ る通学 区間	第 期通学 費実支 出額	第 期補 助 金	出席日数				学 年	児童又は生徒の氏名
						月	月	月	月		

（ 改 正 案 ）

様式第2号(第7条関係)

学校施設開放団体登録証

年 月 日

金沢市教育委員会

年 月 日付で申請のあった学校施設開放の団体登録について、次のとおり登録しました。

団体名				構成員	名
代表者	住 所				
	氏 名			連絡先	
	勤務先又は 通学先	名 称	所在地		

利用内容


施 設	内 容	回 数

（ 現 行 ）

様式第2号(第7条関係)

学校施設開放団体登録証

年 月 日

金沢市教育委員会 

年 月 日付で申請のあった学校施設開放の団体登録について、次のとおり登録しました。

団体名				構成員	名
代表者	住 所				
	氏 名			連絡先	
	勤務先又は 通学先	名 称	所在地		

利用内容

施 設	内 容	回 数

（ 改 正 案 ）

様式第4号(第8条関係)

学校施設開放利用許可書

年 月 日

団 体 名
代表者氏名

様

金 沢 市 教 育 委 員 会

—

年 月 日付で申請のあった学校施設開放の利用について、次のとおり許可します。

1 利用の目的

2 利用できる日時

3 利用できる施設

4 条件

（ 現 行 ）

様式第4号(第8条関係)

学校施設開放利用許可書

年 月 日

団 体 名
代表者氏名

様

金 沢 市 教 育 委 員 会



年 月 日付で申請のあった学校施設開放の利用について、次のとおり許可します。

1 利用の目的

2 利用できる日時

3 利用できる施設

4 条件

（ 改 正 案 ）

様式第2号（第6条関係）
その1

収 年 第 月 号

金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用承認書
（青少年交流棟）

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

様

金沢市教育委員会

—

年 月 日付けで申請のあった金沢市キゴ山ふれあい研修センターの使用については、次のとおり承認します。

研修・行事の名称													
使用の目的（内容）													
宿泊の有無	有（青少年交流棟・こども交流棟）・無												
使用の期間	年 月 日（曜日） 時 分 から 年 月 日（曜日） 時 分 まで												
使用施設	使用日及び使用時間区分												
	月日 (曜日)	月日 (曜日)	月日 (曜日)	月日 (曜日)	午前(午前9時から午後5時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	午前(午前9時から午後5時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	午前(午前9時から午後5時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)
□第1研修室													
□第2研修室													
□第3研修室													
□第4研修室													
□和室研修室													
□視聴覚室													
□研修集会室													
□調理加工実習室													
□工芸実習室													
□体育館（全面）													
□体育館（半面）													
附属設備	□ピアニ												
	□スキー												
	□屋外炊事設備												
宿泊及び使用人数	宿泊人数									使用人数			
	青少年			一般			合計						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
使用責任者	氏名			連絡先									
条件													
備考													

（ 現 行 ）

様式第2号（第6条関係）
その1

収 年 第 月 号

金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用承認書
（青少年交流棟）

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

様

金沢市教育委員会



年 月 日付けで申請のあった金沢市キゴ山ふれあい研修センターの使用については、次のとおり承認します。

研修・行事の名称													
使用の目的（内容）													
宿泊の有無	有（青少年交流棟・こども交流棟）・無												
使用の期間	年 月 日（曜日） 時 分 から 年 月 日（曜日） 時 分 まで												
使用施設	使用日及び使用時間区分												
	月日 (曜日)	月日 (曜日)	月日 (曜日)	月日 (曜日)	午前(午前9時から午後5時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	午前(午前9時から午後5時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	午前(午前9時から午後5時まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)
□第1研修室													
□第2研修室													
□第3研修室													
□第4研修室													
□和室研修室													
□視聴覚室													
□研修集会室													
□調理加工実習室													
□工芸実習室													
□体育館（全面）													
□体育館（半面）													
附属設備	□ピアニ												
	□スキー												
	□屋外炊事設備												
宿泊及び使用人数	宿泊人数									使用人数			
	青少年			一般			合計						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
使用責任者	氏名			連絡先									
条件													
備考													

（ 改 正 案 ）

その 2

収 年 第 月 号 日

金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用承認書
（こども交流棟）

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

様

金沢市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった金沢市キゴ山ふれあい研修センターの使用については、次のとおり承認します。

研修・行事の名称													
使用の目的（内容）													
宿泊の有無	有（青少年交流棟・こども交流棟）・無												
使用の期間	年 月 日（曜日） 時 分 から			年 月 日（曜日） 時 分 まで									
使用施設	使用日及び使用時間区分												
	月 日 （曜日）			月 日 （曜日）			月 日 （曜日）			月 日 （曜日）			摘要
	午前 （午 前 9 時か ら正 午ま で）	午後 （午 後 1 時か ら午 後 5 時ま で）	夜間 （午 後 6 時か ら午 後 9 時ま で）	午前 （午 前 9 時か ら正 午ま で）	午後 （午 後 1 時か ら午 後 5 時ま で）	夜間 （午 後 6 時か ら午 後 9 時ま で）	午前 （午 前 9 時か ら正 午ま で）	午後 （午 後 1 時か ら午 後 5 時ま で）	夜間 （午 後 6 時か ら午 後 9 時ま で）	午前 （午 前 9 時か ら正 午ま で）	午後 （午 後 1 時か ら午 後 5 時ま で）	夜間 （午 後 6 時か ら午 後 9 時ま で）	
	<input type="checkbox"/> プレールーム				<input type="checkbox"/> 多目的室				<input type="checkbox"/> 研修室				
	附属 設備	<input type="checkbox"/> スキー			<input type="checkbox"/> 屋外炊事設備								
宿泊及び使用人数	宿泊人数									使用人数			
	青少年			一般			合計						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
使用責任者	氏名							連絡先					
条件													
備考													

（ 現 行 ）

その 2

収 年 第 月 号 日

金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用承認書
（こども交流棟）

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

様

金沢市教育委員会



年 月 日付けで申請のあった金沢市キゴ山ふれあい研修センターの使用については、次のとおり承認します。

研修・行事の名称													
使用の目的（内容）													
宿泊の有無	有（青少年交流棟・こども交流棟）・無												
使用の期間	年 月 日（曜日） 時 分 から			年 月 日（曜日） 時 分 まで									
使用施設	使用日及び使用時間区分												
	月 日 （曜日）			月 日 （曜日）			月 日 （曜日）			月 日 （曜日）			摘要
	午前 （午 前 9 時か ら正 午ま で）	午後 （午 後 1 時か ら午 後 5 時ま で）	夜間 （午 後 6 時か ら午 後 9 時ま で）	午前 （午 前 9 時か ら正 午ま で）	午後 （午 後 1 時か ら午 後 5 時ま で）	夜間 （午 後 6 時か ら午 後 9 時ま で）	午前 （午 前 9 時か ら正 午ま で）	午後 （午 後 1 時か ら午 後 5 時ま で）	夜間 （午 後 6 時か ら午 後 9 時ま で）	午前 （午 前 9 時か ら正 午ま で）	午後 （午 後 1 時か ら午 後 5 時ま で）	夜間 （午 後 6 時か ら午 後 9 時ま で）	
	<input type="checkbox"/> プレールーム				<input type="checkbox"/> 多目的室				<input type="checkbox"/> 研修室				
	附属 設備	<input type="checkbox"/> スキー			<input type="checkbox"/> 屋外炊事設備								
宿泊及び使用人数	宿泊人数									使用人数			
	青少年			一般			合計						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
使用責任者	氏名							連絡先					
条件													
備考													

（ 改 正 案 ）

その 3

収 年 第 月 号 日

金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用承認書
（天文学習棟）

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

様

金沢市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった金沢市キゴ山ふれあい研修センターの使用については、次のとおり承認します。

研修・行事の名称													
使用の目的（内容）													
宿泊の有無	有（青少年交流棟 ・ こども交流棟） ・ 無												
使用の期間	年 月 日（ 曜日） 時 分 から			年 月 日（ 曜日） 時 分 まで									
使用施設	使用日及び使用時間区分												
	月 日 （ 曜日）			月 日 （ 曜日）			月 日 （ 曜日）			月 日 （ 曜日）			摘要
	午前 （午 前 9 時か ら正 午ま で）	午後 （午 後 1 時から 後 5 時ま で）	夜間 （午 後 6 時から 後 9 時ま で）	午前 （午 前 9 時か ら正 午ま で）	午後 （午 後 1 時から 後 5 時ま で）	夜間 （午 後 6 時から 後 9 時ま で）	午前 （午 前 9 時か ら正 午ま で）	午後 （午 後 1 時から 後 5 時ま で）	夜間 （午 後 6 時から 後 9 時ま で）	午前 （午 前 9 時か ら正 午ま で）	午後 （午 後 1 時から 後 5 時ま で）	夜間 （午 後 6 時から 後 9 時ま で）	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	男			女			計						
使用責任者	氏 名		連絡先										
条 件													
備 考													

（ 現 行 ）

その 3

収 年 第 月 号 日

金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用承認書
（天文学習棟）

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

様

金沢市教育委員会



年 月 日付けで申請のあった金沢市キゴ山ふれあい研修センターの使用については、次のとおり承認します。

研修・行事の名称													
使用の目的（内容）													
宿泊の有無	有（青少年交流棟 ・ こども交流棟） ・ 無												
使用の期間	年 月 日（ 曜日） 時 分 から			年 月 日（ 曜日） 時 分 まで									
使用施設	使用日及び使用時間区分												
	月 日 （ 曜日）			月 日 （ 曜日）			月 日 （ 曜日）			月 日 （ 曜日）			摘要
	午前 （午 前 9 時か ら正 午ま で）	午後 （午 後 1 時から 後 5 時ま で）	夜間 （午 後 6 時から 後 9 時ま で）	午前 （午 前 9 時か ら正 午ま で）	午後 （午 後 1 時から 後 5 時ま で）	夜間 （午 後 6 時から 後 9 時ま で）	午前 （午 前 9 時か ら正 午ま で）	午後 （午 後 1 時から 後 5 時ま で）	夜間 （午 後 6 時から 後 9 時ま で）	午前 （午 前 9 時か ら正 午ま で）	午後 （午 後 1 時から 後 5 時ま で）	夜間 （午 後 6 時から 後 9 時ま で）	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	男			女			計						
使用責任者	氏 名		連絡先										
条 件													
備 考													

（ 改 正 案 ）

その 4

収 年 第 月 号

金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用承認書
（野外自然活用施設）

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

様

金沢市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった金沢市キゴ山ふれあい研修センターの使用については、次のとおり承認します。

研修・行事の名称													
使用の目的（内容）													
宿泊の有無	有（青少年交流棟 ・ こども交流棟） ・ 無												
使用の期間	年 月 日（ 曜日） 時 分 から 年 月 日（ 曜日） 時 分 まで												
使 用 施 設	使 用 日 及 び 使 用 時 間 区 分												
	月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			摘 要
	午前 (午前 9時 から 午後 5時 まで)	午後 (午後 1時 から 午後 5時 まで)	夜間 (午後 6時 から 午後 9時 まで)	午前 (午前 9時 から 午後 5時 まで)	午後 (午後 1時 から 午後 5時 まで)	夜間 (午後 6時 から 午後 9時 まで)	午前 (午前 9時 から 午後 5時 まで)	午後 (午後 1時 から 午後 5時 まで)	夜間 (午後 6時 から 午後 9時 まで)	午前 (午前 9時 から 午後 5時 まで)	午後 (午後 1時 から 午後 5時 まで)	夜間 (午後 6時 から 午後 9時 まで)	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
使用人数	男			女			計						
使用責任者	氏 名			連絡先									
条 件													
備 考													

（ 現 行 ）

その 4

収 年 第 月 号

金沢市キゴ山ふれあい研修センター使用承認書
（野外自然活用施設）

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

様

金沢市教育委員会



年 月 日付けで申請のあった金沢市キゴ山ふれあい研修センターの使用については、次のとおり承認します。

研修・行事の名称													
使用の目的（内容）													
宿泊の有無	有（青少年交流棟 ・ こども交流棟） ・ 無												
使用の期間	年 月 日（ 曜日） 時 分 から 年 月 日（ 曜日） 時 分 まで												
使 用 施 設	使 用 日 及 び 使 用 時 間 区 分												
	月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			月 日 (曜日)			摘 要
	午前 (午前 9時 から 午後 5時 まで)	午後 (午後 1時 から 午後 5時 まで)	夜間 (午後 6時 から 午後 9時 まで)	午前 (午前 9時 から 午後 5時 まで)	午後 (午後 1時 から 午後 5時 まで)	夜間 (午後 6時 から 午後 9時 まで)	午前 (午前 9時 から 午後 5時 まで)	午後 (午後 1時 から 午後 5時 まで)	夜間 (午後 6時 から 午後 9時 まで)	午前 (午前 9時 から 午後 5時 まで)	午後 (午後 1時 から 午後 5時 まで)	夜間 (午後 6時 から 午後 9時 まで)	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
使用人数	男			女			計						
使用責任者	氏 名			連絡先									
条 件													
備 考													

金沢市立小学校、中学校管理規則及び金沢市立工業高等学校管理規則の一部改正について

第8類第2章

改正理由

金沢市教育委員会事務局文書管理規程の制定（令和3年3月 日告示、同年4月1日施行）等に伴い、関係規定を改正する。

改正内容

学校における文書の保存期間に係る引用規程の整理

金沢市立小学校、中学校管理規則及び金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則

（金沢市立小学校、中学校管理規則の一部改正）

第1条 金沢市立小学校、中学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「金沢市教育委員会事務局における文書取扱規程（昭和27年教育委員会訓令甲第1号）」を「金沢市教育委員会事務局文書管理規程（令和3年教育委員会訓令甲第 号）」に改める。

（金沢市立工業高等学校管理規則の一部改正）

第2条 金沢市立工業高等学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「金沢市教育委員会事務局における文書取扱規程（昭和27年教育委員会訓令甲第1号）」を「金沢市教育委員会事務局文書管理規程（令和3年教育委員会訓令甲第 号）」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

【第1条関係】金沢市立小学校、中学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第2号）新旧対照表

改正案	現行
<p>○金沢市立小学校、中学校管理規則</p> <p style="text-align: right;">昭和46年3月29日 教育委員会規則第2号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項及び第2項の規定に基づき、金沢市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定め、円滑かつ適正な学校運営に資することを目的とする。</p> <p>（表簿）</p> <p>第3条 学校には、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条に規定するもののほか、次に掲げる表簿を備えなければならない。</p> <p>(1) 学校沿革誌</p> <p>(2) 卒業証書授与原簿</p> <p>(3) 例規となるべき通知類</p> <p>(4) 施設の管理簿</p> <p>(5) 職員の服務に関する諸願又は届綴</p> <p>(6) 各種調査統計に関する表簿</p> <p>2 学校における文書の保存期間は、学校教育法施行規則に定めるもののほか、前項第1号から第3号までの表簿は永年保存とし、第4号から第6号までの表簿は3年保存とし、その他の文書については、金沢市教育委員会事務局文書管理規程（令和3年教育委員会訓令甲第 号）に定めるところによる。</p>	<p>○金沢市立小学校、中学校管理規則</p> <p style="text-align: right;">昭和46年3月29日 教育委員会規則第2号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項及び第2項の規定に基づき、金沢市教育委員会（以下「委員会」という。）の所管に属する小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定め、円滑かつ適正な学校運営に資することを目的とする。</p> <p>（表簿）</p> <p>第3条 学校には、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条に規定するもののほか、次に掲げる表簿を備えなければならない。</p> <p>(1) 学校沿革誌</p> <p>(2) 卒業証書授与原簿</p> <p>(3) 例規となるべき通知類</p> <p>(4) 施設の管理簿</p> <p>(5) 職員の服務に関する諸願又は届綴</p> <p>(6) 各種調査統計に関する表簿</p> <p>2 学校における文書の保存期間は、学校教育法施行規則に定めるもののほか、前項第1号から第3号までの表簿は永年保存とし、第4号から第6号までの表簿は3年保存とし、その他の文書については、金沢市教育委員会事務局における文書取扱規程（昭和27年教育委員会訓令甲第1号）に定めるところによる。</p>

【第2条関係】金沢市立工業高等学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">○金沢市立工業高等学校管理規則</p> <p style="text-align: right;">昭和46年11月1日 教育委員会規則第4号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項及び第2項の規定に基づき、金沢市立工業高等学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定め、円滑かつ適正な学校経営に資することを目的とする。</p> <p>（表簿）</p> <p>第4条 学校には、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条に規定するもののほか、次に掲げる表簿を備えなければならない。</p> <p>（1）学校沿革誌</p> <p>（2）卒業証書授与原簿及び修了証書授与原簿</p> <p>（3）例規となるべき通知類</p> <p>（4）施設の管理簿</p> <p>（5）職員の服務に関する諸願又は届綴</p> <p>（6）各種調査統計に関する表簿</p> <p>2 学校における文書の保存期間は、学校教育法施行規則に定めるもののほか、前項第1号から第3号までの表簿は永年保存とし、第4号から第6号までの表簿は3年保存とし、その他の文書については、金沢市教育委員会事務局文書管理規程（令和3年教育委員会訓令甲第 号）に定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">○金沢市立工業高等学校管理規則</p> <p style="text-align: right;">昭和46年11月1日 教育委員会規則第4号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項及び第2項の規定に基づき、金沢市立工業高等学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定め、円滑かつ適正な学校経営に資することを目的とする。</p> <p>（表簿）</p> <p>第4条 学校には、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条に規定するもののほか、次に掲げる表簿を備えなければならない。</p> <p>（1）学校沿革誌</p> <p>（2）卒業証書授与原簿及び修了証書授与原簿</p> <p>（3）例規となるべき通知類</p> <p>（4）施設の管理簿</p> <p>（5）職員の服務に関する諸願又は届綴</p> <p>（6）各種調査統計に関する表簿</p> <p>2 学校における文書の保存期間は、学校教育法施行規則に定めるもののほか、前項第1号から第3号までの表簿は永年保存とし、第4号から第6号までの表簿は3年保存とし、その他の文書については、金沢市教育委員会事務局における文書取扱規程（昭和27年教育委員会訓令甲第1号）に定めるところによる。</p>

資 料

議案第 14 号

金沢市指定文化財の指定について

1. 有形文化財 考古資料「^{さんぜんじあと}三千寺跡（^{みつこうじ}三小牛ハバ遺跡）出土品」

さんぜんじあと みつこうじ
三千寺跡（三小牛ハバ遺跡）出土品

- 1 種 別 有形文化財 考古資料
- 2 名 称 三千寺跡（三小牛ハバ遺跡）出土品
- 3 所在地 金沢市上安原南 60 番地 金沢市埋蔵文化財センター
金沢市山王町 1 丁目 161 番地
- 4 所有者 金沢市、堀田茂
- 5 数 量 285 点
- 6 時 代 奈良・平安時代
- 7 指定理由

三千寺跡（三小牛ハバ遺跡）は、金沢南東部の金沢市三小牛町に所在し、伏見川に面した野田山丘陵地後背面の「ハバ」と呼ばれる小さな平坦面に位置する。平坦面は、標高約 150m で、東側と西側は比高差 20m の尾根に囲まれ、北側は山腹から尾根上に続き、西側は下りると伏見川となっている。

遺跡の発見は昭和 26 年の銅板鑄出仏どうばんちゅうしゅつぶつの採集に遡る。当時は鎌倉時代の懸仏かけぼとけとして評価されたが、昭和 61 年に桜井甚一氏によって奈良時代の銅板鑄出仏として再評価されることによって、昭和 31 年に和同開珎わどうかいちん580 枚以上が発見された近隣の三小牛サコ山遺跡との関係が論じられることとなった。

発掘調査は、昭和 61～63 年にかけて 3 次にわたり約 7,200 m²が調査された。

遺跡は、丘陵地斜面に平坦面を造成し、斜面下に設けた L 字形の大溝で区画した中に、コの字型に配置されたものを含んだ掘立柱建物 10 棟以上、竪穴建物跡 4 棟、土坑 1 基が見つかっており、出土品から 8 世紀後半を中心として、8 世紀中頃～10 世紀にかけての遺跡で、立地環境及び検出された遺構、「三千寺」墨書土器を始めとする仏教関連遺物によって、山中で修行が行われた山寺「三千寺跡」であることがわかった。

今回指定対象となる出土品は、「三千寺」であったことを示す仏具を中心に、日常に供したものを含めた遺物群で、銅板鑄出仏、木簡、写経用定木じょうぼく（定規）、奈良三彩小壺、墨書土器、転用硯てんようけん、須恵器蓋・坏てっぽつ・鉄鉢形鉢すいびょう・水瓶よこべい・横瓶ひろぐちへい・広口瓶たんけい・短頸壺こ・肩衝壺かたつき・甕かめ・合子ごうす・瓦、土師器蓋・碗・盤・皿・鉢ひはい・燈杯・脚付香炉・漆塗鉄鉢形鉢等である。

銅板鑄出仏は、開墾中に発見されたものだが、三千寺跡の中央付近から出土したとみられている。不整形な銅板中央に、像高 12 cm の仏像を鑄出する。左肩から袈裟を纏い、左手

を屈臂^{くつび}し、右手を垂下^{すいか}して仰蓮座^{ぎょうれんざ}に直立する。背後に2重圈線の舟形光背をもち、上部には瓔珞^{ようらく}の下がる天蓋があり、その天部中央に宝珠1個を配する。鑄上がりの影響によって、頭部の輪郭や右手の印相が不明瞭であるが、本体は法隆寺献納宝物銅板押出如来及菩薩像^{おしだし}及び唐招提寺銅板押出如来像（ともに7～8世紀）と同形とみられる。屈臂した左手が袈裟の端を巻くようにして握み、右手を垂下する図像は、中国5世紀の僧、劉薩訶^{りゅうさつか}の予言どおり6世紀に涼州番禾^{りょうしゅうばんか}県の山崖から出現し、隋代より朝野^{ちょうや}の崇敬を集めた石像に倣ったもので、中国では初唐以来の遺品が知られる。遣唐使随行者などによりもたらされた情報に基づくと推定され、唐代に流行した「瑞像^{ずいぞう}」の図像が日本に請来されて地方に伝播したことを示す希少な事例といえる。

また、この手の銅板鑄出仏には、押出仏の型となるものがあるが、本品は鑄上がりが悪いためにその可能性は低い。僧徒の念持仏など礼拝の対象としていたものであろう。

墨書土器には、寺及びその名称を示す「三千寺」の他、「沙弥」や「沙弥 古麻呂」があり、三千寺に常住した僧徒は「沙弥」などの修行僧であったとみられ、その一人は「古麻呂」という人物であったことがわかる。写経用の定木（罫線を引くものさし、1号木簡）や転用硯が多数出土していることは、修行僧が写経等に励んでいたことを示す。また、「人」の則天文字（中国・周の女帝則天武後の治世にできた独特の文字）を記した墨書土器は、写経などの指導僧としての役割を担った高度な教養を持った僧の存在を裏付けている。

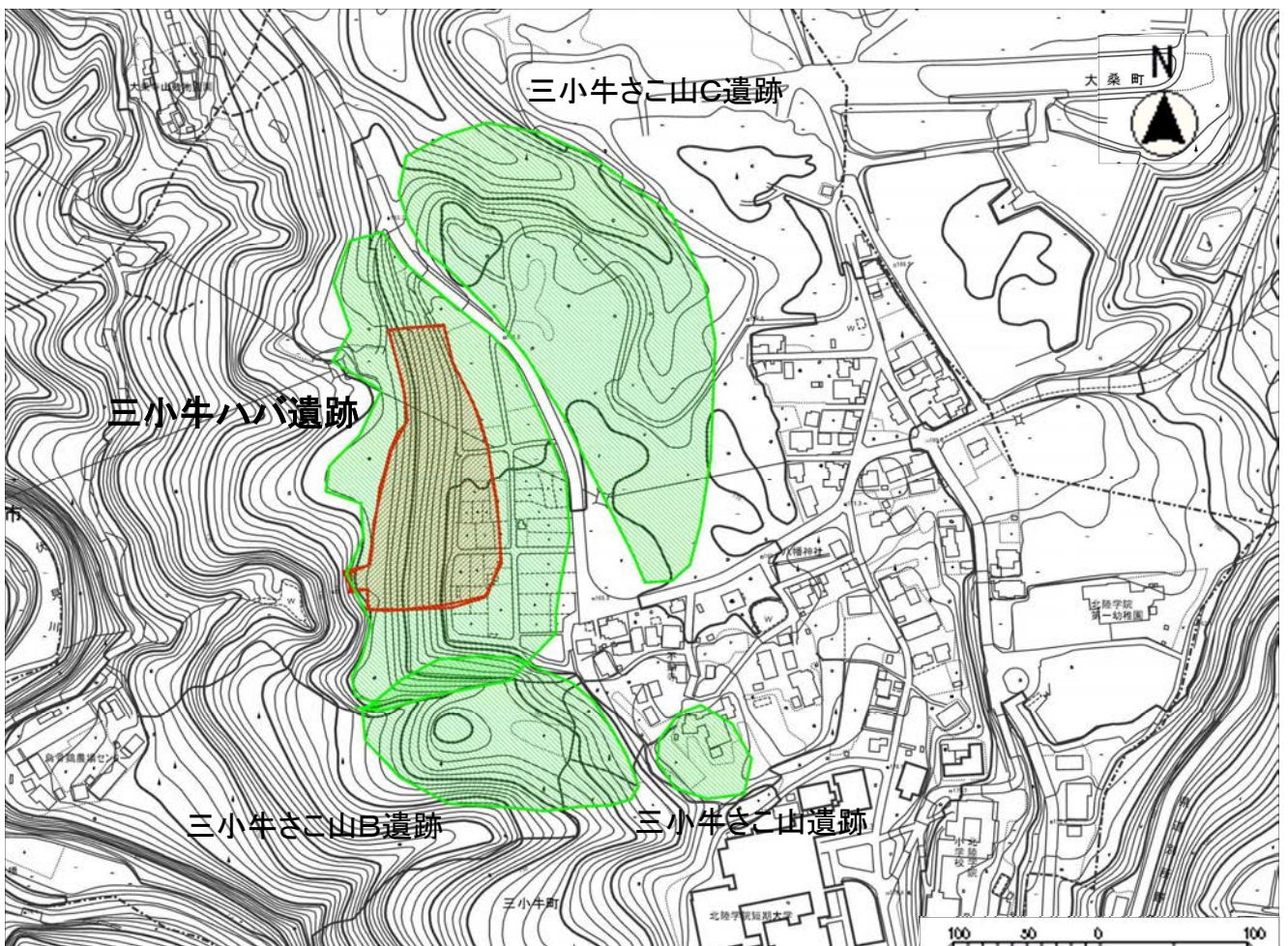
木簡は3点あり、写経用定木に墨書した1号木簡は、『日本霊異記』に登場する優婆塞^{うぼそく}（在家のままで仏門に入り、戒を受けた男）が修行のために加賀郡内の山々を巡り、説話の主人公と出会う「御馬河の里」との関連が指摘され、この説話とほぼ同時期の遺跡であることから、山林寺院としての本遺跡の性格を示すものである。2号木簡は表裏にそれぞれ「有」と「道」が2文字ずつ見え、加賀郡司層の道氏との関係が想起される。「山寺」と書かれた3号木簡は、三千寺が山寺として認識されていたことを示す。

その他、仏器としては、奈良三彩の小壺（水瓶か）、須恵器の水瓶、鉄鉢、土師器鉢（暗文赤彩）、土師器脚付香炉、灯明杯等の一般集落では見られないものが目立つ。また、日常的に使用されたものとして、須恵器杯・盤・甕、土師器赤彩碗、内面黒色土器碗などの日常雑器がある。

以上、三千寺跡出土品は、奈良・平安時代の山林寺院での活動を示す遺物群として希少であり、全国的にも高い評価を得ている。よって、遺物群として一括保存されるべきであり、金沢市指定文化財としての価値を十分に有するものと言える。



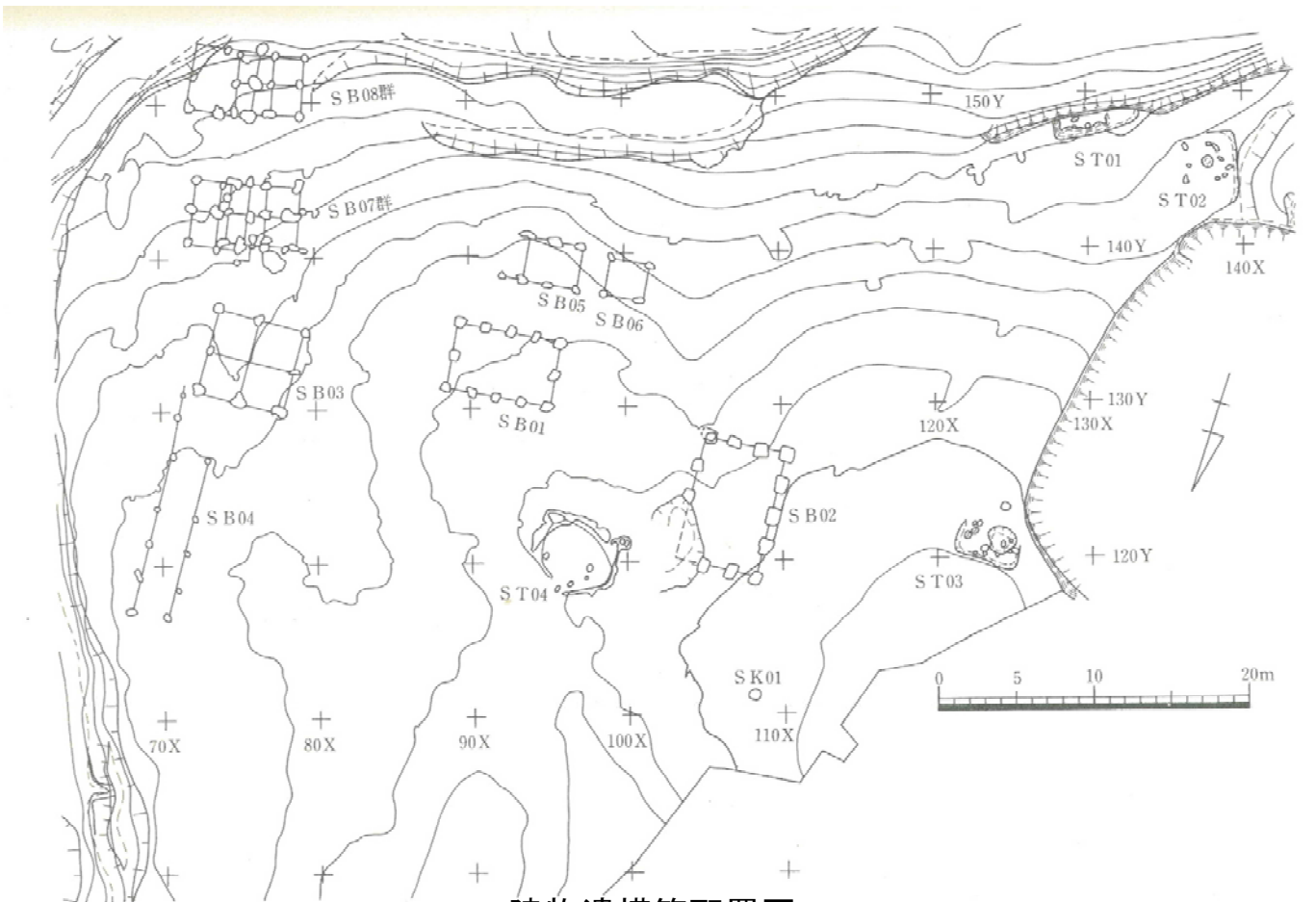
三小牛ハバ遺跡の位置



三小牛ハバ遺跡と周辺の遺跡



遺跡全景



建物遺構等配置図



銅板鑄出仏

第1号木簡

「子」
「大」
「大」
「大」
「大」
「御力」
「間家」
「」
×



第2号木簡

「有」
「有」
道
道
×



第3号木簡

×

山
山
寺

×



写經用定木の使用法

應心生歇患於已清淨不相應心生歇患於
已難深相應過患心生歇患於已清淨不相
應過患心生歇患於已清淨見難成辨心生
歇患此中略有三種難深相應一未調未順
而无難深相應二无已當隨煩惱大抗難深
相應三由彼煩惱自在力故現行種種無不
果證由彼關故與三種難深相應如是觀已
心生歇應當知清淨不相應亦有三種一諸
煩惱斷究竟涅槃名无怖豪二能證此謂依
增上心學善心三摩地三能證此於增上慧
學正見所攝微妙聖道彼觀已身與此三種
清淨不相應故心生歇應當知難深相應過



墨書土器「三千寺」「沙弥」「(則天文字・ひと)」



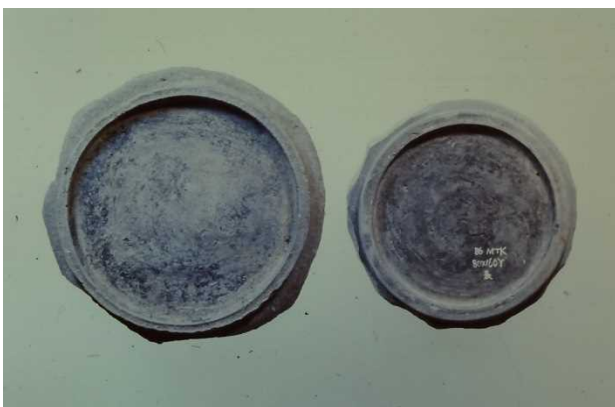
墨書土器「太縄」



墨書土器「氣成」



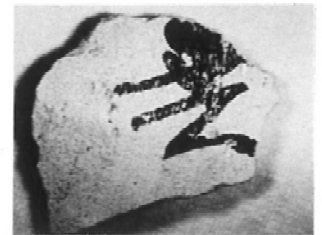
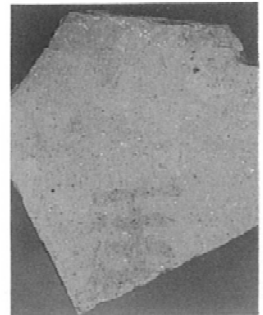
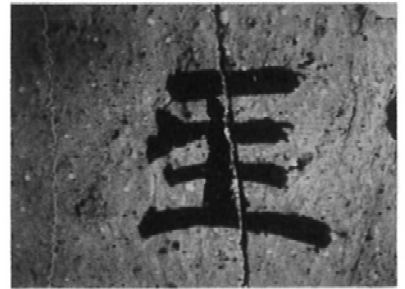
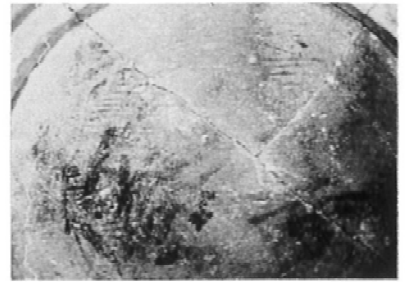
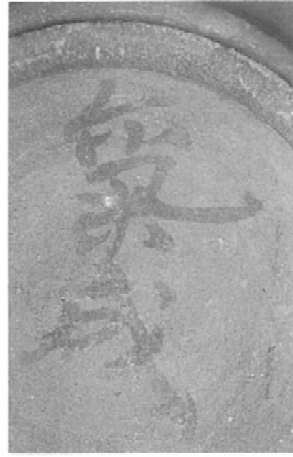
墨書土器「佐木」



転用硯



燈明皿



墨書土器(赤外線像)



奈良三彩・壺



須恵器・鉄鉢



須恵器・水瓶



土師器・鉢



須恵器・広口瓶



土師器・脚付香炉



須恵器・広口瓶



須恵器・平瓦

三千寺跡出土品総括表

種類		指定点数		内訳		
金属	銅造	1	1	鑄出仏		
木製品	木簡	3	3	写経用定木、付札、習書		
土器・ 陶器・ 土製品	墨書土器	281	72	須恵器蓋・有台杯・無台杯・盤・碗・水瓶、土師器内黒碗・碗		
	土器・ 陶器・ 土製品		209	食膳具	須恵器	蓋、無台杯、有台杯、盤、稜碗蓋
					土師器	赤彩
				内面黒色		蓋、無台碗、有台皿
	貯蔵具		須恵器	短頸壺、肩衝壺、広口瓶、長頸瓶、横瓶、甕		
	調理具		土師器	甕		
	仏具		須恵器	転用硯、灯明杯、水瓶、鉄鉢、合子		
			土師器	燈杯、脚付香炉、赤彩鉢、内面黒色鉄鉢、漆塗鉄鉢		
			三彩陶	壺		
			瓦	平瓦		
合計		285	285			

墨書土器の内容と点数

墨書	点数
三千寺	6
三千	3
三	3
寺	4
太繩	2
廣	4
沙弥	2
人(則天文字)	3
佐木	1
氣成	1
田	1
満	1
富 八	1
西	1
井	1
□寺	1
道	1
刀自女	1
呂	1
田村口	1
その他	33
合計	72

資 料
報告第 6 号

**金沢市
学校教育振興基本計画
改定版**

**令和3年3月
金沢市教育委員会**

はじめに

本市では、平成 27 年に学校教育の一層の振興を図るため、中長期の視点に立った学校教育のめざすべき姿や取り組むべき施策を明らかにした「金沢市学校教育振興基本計画」を策定し、計画に示した推進すべき方向性とその具現化のための考え方を重点化した「金沢型学校教育モデル」の実践を通じ、よりよい学校教育の推進に努めてまいりました。

しかし、近年、子供たちを取り巻く環境は、IoTやAI等をはじめとする技術革新が進展し、新しい知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増すと同時に、グローバル化の更なる進展による、ボーダーレス化が進行し、社会の大規模な変革を正確に予測することはますます難しくなっています。

また、我が国では人口減少・少子高齢化の進展、子どもの貧困、地域間格差等の多種多様な社会的な問題が生じてきています。さらに教育をめぐっては、子供の読解力や自己肯定感の低下、いじめ問題、地域コミュニティの弱体化、教員の多忙化など、多様かつ複雑な問題が生じており、教育には、社会の大きな変化を受け止め、また、社会の持続的な成長・発展を展望した力を、一人一人のニーズに合わせてつち育成する施策が求められています。

こうした教育を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、学び続ける意欲を持ち、多様化する課題に対し主体的に解決できる力を身に付けた、次代を担う人材を育てて行くため、「金沢市学校教育振興基本計画」を改定しました。

本計画の特色は、基本理念を「明日を拓き 社会を担う 金沢発のひとづくり ～『心』と『力』を育む学校教育～」とし、金沢に学ぶ子供たちが、これからの時代にあって、社会を構築し運営するとともに、自立した一人の人間として、力強く生きていくために必要となる豊かな『心』と多様な『力』が身につくよう、6つのめざすべき子ども像を掲げています。

今後、本計画の着実な実現に向け、学校での実践はもとより、家庭や地域等と連携・協働し、取組を進めてまいりますので、市民の皆様におかれましても引き続き、金沢市の教育へのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の改定にあたり、ご尽力を賜りました「金沢市学校教育振興基本計画改定検討委員会」の委員の皆様を始め、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

金沢市教育委員会

第1章 金沢市学校教育振興基本計画について	1
1 計画の策定及び改定の趣旨等	
2 計画の位置付け	
3 計画の体系	
4 計画の対象範囲	
5 計画の進行管理	
6 金沢市教育行政大綱	
第2章 教育を取り巻く現状	4
1 教育を取り巻く社会経済情勢	
2 国における教育政策の動向	
3 金沢市の子供の現状と課題	
第3章 金沢市学校教育振興基本計画の基本的な考え方	9
1 基本理念	
2 めざすべき金沢の子ども像	
3 計画の体系図	
第4章 基本的方向性及び取り組むべき施策の考え方	12
【方向性1】 豊かな人間性を育む教育に取り組めます	12
1-1 道徳教育（心の教育）の充実	
1-2 人権教育の推進	
1-3 いじめ・不登校・問題行動等への取組の充実	
1-4 学校図書館教育の推進	
1-5 情報モラル教育の充実	
1-6 部活動の充実に向けた運営体制の整備	
【方向性2】 確かな学力を育む教育に取り組めます	14
2-1 学力の向上	
2-2 キャリア教育の推進	
2-3 ICTを活用した教育の推進	
【方向性3】 健康や体力を育む教育に取り組めます	16
3-1 健康教育の推進	
3-2 体力の向上	
3-3 安全・安心な学校給食の提供	

【方向性4】	ふるさと金沢の個性を生かした教育に取り組みます	17
	4-1 歴史や伝統・文化等に関する教育の充実	
	4-2 国際理解教育の充実	
	4-3 科学教育の充実	
	4-4 SDGsの取組の推進	
	4-5 地域コミュニティを生かした防災教育の推進	
【方向性5】	特別支援教育の充実に取り組みます	19
	5-1 特別支援教育の推進	
	5-2 インクルーシブ教育の推進	
【方向性6】	福祉と連携した教育相談・支援体制の充実に取り組みます	20
	6-1 発達相談にもとづく支援体制の充実	
	6-2 適応指導教室を中心とした支援体制の充実	
	6-3 相談・支援機能の充実	
【方向性7】	家庭、地域と連携したひとづくりに取り組みます	21
	7-1 地域に開かれた学校づくりの推進	
	7-2 コミュニティ・スクールの推進	
【方向性8】	教職員の資質向上と教育環境の充実に取り組みます	22
	8-1 教職員が本務に専念するための時間の確保	
	8-2 教職員研修の充実	
	8-3 安全で快適な学習環境の確保	
	8-4 学校規模の適正化の推進	

第5章 金沢子どもかがやき宣言 24

参考資料

参考資料	26
金沢市学校教育振興基本計画改定検討委員会 委員名簿、改定経緯	

第1章 金沢市学校教育振興基本計画について

1. 計画の策定及び改定の趣旨等

(1) 計画の策定について

本計画は、国や金沢市の動向を踏まえ、学校教育の一層の振興を図るため、中長期の視点に立った学校教育のめざすべき姿や取り組むべき施策等を明らかにするとともに、学校教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことをめざし、平成27年1月に策定しました。

(2) 計画の改定について

計画策定から5年が経過し、超スマート社会（Society5.0）の到来やグローバル化の進展等の社会経済情勢の変化、新学習指導要領の全面実施やICT環境の整備等の新たな教育課題に対応するため、見直しを図るものです。

なお、「金沢市教育行政大綱」（平成27年10月策定）は、策定以降の様々な状況変化を勘案しても引き続き適切なものと考え、堅持します。

2. 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

教育基本法第17条第2項に規定される、地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

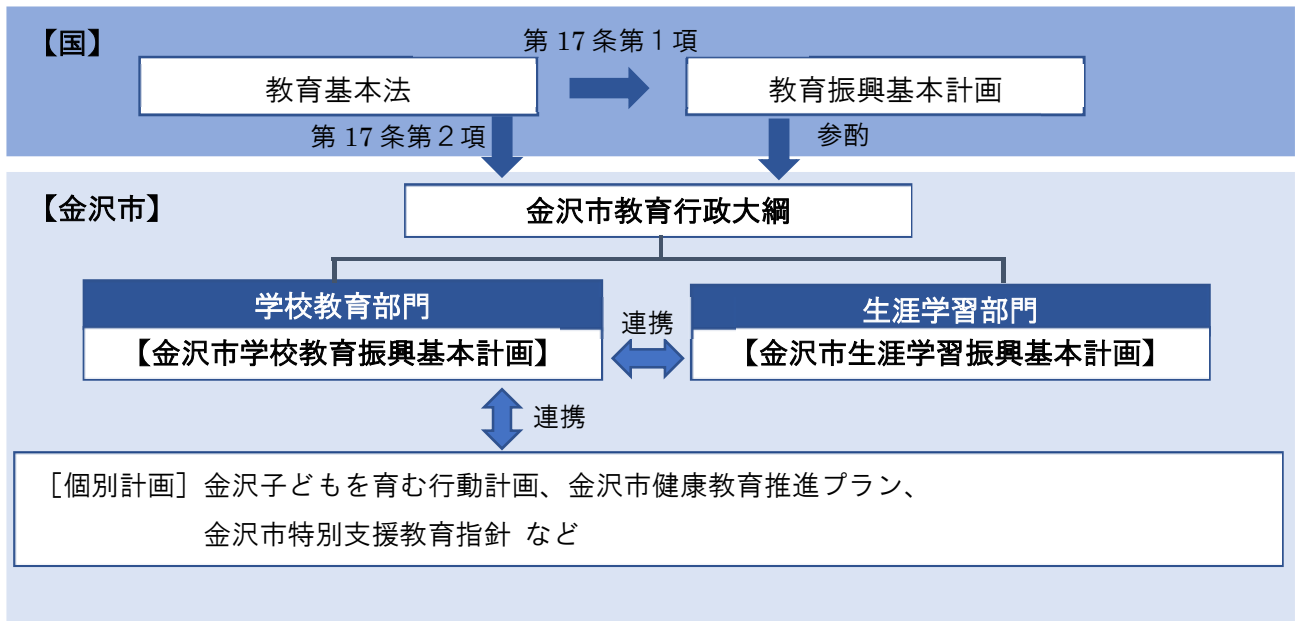
【教育基本法（抜粋）】

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 金沢市の各種計画との関係

「金沢市学校教育振興基本計画」は、本市の学校教育部門の計画であり、生涯学習部門の「金沢市生涯学習振興基本計画」と併せて、「金沢の教育振興基本計画」となるものです。相互に連携を図り、それぞれの計画のもと、学校教育及び生涯学習の各種施策を展開し、本市の教育振興の両輪として位置付けるものとします。



3. 計画の体系

基本理念

金沢に学ぶ子供たちが、これからの時代にあって、社会を構築し運営するとともに、自立した一人の人間として、力強く生きていくために必要な資質を、「心」と「力」という2つの言葉で表現したものの。

めざすべき金沢の子ども像

本市の学校教育を通して、明日を生きぬき、社会を担うために必要となる多様な「心」と「力」を身に付けてほしいことから、より具体的な言葉で6つのめざすべき子ども像を示したものの。

基本的方向性

基本理念、めざすべき金沢の子ども像を実現するために推進すべき基本的な方向性

取り組むべき施策の考え方

基本的方向性の体系に基づき取り組むべき施策の考え方

4. 計画の対象範囲

教育委員会の所管する市立の小学校・中学校・高等学校の学校教育全般を対象としています。

5. 計画の進行管理

本計画を着実に振興していくため、PDCAサイクルの考え方に基づき、毎年度、本計画に沿って施策を実施するとともに、進行管理に当たっては、「教育委員会事務事業点検・評価」を活用します。

6. 金沢市教育行政大綱

金沢の教育振興基本計画として、「学校教育」を通じた「ひとづくり」、「生涯学習」を通じた「ひと・まちづくり」を進めるため、金沢市学校教育振興基本計画及び金沢市生涯学習振興基本計画に掲げた施策の方向性を体系的に整理し、わかりやすい言葉で表現した5つの基本方針を掲げた「金沢市教育行政大綱」を総合教育会議において、市長と教育委員が協議、調整し、平成27年10月に策定しました。

【基本方針】

「金沢市学校教育振興基本計画」及び「金沢市生涯学習振興基本計画」の両計画を体系的に整理し、学校教育と生涯学習を通じて、「ひと・もの・こと（人材、教育、学習、環境など）」を「育てる（育成）・整える（充実）・高める（向上）・支える（支援）・進める（推進）」ことをめざし、5つの基本方針を定めました。

- 1 未来を担う人材の育成
- 2 特別支援教育の充実
- 3 家庭・地域の教育力の向上
- 4 生涯を通じた学びの支援
- 5 教育・学習環境整備の推進

第2章 教育を取り巻く現状

1. 教育を取り巻く社会経済情勢

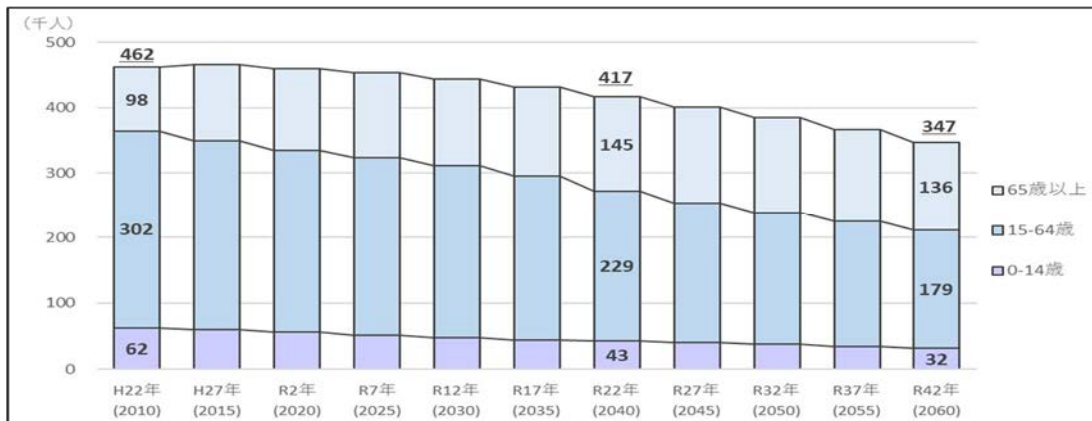
(1) 人口動態・年齢構成

我が国の人口は、平成20（2008）年をピークに減少局面にあり、出生率の低下や平均寿命の伸長により、少子高齢化が一層進んでいます。

金沢市における人口は、平成30（2018）年以降は減少となっており、将来的にも減少が進み、国の傾向と同様に、少子高齢化が一層進むことが予測されています。

このような状況は、生産年齢人口の減少、税収の減少及び社会保障費の増大などにつながり、市民の生活や経済に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

金沢市の人口の将来見通し



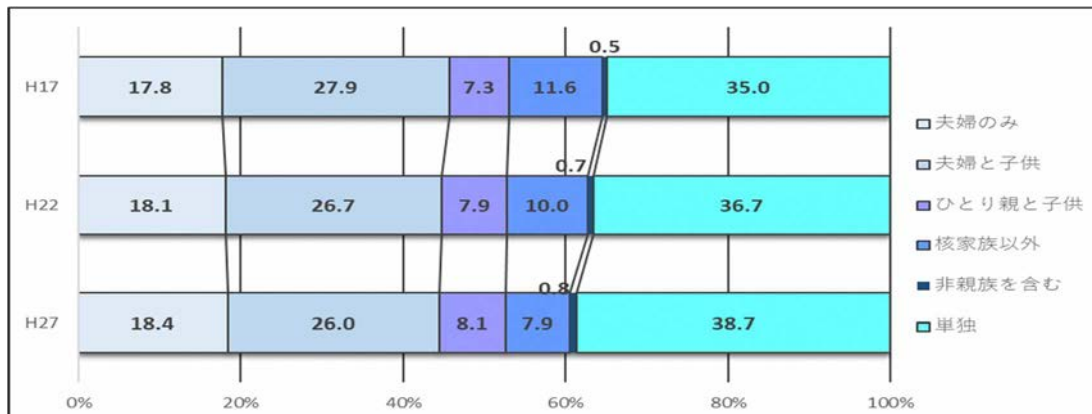
<資料>金沢市人口ビジョン

(2) 家族形態と地域社会

一般世帯を家族類型別にみると、夫婦と子供からなる核家族の世帯や三世帯世帯が減少傾向にある一方で、単独世帯で増加傾向にあります。

こういった家族形態の変化による、子供たちと関わる地域住民の減少、また、共働き世帯の増加や価値観の多様化の影響も含め、地域における人と人のつながりや支え合いの希薄化、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

金沢市における一般世帯の家族類型別割合の推移



<資料>金沢市、総務省「国勢調査」

(3) 社会・経済状況

技術革新による社会の変化

2030年頃には、第4次産業革命とも言われる、IoTやビッグデータ、AIをはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されています。技術革新の進展により、今後10～20年後には我が国の労働人口の相当規模が技術的にはAIやロボット等により代替できるようになる可能性が指摘されている一方で、これまでになかった仕事新たに生まれることが考えられています。

また、国全体でデジタル化の取組が進む中、教育分野においてもGIGAスクール構想を始め、デジタル技術の効果的活用を図ることが期待されています。

グローバル化の進展

あらゆる場所でグローバル化は加速し、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題が増加する中、こうした課題を解決するため、2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」において、2030年に向けた国連加盟国共通の目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、国や企業、地方公共団体などの全ての主体が取り組むとされています。

日本が抱える社会問題や地球規模の問題を自ら発見し、解決できる能力を有したグローバルに活躍する人材の育成が重要です。また、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場において、外国語で躊躇せず意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要なコミュニケーション力等を育成していくことが重要です。

新学習指導要領においても、「持続可能な社会の創り手の育成」が明記されたこと等を背景にSDGs達成のための教育（ESD）の推進に向けたニーズが高まっています。

さらに、金沢市においては、令和2年7月に内閣府の「SDGs未来都市」の認定を受け、持続可能なまちづくりを念頭にいただいた施策の展開やSDGsに関わる取組を推進しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を奮い、日本でも感染拡大に伴って令和2年3月上旬より全国で一斉に臨時休校措置がとられ、金沢市においても5月末までの長期にわたり臨時休業が継続されるなど、教育面でも大きな影響を与えています。

社会全体が長期間にわたり感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ち、学校においては万全の感染症対策を講じつつも、子供たちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要になっており、日々刻々と変わる状況や国の動向を見据えながら、金沢市においても、学校・家庭・地域で連携を図りつつ、学校教育活動を柔軟かつ効果的に進めていく必要があります。

2. 国における教育政策の動向

(1) 教育振興基本計画

平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。同計画では、第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿をめざすこととされています。

【教育のめざすべき姿】

＜個人＞自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら
新たな価値を創造する人材の育成

＜社会＞一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、
社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

また、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの方針を掲げています。

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

(2) 学習指導要領の改訂

新しい学習指導要領は、令和2年度から小学校、令和3年度から中学校において全面実施され、高等学校は令和4年度から年次進行で実施されることとなっています。

改訂の基本的な考え方として、教育基本法、学校教育法などを踏まえ、子供たちが未来社会を切り拓くために子供たちに求められている資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」が重視されています。

【改訂のポイント】

- 知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために、全ての教科等を三つの柱に再整理
 - ①知識及び技能 ②思考力、判断力、表現力等 ③学びに向かう力、人間性等
- 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- 教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの確立

(3) 教育関連法の主な制定・改正

教育関連法についての直近5年間における主な制定・改正は以下のとおりです。

施行年月	法律名	概要
平成 27 年 4 月 (2015 年)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (改正)	教育行政の責任の明確化、総合教育会議の設置及び大綱の策定の義務化 など
	学校図書館法 (改正)	専ら学校図書館の職務に従事する職員 (学校司書) の設置の努力義務化 など
平成 28 年 4 月 (2016 年)	学校教育法 (改正)	小中一貫教育を行う新たな学校の種類 (義務教育学校) の制度化 など
平成 29 年 2 月 (2017 年)	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 (制定)	不登校児童生徒等に対する教育機会の確保及び夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供に係る国及び地方公共団体の責務の明確化 など
平成 29 年 4 月 (2017 年)	教育公務員特例法 (改正)	校長及び教員の資質の向上に関する指標の策定並びにそれを踏まえた教員研修計画の策定の義務化 など
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (改正)	教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化 など
平成 31 年 4 月 (2019 年)	学校教育法 (改正)	学習者用デジタル教科書の制度化 など

3. 金沢市の子供の現状と課題

(1) 学力

学力調査結果等から見た本市の児童生徒の学力については、基礎的・基本的な「知識・技能」について、着実に身に付いている傾向が見られます。一方で、読解力に課題があることが指摘されています。

このため、各教科等の学習を通して身に付けた基礎的・基本的な知識・技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等が育まれるよう、指導方法や教材等の工夫改善を行うとともに、家庭学習の充実を図る等、児童生徒の学力の向上に努める必要があります。

(2) 豊かな心

少子化、核家族化等の進行に伴い、人間関係の希薄化や日常生活での体験が不足し、児童生徒の倫理観や社会性の欠如、規範意識の低下等が憂慮されています。

また、自分に自信をもつことができない子供が少なくない現状や、将来の夢や目標をもっていると、肯定的な回答をする子供の割合が全国平均を下回っている傾向もあります。

このため、家庭・地域・学校が一体となり、青少年の規範意識の向上や豊かな心を育む活動

のより一層の充実を図る必要があります。

(3) 体力・運動能力

健やかな成長のため、バランスのよい食事や適切な運動などが大切なことですが、子供たちの健康を取り巻く環境は、栄養過多や、体を動かすことが少ない生活など、様々な問題が生じています。

令和元年度における体力・運動能力調査結果等から見た本市の児童生徒の状況は、小学5年生では全ての調査項目で全国平均を上回っていますが、中学2年生は全国平均を下回る項目も見られます。

このため、体育科・保健体育科の学習において付けたい力を明確にし、学習活動の展開を工夫するとともに、誰もが運動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成を図ることが必要です。

(4) 基本的な生活習慣

子供たちの学習意欲や体力の低下は、家庭における食事や睡眠等の基本的な生活習慣の乱れと関係しているといわれています。

本市においても、「朝食を食べる」割合は増加しているが、「栄養バランスをよく心がけている」や「朝すっきり目が覚める」割合が減少している傾向があります。

このため、家庭での食生活や生活習慣等に関わる啓発を積極的に推進するとともに、家庭と学校との連携を密にし、児童生徒の基本的な生活習慣の確立に向けた取組みを推進する必要があります。

(5) コミュニケーション能力

近年は、小学生も携帯電話を持つ時代になっており、オンラインゲームや様々なコミュニケーションツールを使いこなす便利になっている半面、対人関係の不得手な子供が増加し、コミュニケーション能力の低下が懸念されています。

また、いじめや不登校、暴力行為等の背景には、人間関係の希薄さや子供たちのコミュニケーション能力の不足といったことが大きく影響しているともいわれています。

このため、様々な学習や体験活動等を通して、自分の考えや意見を適切に表現したり、円滑な人間関係をつくるためのコミュニケーション能力を育成する教育の充実を図る必要があります。

第3章 金沢市学校教育振興基本計画の基本的な考え方

1. 基本理念

明日を拓き 社会を担う 金沢発のひとづくり ～ 「心」と「力」を育む学校教育 ～

金沢は、藩政期には学問を奨励し、「天下の書府」として称され、藩校や寺子屋、私塾を中心に教育が行われてきました。また、明治以降は「学都」として教育の振興が図られ、世界をはじめ広い分野で社会の礎となる有為の人材を輩出するなど、今日まで教育を大切に
する土壌が連綿と引き継がれています。

学校は、多様な学びや体験等の教育活動を通じて、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育む場です。子供たちには、多くの仲間や教師との交流を通して、明日を切り拓くために大切な「心」と「力」を身に付けることが必要です。丈夫で美しい布が、縦糸と横糸で織り上げられているように、豊かな「心」と多様な「力」が互いに調和して組み合わさることにより、明日を拓き、社会を担う「ひと」が創りあげられます。

私たちは、めざすべき金沢の子ども像を掲げ、金沢の歴史や伝統、文化などまちの個性や自然、風土を背景に培われた独自で創造性ある教育を重視し、地域や社会、国家の発展を担い、未来を託す子供たちの育成に努め、世界に目を向け飛翔する金沢発の「ひとづくり」をめざす学校教育を構築します。

“金沢発”「金沢から始まり（発生、発想）、
育て（発育、発達）、
広がる（発信、発展）ひとづくり」との意味を込めたもの

2. めざすべき金沢の子ども像

1 自ら学び、自ら考え、創造する子

変化の激しい社会をたくましく生きぬくためには、確かな学力を身に付けることが大切であり、学習を通じて、基礎的・基本的な知識・技能等を活用し、見いだした課題を解決していくことが必要です。

このため、様々なことに意欲や関心を持って、自ら学び、考え、主体的に表現し、工夫しながら創造することが求められています。

(必要な資質：思考力、表現力、意欲、関心 など)

2 正しく判断し、責任を持って行動する子

多様な人間関係を結ぶ機会が減少し、規範意識や責任感が薄れる傾向にある現代においては、社会的なルールを守り、自らを律し、望ましい行動をとることが必要です。

このため、規範意識を高め、正義感や責任感を持ち、正しく判断し行動することが求められています。

(必要な資質：規範意識、正義感、責任感、判断力、行動力 など)

3 自他ともに認めあい、お互いを高めあう子

様々な価値観やライフスタイルが共存している現代においては、人と人とのつながりを基盤とし、他者の個性や立場を認め、豊かな人間性を養うことが必要です。

このため、互いが認めあい、思いやりの心を持ち、切磋琢磨することが求められています。

(必要な資質：自己肯定感、信頼感、思いやり、切磋琢磨、コミュニケーション能力 など)

4 心身ともに健康で、たくましく生きぬく子

困難に直面しても、たくましく生きぬくためには、心身ともに健康であることが必要です。

このため、生涯にわたって健康や体力に関心を持ち、自ら進んで健康づくりや体力づくりを実践することが求められています。

(必要な資質：健やかな心と体、体力 など)

5 夢を抱き、何事にも粘り強く挑戦する子

将来に向かって、夢を抱き、自らの進むべき道を明確にし、努力を重ねることが必要です。

このため、向上心を持ち、自らの可能性を信じ、粘り強く、夢の実現に挑戦していくことが求められています。

(必要な資質：向上心、忍耐力、挑戦心、遂行力 など)

6 金沢に誇りを持ち、ふるさとを愛する子

情報化やグローバル化が進展する中、主体的に活躍するためには、世界を意識した広い視野を持つことが必要です。

このため、金沢が持つ様々な伝統や文化を学び、誇りを持ち、ふるさとを愛する心を養い、世界に羽ばたく社会の担い手となることが求められています。

(必要な資質：郷土愛、愛国心、国際理解 など)

3. 計画の体系図

基本理念

明日を拓き 社会を担う 金沢発のひとづくり
～「心」と「力」を育む学校教育～

めざすべき金沢の子ども像	基本的方向性	取り組むべき施策の考え方
1 自ら学び、自ら考え、創造する子	豊かな人間性を育む教育に取り組めます	1 道徳教育（心の教育）の充実
		2 人権教育の推進
		3 いじめ・不登校・問題行動等への取組の充実
		4 学校図書館教育の推進
		5 情報モラル教育の充実
		6 部活動の充実に向けた運営体制の整備
2 正しく判断し、責任を持って行動する子	確かな学力を育む教育に取り組めます	1 学力の向上
		2 キャリア教育の推進
		3 ICTを活用した教育の推進
3 自他ともに認めあい、お互いを高めあう子	健康や体力を育む教育に取り組めます	1 健康教育の推進
		2 体力の向上
		3 安全・安心な学校給食の提供
4 心身ともに健康で、たくましく生きぬく子	ふるさと金沢の個性を生かした教育に取り組めます	1 歴史や伝統・文化等に関する教育の充実
		2 国際理解教育の充実
		3 科学教育の充実
		4 SDGsの取組の推進
		5 地域コミュニティを生かした防災教育の推進
5 夢を抱き、何事にも粘り強く挑戦する子	特別支援教育の充実に取り組めます	1 特別支援教育の推進
		2 インクルーシブ教育の推進
6 金沢に誇りを持ち、ふるさとを愛する子	福祉と連携した教育相談・支援体制の充実に取り組めます	1 発達相談にもとづく支援体制の充実
		2 適応指導教室を中心とした支援体制の充実
		3 相談・支援機能の充実
7 家庭、地域と連携したひとづくりに取り組めます	家庭、地域と連携したひとづくりに取り組めます	1 地域に開かれた学校づくりの推進
		2 コミュニティ・スクールの推進
		1 教職員が本務に専念するための時間の確保
		2 教職員研修の充実
8 教職員の資質向上と教育環境の充実に取り組めます	教職員の資質向上と教育環境の充実に取り組めます	3 安全で快適な学習環境の確保
		4 学校規模の適正化の推進



金沢子どもかがやき宣言

第4章 基本的方向性及び取り組むべき施策の考え方

【方向性1】 豊かな人間性を育む教育に取り組みます

人間関係の希薄化や生活体験の不足などにより、子供には、社会性や規範意識を身に付けたり、自己実現の喜びを味わったりする機会が少なくなっています。

このような中、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むことが大切です。

そのため、学校においては、各教科や特別活動、部活動など、教育活動全体を通じて道徳教育や人・自然・文化等とかがかわる体験活動の充実を図ります。また、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度の育成に取り組みます。

取り組むべき施策の考え方

1-1 道徳教育（心の教育）の充実

児童生徒の「豊かな人間性」を育むためには、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を養うことが重要であり、特別の教科である道徳（道徳科）を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育（心の教育）の充実が求められています。

そのため、指導體制を確立するとともに道徳教育に係る全体計画や年間指導計画等を整備します。また、道徳科の授業を計画的に公開し、家庭や地域との共通理解を深め、連携が図られるよう取り組みます。

1-2 人権教育の推進

人権については、子供、女性、性的少数者、高齢者、障害のある人、外国人などに対する差別や、同和問題、インターネットによる人権侵害など様々な課題があります。特に、子供に関しては、いじめや不登校、虐待などが社会的な課題となり、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の精神を培い、正しい理解と認識を深め、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を態度に表し、行動できる実践力のある児童生徒の育成が求められています。

そのため、人権尊重の精神に立ち、様々な課題を抱えた児童生徒が目前にいるという認識のもと、人権感覚豊かな人間関係を築くことをめざした教育を実現するために、発達段階を踏まえた教育課程づくりや人間関係づくり、環境づくり、学習活動づくり等に取り組みます。

1-3 いじめ・不登校・問題行動等への取組の充実

いじめ・不登校・問題行動等に対しては、未然防止・早期発見に努め、組織的に適切な初期対応を行うことが大切です。加えて、学校と家庭、地域が連携し、大人が協力して児童生徒を見守る環境を整えることも必要です。

そのため、生徒指導上の諸課題に対して保護者や地域、関係機関等と連携を図りながら迅速、丁

寧、誠実に対応します。また、児童生徒が望ましい人間関係を形成し、協力して諸課題を解決しようとする自主的・実践的な態度が育まれるよう、児童生徒を主体とした活動に取り組みます。

1-4 学校図書館教育の推進

学校図書館は児童生徒にとって一番身近な読書施設です。学校図書館は、児童生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」の3つの機能を有しており、学校図書館を計画的に利用し、活用することが求められています。また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤としての役割も期待されています。

そのため、各学校の蔵書の充実を図るとともに、学校図書館司書による授業支援や市立図書館との協力体制を強化することにより、授業での学校図書館の活用を推進し、読書量の増加及び目的に応じた読書活動が充実するよう取り組みます。

1-5 情報モラル教育の充実

ネット上のトラブルや犯罪の問題については、無料通信アプリ等を介したいじめや誹謗・中傷、会員制交流サイト（SNS）等を介したネット犯罪、ネット依存など、年々、広範化・深刻化しており、未然防止への指導や問題発生時の迅速かつ適切な対応が必要です。これらの問題に対しては、学校における指導はもとより、家庭でのルールづくりを行うことが必要であり、地域もまた、学校と連携を図りながら啓発活動を行うことが大切です。

そのため、児童生徒がインターネットや携帯電話等を人間関係構築の有効なツールとして活用できるよう、学校と家庭、地域が連携してそれぞれの役割を果たしながら、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル意識の向上に取り組みます。

1-6 部活動の充実に向けた運営体制の整備

部活動については、学校教育活動の一環として行われ、中学校教育において果たす意義や役割は大きいものがあります。生徒が運動部や文化部での活動を通して、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係を築き、より高い技能を習得することや自らの可能性に挑戦することの中で、自主性、協調性、忍耐力、責任感、達成感等を高め、情操豊かで自主的かつ創造的な人間性を育むことを大切にしています。

そのため、部活動に携わる教職員の指導力向上に向けた研修会の実施や、学校内での指導体制の確立に取り組みます。また、今後の国の動向を踏まえ、学校や地域の実情に応じ、持続可能な運営体制が整えられるよう取り組みます。

【方向性2】 確かな学力を育む教育に取り組みます

社会が激しく変化する現代においては、自立と協働を図るための能動的・主体的な力である「社会を生きぬく力」を身に付けることが求められています。

このような中、自分を見失わず生きぬくために、子供一人一人に確かな学力を身に付けさせることを基本に、自ら課題を見付け、自ら学び、考え、主体的に行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることが大切です。

そのため、学校においては、学力の3つの要素である、「基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得」、「これらを活用した課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力やその他の能力の育成」、「主体的に学習する意欲や態度の育成」に取り組みます。

取り組むべき施策の考え方

2-1 学力の向上

激しく変化する社会を生きぬく力を身に付けるためには、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、課題を解決するための思考力・判断力・表現力等が育まれるよう、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が必要です。

そのため、本市における授業づくりの方針をもとに学校全体で組織的に授業改善に取り組むとともに、取組の効果の定期的な検証等、継続的な検証改善サイクルを確立し、確かな学力の育成に取り組めます。

2-2 キャリア教育の推進

近年の産業・経済の構造的な変化や雇用の多様化・流動化等を背景として、就職や進学を問わず、児童生徒の進路をめぐる環境は大きく変化しており、確かな勤労観・職業観を持ち、社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる資質・能力を育成する教育が求められています。

そのため、地域・社会等と連携しながら、各教科等の学校の教育活動全体を通して、自己の目標や生き方に目を向けたり、職業や進路に関わる体験的な活動を行ったりして、児童生徒が自分の性格や興味、能力・適性等についての理解を深めることができるよう取り組みます。さらに、現在の学習と実社会とのつながりを意識するとともに、一人一人が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるように、活動を記録し蓄積する教材「キャリア・パスポート」を活用し、発達段階に応じて目的を持って学ぶことができるよう取り組みます。

2-3 ICTを活用した教育の推進

社会における情報化の急速な進展に伴い、社会生活の中でICTを日常的に活用することが当たり前前の世の中となる中で、学校における教育の情報化を推進していくことは大変重要です。このような中、情報教育の推進にあたって、情報活用能力（必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（ICTの基本的な操作スキルを含む）や、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度）の育成が求められています。

そのため、学校における情報セキュリティーを含めたICT環境を整備するとともに、児童生徒が「GIGAスクール構想」によって整備された1人1台の学習用端末を教科等において主体的に活用できるよう取り組みます。

【方向性3】 健康や体力を育む教育に取り組みます

近年、生活体験や自然体験の機会の減少、運動する子供としない子供の二極化など、子供の体力には課題が見られます。また、基本的な生活習慣や心の健康等の課題においても多様化・複雑化・低年齢化している現状があります。

このような中、ヘルスプロモーションの考え方にに基づき、健康的な行動や生活習慣の確立に向けた健康教育を進めることが大切です。

そのため、学校においては、授業だけでなく特別活動や部活動など、教育活動全体を通じて運動やスポーツに親しみ、継続的に取り組めるようにします。また、子供に影響を与える周りの環境改善にも取り組むとともに、心身の調和的発達を図られるよう、健康の保持増進に向け、実践的な判断力や行動力の育成に取り組みます。

取り組むべき施策の考え方

3-1 健康教育の推進

生涯にわたり健康を保持増進していく上で、児童生徒が身近な生活における健康に関する知識を身につけることや必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力が求められています。

そのため、本市の健康教育推進プランを推進し、系統性のある指導の充実を図ります。併せて、教職員の健康教育スキルの向上と児童生徒の健康行動の習慣化を培うため、家庭、地域との連携・協働に取り組みます。

3-2 体力の向上

体力は、人間の活動の源であり、健康の保持増進のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素となるものです。生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに自ら進んで運動やスポーツに親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが求められています。

そのため、体育科・保健体育科の授業はもとより、特別活動や運動部活動等の教育活動と相互に関連させながら、学校の教育活動全体を通じて体力の向上に取り組みます。

3-3 安全・安心な学校給食の提供

学校給食には、子供が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付け、心身の健全な発達及び食に関する正しい理解と適切な判断力を養うとともに、地域の食文化を理解するための取組が求められています。

そのため、季節や旬に配慮した食材、地場産物を取り入れ、多様な調理法の組み合わせにより食事内容に工夫を凝らすほか、食育の生きた教材としていく取組を推進します。併せて将来にわたり安全・安心な学校給食を提供していくため、「新たな学校給食共同調理場再整備計画」に基づき、共同調理場の新設や施設設備の更新に取り組みます。

【方向性4】 ふるさと金沢の個性を生かした教育に取り組みます

歴史や伝統、学術、文化などの個性を守り、磨き高めてきた金沢は、他都市に類を見ない資産を有しています。その資産を大切に、子供が誇れるまちであり続けるためには、個性ある新たな価値を創造し続けることが必要です。

そのため、学校においては、金沢やそれぞれの地域がもつ伝統文化、豊かな自然、歴史、食などの多様な素材や人材を活用し、ふるさと金沢について学び、考え、かかわり、広めるための学習を実施します。

そのことを通して、誇りと愛着をもち、まちづくりの担い手として、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の育成を目指します。また、ふるさと金沢の歴史や文化、自分の思いや意見を世界に発信できるコミュニケーション能力が養われるよう努めます。

取り組むべき施策の考え方

4-1 歴史や伝統・文化等に関する教育の充実

グローバル化が進展する中で、児童生徒が国際社会の中で日本人としての自覚や素養を持ち、主体的に生きていくためには我が国の歴史や伝統・文化に対する理解や親しみを深めることが大切です。

そのため、総合的な学習の時間等における取組をSDGsの視点で点検・再評価し、金沢の歴史や伝統・文化、偉人等に関する教育が充実するよう努めます。また、金沢の文化や伝統芸能とふれあう機会、金沢の偉人ゆかりの地や文化施設を見学する機会を設け、金沢の先人が培ってきた歴史や伝統・文化等を理解し、金沢の良さを継承し、発信していこうとする意欲や態度の育成に取り組めます。

4-2 国際理解教育の充実

国際化が急速に進展している今日、自らの文化に愛情や誇りをもつとともに、異なる文化に対する理解を深め、互いの人権を尊重し、協力し助け合いながら、共に生きていく資質や能力を高めることが求められています。

そのため、自分の思いや意見を発信できるコミュニケーション能力の育成に努めます。金沢独自の教育課程に基づく英語教育に取り組むとともに、地域に住む外国人や長期海外生活経験がある日本人等の人材活用、各種国際交流団体との連携等を図り、学校の教育活動全体を通じて、国際社会において主体的に生きるための資質の向上に取り組めます。

4-3 科学教育の充実

科学技術のめざましい進展は、産業構造の変化をもたらし、より便利な生活を実現してきました。さらに、児童生徒の科学に関する興味・関心を高め、課題を自主的に解決しようとする意欲や態度を育むことが求められています。

そのため、関係諸団体の協力を得ながら、科学教材の開発や地域に根ざした科学教育の実践を行

い、児童生徒の科学に対する興味・関心の高揚を図るとともに、科学や科学技術と生活や社会との関わりを含めて科学を学ぶことの意義や有用性を実感することができるよう取り組みます。

4-4 SDGsの取組の推進

環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題について、児童生徒が自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値や行動を生み出すことや、それによって持続可能な社会づくりの担い手を育むことが求められています。

そのため、市立の全小・中学校が加盟したユネスコスクールの取組を推進することがSDGsの達成に貢献することを踏まえ、これまでの取組をSDGsの視点で点検・再評価するとともに、児童生徒が自己の価値観や生き方を見直し、持続可能な社会の構築に向けて行動できるよう取り組みます。

4-5 地域コミュニティを生かした防災教育の推進

東日本大震災の教訓から、「自助」、「共助」の重要性が再認識され、災害発生時に児童生徒が状況に応じた適切な対応ができる能力を育むとともに、学校と地域・保護者が連携した防災教育を推進することが求められています。

そのため、地域コミュニティを生かした防災教育に取り組むとともに、各教科等における学習活動を活用し、児童生徒の発達段階に応じた系統的な指導を行い、様々な災害の原因や対処方法等についての正しい知識を習得させ、児童生徒が主体性をもって自らの命を守り抜く態度を育成するとともに自ら適切な役割を担い判断し行動できるよう取り組みます。

【方向性5】 特別支援教育の充実に取り組みます

特別な支援を必要とする子供が、自らの選択に基づき自立した生活を送り、主体的に社会に参加できるようにするために、一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実が求められています。

このような中、インクルーシブ教育の理念のもと、子供がともに学ぶことができるよう交流等を推進するとともに、子供の可能性を最大限に伸ばすために、多様できめ細やかな支援を行っていくことが大切です。

そのため、学校においては、特別な支援を必要とする子供一人一人の理解に努め、教職員による連携した支援を行えるよう、校内支援体制の充実に取り組みます。また、それぞれの学びの場である通常の学級や通級による指導、特別支援学級における教育環境の整備に努めます。

取り組むべき施策の考え方

5-1 特別支援教育の推進

すべての児童生徒が、自立と社会参加を見据え、共に学び、互いに理解し合う中で、一人一人の教育的ニーズに配慮しながら、自己の可能性を最大限に伸ばせるよう、多様できめ細やかな教育が求められています。

そのため、改定した金沢市特別支援教育指針（第2次）に基づき、特別支援教育コーディネーターや校内委員会の機能の強化を図るとともに、保護者や外部の関係機関等との連携を進め、校内支援体制の充実努めます。また、「個別の教育支援計画」等に基づく特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教材・教具や指導方法の工夫等、PDCAサイクルに基づいた指導・支援に取り組みます。

5-2 インクルーシブ教育の推進

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進が求められています。

そのため、個々の子供に応じた配慮や学習環境の整備に努めるとともに、すべての児童生徒が、自立と社会参加を見据え、共に学び、互いに理解し合う中で、一人一人の教育的ニーズに配慮しながら、自己の可能性を最大限に伸ばせるよう、多様できめ細やかな学校教育の充実に取り組みます。

【方向性6】 福祉と連携した教育相談・支援体制の充実に取り組みます

近年、学校における不登校、いじめ、社会的不適応、発達障害などの相談は増加し、多様化・複雑化しています。このような状況の中で、子供の自立と健全育成に向けて、教育と福祉の連携を図り、総合的に支援することが大切です。

そのため、教育プラザを設置し、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校等との連携を図り、専門的な発達相談・教育相談を通して子供や保育施設職員、教職員、保護者等の相談支援の充実に取り組みます。

取り組むべき施策の考え方

6-1 発達相談にもとづく支援体制の充実

発達障害によって生じるいじめ、ネットトラブル、不登校、不適応など、子供を取り巻く状況は複雑化・困難化しています。

そのため、教育相談担当者の専門性の向上に取り組みながら、保育施設職員、教職員、保護者、必要に応じて医療機関等と連携できる相談支援体制の充実に努めます。また、発達障害については、早期からの専門的相談支援を実施し、個々の能力や才能を伸ばす取り組み、不適応などに対する未然防止に努めます。一人一人の状況とニーズに応じて、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、児童相談所等、教育と福祉の連携を促進することで、一貫した相談支援体制の充実に取り組みます。

6-2 適応指導教室を中心とした支援体制の充実

近年は発達障害やいじめ、家庭環境の変化等による引きこもりをはじめとする不登校が課題となっています。

そのため、このような子供が抱える課題を解決し、社会的自立をめざしていくために、不登校の児童生徒が通室できる「そだち」において、保護者、学校との相談・連携をより充実しながら、子供の個別相談支援をより丁寧に行い、必要に応じて医療機関等と連携しながら、個別相談支援の充実、課題の解決に取り組みます。

6-3 相談・支援機能の充実

不登校、発達障害等にかかわる相談や支援については、専門的相談を継続して行える拠点の整備と相談担当者の専門性の向上が必要です。

そのため、子供一人一人の状況及び家庭のニーズを的確に捉え、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校との連携を深めるとともに、必要に応じて児童相談所など関係機関とも連携を図るなど、教育と福祉が迅速に連絡を取って、問題の早期発見と子供に起こる不適応等の未然防止、専門的支援に努めます。

【方向性7】 家庭、地域と連携したひとづくりに取り組みます

家庭は、全ての教育の出発点であり、子供の心の拠り所となるものです。家庭においては、ふれあいやコミュニケーションを大切に、基本的な生活習慣や社会のルールを身に付けることが必要です。また、次代を担う子供が学び成長し、社会の中で生きぬく力を養うためには、学校と家庭、地域との連携が不可欠です。保護者や地域住民が、学校での活動に多面的に関わり、それぞれの役割を尊重しつつ、情報を共有し子育てに関わることや、各種行事・スポーツ活動等を通じ、子供と地域とのつながりを深めることが重要です。

そのため、学校と家庭、地域が互いに連携を密にしながら、地域づくりの担い手となる次代のひとづくりに取り組みます。

取り組むべき施策の考え方

7-1 地域に開かれた学校づくりの推進

社会全体で子供を育てるためには、学校、家庭、地域の連携は不可欠です。核家族化、地域コミュニティの希薄化などで孤立しがちな保護者が、子育ての悩みや不安を共有し、解決策を学ぶ機会を持ち、子育てに喜びを持って取り組める環境づくりが大切です。

そのため、学校においては、家庭教育学級などの学びあう機会や、地域の行事、スポーツ・文化活動などを通して、地域コミュニティとの連携を強化し、地域に開かれた学校づくりを進め、次代のひとづくりに取り組みます。

7-2 コミュニティ・スクールの推進

子供の学校生活や学校の教育方針を保護者や地域住民が正確に理解し、意見交換することは、学校と保護者や地域が連携を進めるうえで、不可欠なことです。学校が子供の学校生活に関する情報を積極的に提供し、保護者や地域住民の学校教育活動への参加を通じ、互いの問題認識を深めるなど、複数の目で子供の成長を見守る必要があります。

そのため、地域の住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」と地域住民が主体となって地域全体で子供たちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」の連携・協働を推進し、広い視野で子育て環境を促進する協力体制づくりに取り組みます。

【方向性 8】 教職員の資質向上と教育環境の充実に取り組みます

社会情勢の変化に伴い、学校教育を取り巻く課題が多様化、複雑化する現代においては、一人一人の教職員のさらなる資質向上・指導力向上が求められています。

そのため、諸課題に適切に対応できる教職員の育成をめざし、研修の充実を図ります。

また、子供が将来に向かって夢や希望を抱き、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育むためには、安全で快適に学び、安心して過ごせる学校施設の整備が求められています。

そのため、学校施設の整備推進に取り組むとともに、学校規模の適正化の推進に努めます。

取り組むべき施策の考え方

8-1 教職員が本務に専念するための時間の確保

社会の急激な変化が進む中で、子供が予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。

そのため、教職員の働き方を見直し、これまで以上に子供たちと向き合う時間の確保を図り、より効果的な教育活動を行うことを目的として策定した「金沢市立学校における教職員が本務に専念するための時間の確保に向けた取組方針」に基づき、教職員の意識改革や様々な取組のより一層の充実に努めます。

8-2 教職員研修の充実

地域社会、家庭環境、保護者の意識が大きく変化している状況のもと、学校教育を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、一人一人の児童生徒を理解するためにも教職員の資質向上が重要な課題となっています。特に、中堅教員のリーダーシップや若手教員の指導力向上が求められています。

そのため、諸課題に対応できる豊かな専門性、幅広い社会性、実践的指導力、コミュニケーション能力、組織で対応する力など、教職員のさらなる資質と指導力の向上をめざし、キャリアステージに応じた効果的な教職員研修を教員育成指標に基づいて実施するとともに、各学校においては、OJTを推進します。また、「GIGAスクール構想」の実現に向け、オンライン研修等ICT活用に係る研修を充実させ、教職員の授業等におけるICT活用指導力の向上に取り組めます。

8-3 安全で快適な学習環境の確保

学校施設は、児童生徒などの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、耐震化の推進が喫緊の課題となっています。また、校舎の増改築や施設の老朽化への対応や多様化、高度化する教育に対応した施設整備が求められています。

そのため、子供が安全で快適に学び、安心して過ごせることができるよう、計画的な増改築や大規模改修などに取り組むとともに、日常点検を通じ、良好な施設の維持管理に努めます。また、「学校の新しい生活様式」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減を図る等、子供たちの健康保持と健やかな学びの機会の確保に取り組めます。

8-4 学校規模の適正化の推進

少子化による児童生徒数の減少やまちなかと郊外における児童生徒数の偏在が生じています。また、社会が複雑化・多様化する中、多様な価値観を持つ人々と協力・協働できる人間性や、様々な状況下において個性を発揮し、課題を解決していく人材を育成することが、これまで以上に求められています。

そのため、場面に応じた適切な規模の集団を組むことが可能となる一定規模の学校で、人間関係を築き上げていくことが大切であることから、統合や通学区域の見直し等による学校規模の適正化に取り組みます。

第5章 金沢子どもかがやき宣言

金沢市学校教育振興基本計画に掲げる「めざすべき金沢の子ども像」をわかりやすく、覚えやすい言葉で表現するため、夏休み期間に、市立中学校24校から推薦を受けた中学生による金沢子ども憲章制作プロジェクトを設け、作業を行いました。結果、子供たちの考え方や行動の基本的な約束事「金沢子どもかがやき宣言」が完成しました。

金沢子どもかがやき宣言

- 一 すすんで学び、考えます
- 二 きまりや約束を守ります
- 三 すすんであいさつをします
- 四 笑顔を大切にします
- 五 思いやりの心を大切にします
- 六 ありがとうの気持ち伝えます
- 七 毎日元気にすごします
- 八 夢に向かって挑戦します

わたしたちは、
ふるさと金沢を愛し、誇りを持ち、
未来に向かってかがやくように行動します

元金沢市立中学校 教諭
福島 絹子氏 書

宣言に込められた思い

金沢子どもかがやき宣言は、私たち中学生によるプロジェクト活動を通して制作したものです。活動を進める中で、私たちが“金沢”を誇りにし、“金沢”を愛し、“金沢”を全国や世界に発信したいという思いを強く持っていることを改めて感じました。

宣言文は、8つの文章で構成されていますが、どれもシンプルで分かりやすく、あたりまえのことを述べています。“あたりまえのことをあたりまえに”できることこそが、今の時代において大切にしなければいけないことではないでしょうか。

私たちは、この宣言を心に刻み、一人一人が行動し、未来の金沢が輝くことを願っています。

平成 26 年 10 月 28 日

金沢子ども憲章制作中学生プロジェクト

あとがき

「金沢子どもかがやき宣言」は、金沢市教育振興基本計画に掲げる「めざすべき金沢の子ども像」をわかりやすく、覚えやすい言葉で表現した、子供たちの考え方や行動の基本的な約束事としてまとめたものです。平成26年の夏休み期間に、金沢市立中学校24校から推薦を受けた中学生によるプロジェクト活動により、制作しました。

プロジェクト活動に参加した25人の中学生は、このまちの子供たちのために、未来の子供たちのために、金沢を愛し、誇りを持つために、どのような言葉にするか、一生懸命考えました。

【宣言の名称】

未来に明るく伸びる飛躍のイメージから付けられた北陸新幹線の列車名「かがやき」のように、金沢の子供たちが未来に向かって輝いていってほしいとの思いから「金沢子どもかがやき宣言」としました。

【宣言文】

宣言文は8つで構成されています。それぞれはシンプルですが、わかりやすい言葉だからこそ、人々の心や胸に響いていきます。「あいさつは人と人をつなぐ言葉、一番大切なこと」、「笑顔あふれるまちにするには、互いに高めあい、思いやり、どんなことにも楽しみを見出すことが大切」、「金沢は素敵なまち、そこに住む私たちも素敵な人間になりたい。なるためにはどんな事に気をつければいいのか」。このようなことを考え、話し合い、出来上がりました。

このプロジェクト活動を進める中で、中学生の根底にあったものは、金沢を愛する気持ちでした。「金沢の子供には、この金沢に誇りを持ってほしい」「金沢というまちを愛し、世界に自慢できる金沢を作りあげてほしい」「未来に向けて、今までより良い金沢にしていきたい」「この金沢を全国へ世界へと発信していきたい」。そんな思いが込められています。

この宣言文が出来上がったあと、活動に参加した中学生は、「学年が上がるたびに、宣言を見返し、言葉に込められた意味を年々感じてとってほしい」「この宣言を守って、大人になっても忘れないでほしい」「宣言の項目を達成できたら、大人になって力を発揮できる」などの感想を述べています。

すべてがあたりまえのことですが、このことを行動することが今の時代に求められているのではないのでしょうか。金沢のすべての子供たちに感じとってもらい、未来に向かってかがやくように行動してほしいと願っています。

参考資料

金沢市学校教育振興基本計画改定検討委員会

本計画の改定に向け、学識経験者や地域・学校関係者等で構成する「金沢市学校教育振興基本計画改定検討委員会」を設置し、金沢市の学校教育に関して幅広いご意見をいただきました。

■委員名簿

区分	所属機関・団体名	氏名
学識	金沢大学人間社会学域学校教育学類教授	◎松原 道男
	金沢美術工芸大学教授	桑村 佐和子
地域	金沢市公民館連合会会長	関戸 正彦
	金沢市子ども会連合会会長	縄 寛敏
	金沢市スポーツ協会理事長	金浦 修郎
学校	金沢市立小学校校長会会長	今村 外志美
	金沢市立中学校校長会会長	荒井 浩志
	金沢市立工業高等学校校長	田鶴 直人
保護者	金沢市PTA協議会会長	宇田 直人
経済界	金沢商工会議所中小企業委員会委員長	石野 晴紀

◎は委員長（敬称略）

■改定経緯

開催・実施期間	改定経緯	検討内容
令和2年8月4日	第1回会議	・計画改定の趣旨説明 ・新学習指導要領
令和2年10月27日	第2回会議	・計画改定の骨子案
令和2年12月1日 ～令和3年1月4日	パブリックコメントの募集	
令和3年1月28日	第3回会議	・パブリックコメント報告 ・計画改定の最終案

金沢市学校教育振興基本計画

平成 27 年 1 月策定

令和 3 年 3 月改定

発行者：金沢市教育委員会

資 料

報告第 7 号

金沢市生涯学習振興基本計画 改定版

金沢市教育委員会

改定にあたって

金沢市では、平成 27 年度、本市生涯学習の第 3 次計画となる「金沢市生涯学習振興基本計画」（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）を策定し、市民と行政がともにめざす 5 つの学びの姿を掲げ、生涯学習の振興に努めてまいりました。

計画の策定から 5 年が経過し、人々のライフスタイルは人口減少や社会のグローバル化、ICT の発展等に伴い大きく変化しており、人生 100 年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来など、社会の変化や課題を踏まえた、新たな行政の対応が求められています。

また、令和 2 年に世界規模で猛威をふるった新型コロナウイルス感染症は、生涯学習・社会教育のあり方にも大きな影響を与え、学習活動への制約が生じる中、学びを止めないことの重要性が共有されるとともに、ICT などの新しい技術を活用した学びなど、学びの新たな可能性も示されています。

これらのことから、教育を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、計画期間後半（令和 3 年度～令和 7 年度）における本市生涯学習の一層の振興を図るため、3 つの新たな視点「人生 100 年時代の到来を踏まえた、生涯にわたり学び続け、活躍できる環境づくり」「多様な主体の学びの促進」「人づくり・つながりづくり・地域づくりの推進」を踏まえ、「金沢市生涯学習振興基本計画」を改定いたしました。

今後は、市民の皆様、企業や関係団体等の方々と連携・協力し、多様で豊かな学びや、つながりによる新しい時代の生涯学習に向けて、本計画による施策の推進と生涯学習の振興に努めてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました社会教育委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 3 年 3 月

金沢市教育委員会

目 次

改定にあたって

第1章 金沢市生涯学習振興基本計画の改定の趣旨	1
1. 改定の背景と目的	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画期間	
第2章 生涯学習を取り巻く現況	3
1. 社会経済情勢	
2. 国等における生涯学習の動向	
3. 金沢市における生涯学習の現状と課題	
第3章 金沢市生涯学習振興基本計画の基本的な考え方	8
1. 基本理念	
2. めざす学びの姿	
3. 基本的方向性	
4. 改定版における新たな視点	
5. 取り組むべき施策の方向性	
第4章 金沢市生涯学習振興基本計画の推進体制	22
1. 推進体制	
2. 評価と見直し	
参考資料	23
1. 生涯学習に関するニーズ	
2. 金沢市民アンケート調査	
3. 生涯学習関連団体等への聞き取り調査	
4. 金沢市生涯学習振興基本計画改定の経緯	
5. 金沢市社会教育委員名簿	

第1章 金沢市生涯学習振興基本計画の改定の趣旨

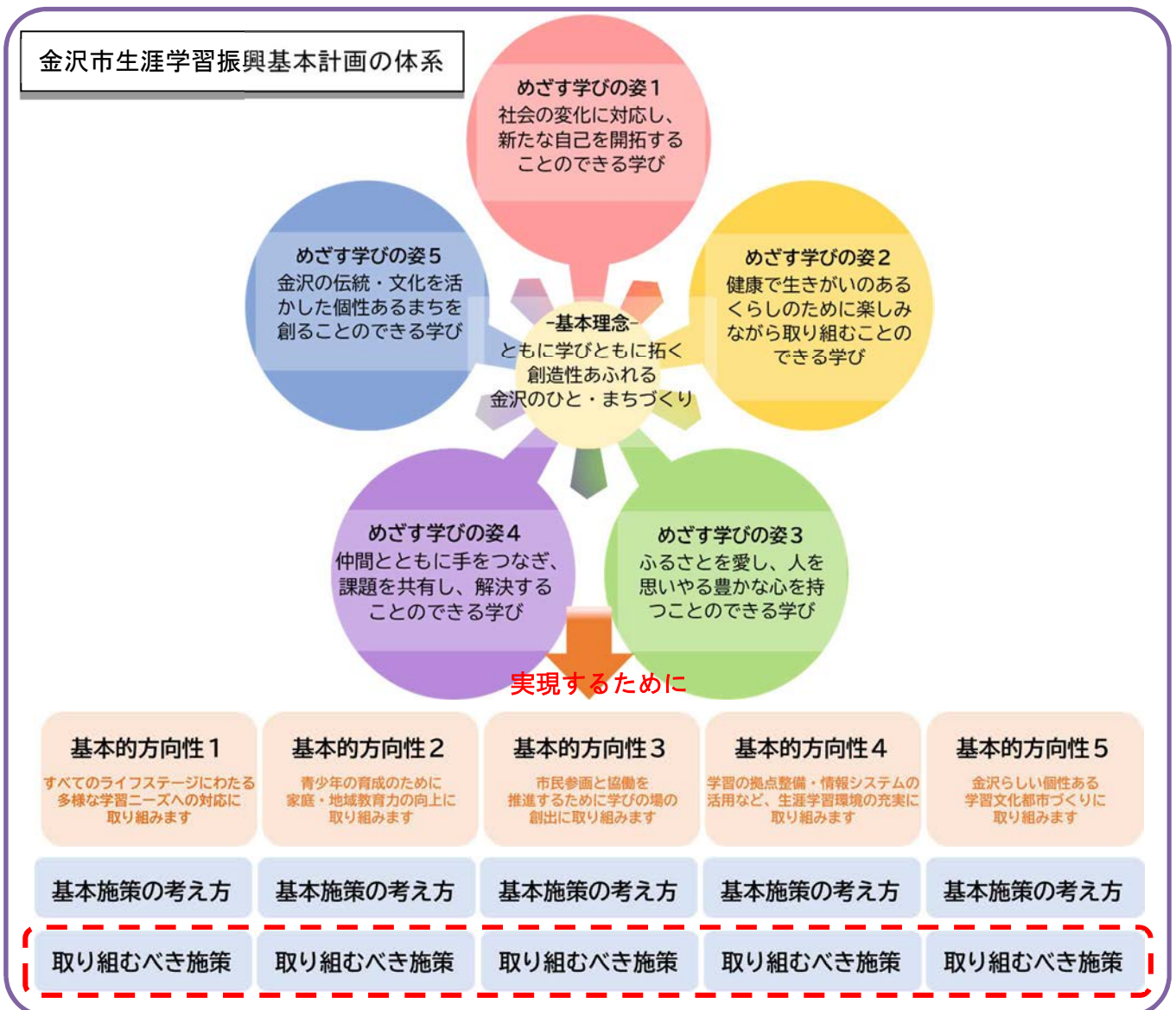
1. 改定の背景と目的

本市では、平成27年度、今後10年間で実現したい人々の生涯学習の姿を示し、そのための施策等を「金沢市生涯学習振興基本計画」（平成28年度～令和7年度）として策定しました。

計画の策定から5年が経過し、本市でも少子高齢化による人口減少、地域コミュニティの希薄化が進み、グローバル化の進展や、超スマート社会（Society5.0）に向けたインターネットやAI等の技術革新の進展など、社会状況が大きく変化しています。また、「人生100年時代」の到来により、すべての人が生涯学習を通じて、すべてのライフステージにおいて学び続け、学んだことを活かして活躍できる社会の構築が求められています。

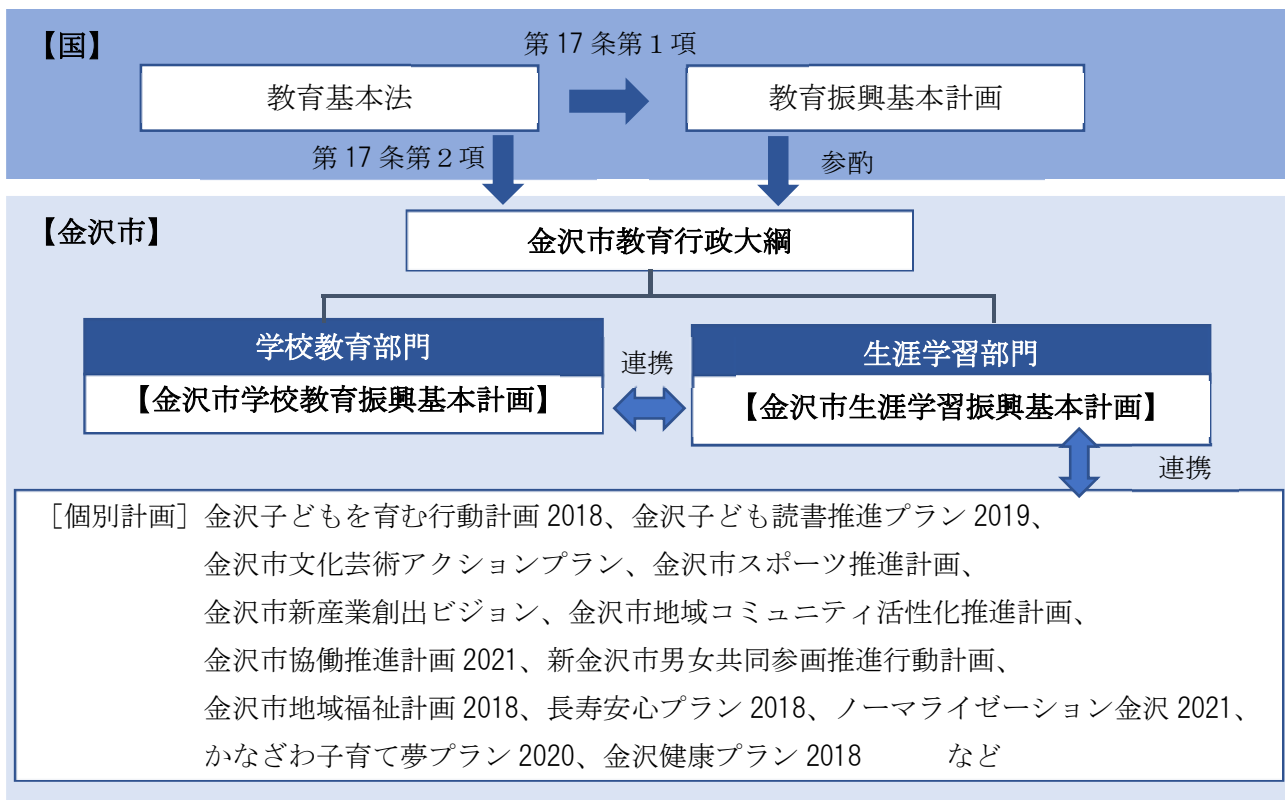
さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の生活様式や意識の変化をもたらし、新たな学習手段や学習機会の提供など、生涯学習のあり方にも大きな影響を与えています。

このような社会状況の変化に対応して、これからも人々が生涯にわたり学び続け、自らの学びの成果を人づくり・地域づくりにつなげるためには、新たな施策の展開が必要となっていることから、現計画の枠組みを維持しつつ、取り組むべき施策について改定を行います。



2. 計画の位置づけ

「金沢市生涯学習振興基本計画」は、「金沢市民憲章」（昭和 54 年 5 月）の理念に基づき、金沢市における生涯学習の振興を図るための計画（第 3 次計画）であり、学校教育部門の「金沢市学校教育振興基本計画」とともに、「金沢市教育行政大綱」（平成 27 年 10 月策定）の両輪と位置付けられています。



3. 計画期間

本改定版は、平成 27 年度に策定した「金沢市生涯学習振興基本計画」（平成 28 年度から令和 7 年度）における計画期間の後期に取り組むべき施策の見直しを行ったものであり、計画期間を令和 3 年度から令和 7 年度とします。

第2章 生涯学習を取り巻く現況

1. 社会経済情勢

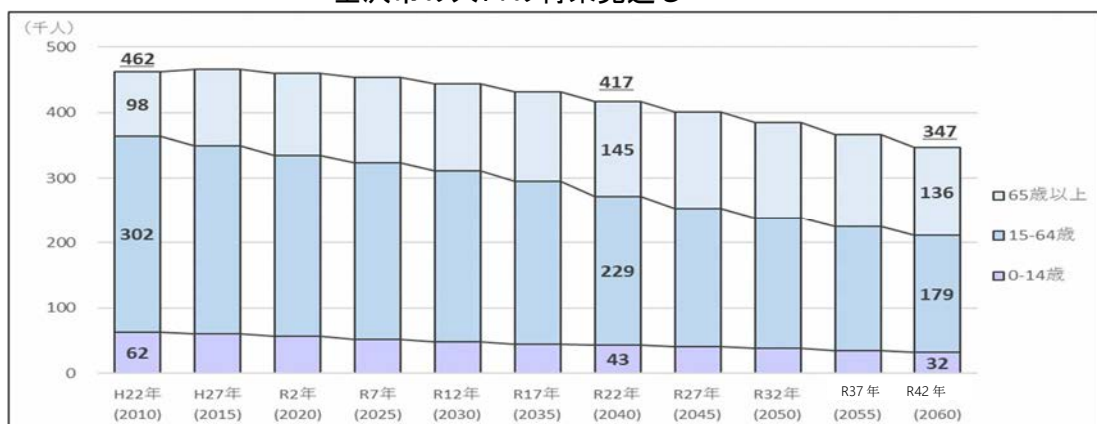
(1) 人口動態・年齢構成

我が国の人口は、平成20（2008）年をピークに減少局面にあり、出生率の低下や平均寿命の伸長により、少子高齢化が一層進んでいます。

本市における人口は、平成30（2018）年以降は減少となっており、将来的にも減少が進み、国の傾向と同様に、少子高齢化が一層進むことが予測されています。

このような状況は、生産年齢人口の減少、税収の減少及び社会保障費の増大などにつながり、市民の生活や経済に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

金沢市の人口の将来見通し



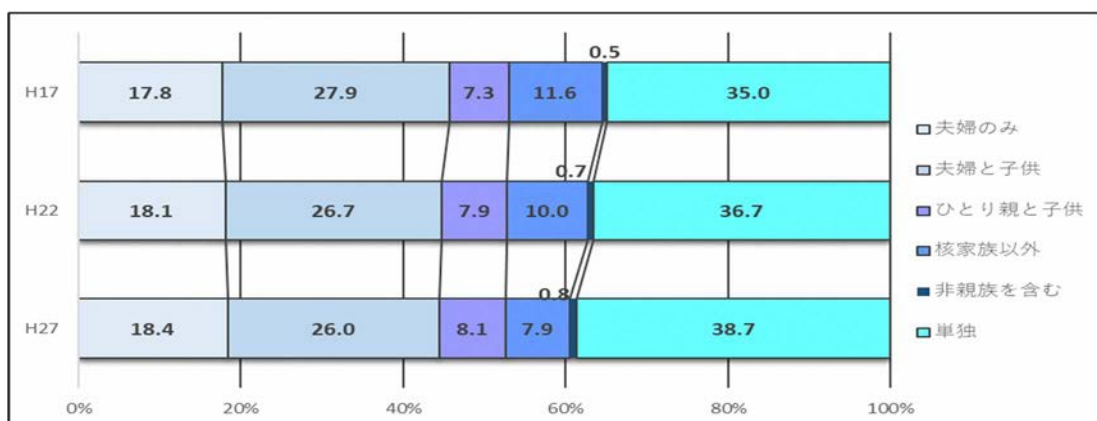
<資料>金沢市人口ビジョン

(2) 家族形態と地域社会

本市における一般世帯を家族類型別にみると、夫婦と子供から成る核家族の世帯や3世代世帯が減少傾向にある一方で、単独世帯が増加傾向にあります。

こういった家族形態の変化による、子供たちと関わる地域住民の減少、また、共働き世帯の増加や価値観の多様化の影響も含め、地域における人と人のつながりや支え合いの希薄化、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

金沢市における一般世帯の家族類型別割合の推移



<資料>金沢市、総務省「国勢調査」

(3) 社会・経済状況

技術革新による社会の変化

2030年頃には、第4次産業革命とも言われる、ビッグデータやAI、IoTをはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されています。技術革新の進展により、今後10～20年後には我が国の労働人口の相当規模が技術的にはAIやロボット等に代替できるようになる可能性が指摘されている一方で、これまでになかった仕事が新たに生まれることが考えられています。

また、国全体でデジタル化の取組が進む中、生涯学習・社会教育においても、ICT（情報通信技術）等新しいテクノロジーを活用して、学びの可能性を拓ける取組を進めていくことが期待されています。

人生100年時代への移行

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代と言われる時代を迎え、これまでの「教育—仕事—引退」という3ステージの単線型の人生ではなく、より多様で豊かな生き方・暮らし方のマルチステージの生き方が志向されるようになっていきます。

人生100年時代においては、一人一人がその可能性を最大限に引き出し、豊かな人生を送ることができるよう、誰もがあらゆる機会に学び続けることができる環境づくりが求められており、生涯学習の重要性は一層増しています。

グローバル化の進展

あらゆる場所でグローバル化は加速し、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっています。貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題が増加する中、こうした課題を解決するため、2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」において、2030年に向けた国連加盟国共通の目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、国や企業、地方公共団体などの全ての主体が取り組むとされています。

本市においても、令和2年7月に内閣府から「SDGs未来都市」に選定され、持続可能なまちづくりを念頭においた施策の展開や、SDGsの達成に向けた取組を推進していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を奮い、さまざまな活動が制限されるなど、教育面にも大きな影響を与えています。

社会全体が長期間にわたり感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ち、生涯学習においては、万全の感染症対策を講じつつも、市民の豊かな学びを推進していくこととの両立を図っていくことが重要になっており、日々刻々と変わる状況や国の動向を注視しながら、本市においても、生涯学習活動を柔軟かつ効果的に進めていく必要があります。

2. 国等における生涯学習の動向

(1) 国の動向

①中央教育審議会

「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）」（平成 28 年 5 月）

「一億総活躍社会の実現や、学び続ける社会の実現が重要である」こと、更に「生涯学習による可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について」が示され、一人一人の生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備について提言されました。

また、今後の施策の方向性として、「各課題に対応する多様な学習機会を充実し、一人一人の可能性を高めていくこと」、「学習した成果が適切に評価され、活用につなげられる環境を整備すること」を両輪で進めることにより、「学び」と「活動」の循環の形成が重要であることが示されました。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（平成 30 年 12 月）

今後の地域における社会教育の在り方について、「社会教育を基盤とした、人づくり、つながりづくり、地域づくり」の重要性を示すとともに、新たな社会教育の方向性を「開かれ、つながる社会教育の実現」と提示しました。また、今後の社会教育施設については、学習の拠点としての役割に加え、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた取組などの役割が求められています。

「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残すことのない社会の実現へ」第 10 期中央教育審議会生涯学習分科会議論整理（令和 2 年 10 月）

人生 100 年時代や、Society5.0 などの社会の変化や課題、新型コロナウイルス感染症への対応などを踏まえた、新しい時代の生涯学習・社会教育の在り方についての議論を取りまとめました。今後の施策の展開に向け、3つのキーワードを提示しています。

- *キーワード ①「命を守る」生涯学習・社会教育 ②ICT活用、デジタル・ディバイド解消
③子供・若者の地域・社会への主体的な参画

②社会教育法の改正

平成 29 年 4 月社会教育法の改正により、社会教育行政は学校、家庭、地域住民等の連携、協力の促進に努めることを規定したほか、市町村の教育委員会の事務に、家庭教育関係情報の提供、情報化の進展に対応した任務等が加えられました。

③第 3 期教育振興基本計画

平成 30 年 6 月に閣議決定された「第 3 期教育振興基本計画」では、2030 年以降の社会を展望した教育政策の重点事項として、第 2 期教育振興基本計画に掲げた「自立」「協働」「創造」の 3 つの方向性を継承しつつ、「人生 100 年時代」と「Society5.0」の到来に向け、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを掲げました。そして、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、「生涯学び、活躍できる環境を整える」など、教育政策の 5 つの基本的方針と、平成 30 年度から 5 年間における教育目標を示しました。

(2) 第3期石川の教育振興基本計画

石川県では第2期石川の教育振興基本計画が、計画期間の5年目を迎えることから、この間の社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、令和3年3月、令和3年度から令和7年度の5年間に於ける教育の目指す姿と施策の展開の方向性を示す「第3期石川の教育振興基本計画」を策定しました。(注：現時点では策定作業中)

1. 基本理念 「未来を拓く心豊かな人づくり」

2. めざす人間像

ふるさとに誇りを持ち、広い視野に立って社会に貢献する人間

生涯学び続ける意欲に満ち、確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人間

責任とモラルを重んじ、人を思いやる心豊かな人間

健康や体力の増進に努める、活力ある人間

3. 基本目標

いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献する人材を育成します

学力を高め、社会の変化に対応できる資質・能力を育成します

豊かな心と健やかな体を備えたタフな人づくりを推進します

信頼される質の高い学校づくりを推進します

高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します

社会全体で家庭や地域の教育力の向上を推進します

生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します

ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します

3. 金沢市における生涯学習の現状と課題

(1) 金沢市の取り組み

本市においては、平成28年度に家庭教育振興室を設置し、同年度策定した「家庭教育推進プログラム」に基づき、教育の出発点である家庭と地域の教育力の向上に取り組むほか、令和元年度には、青少年が主体的に学び、他の世代や地域などと交流する新たな拠点として、「長土堀青少年交流センター」を開設しました。

また、中央公民館や地域教育の拠点である地区公民館の学習環境整備の充実をはじめ、キゴ山ふれあい研修センターにおいては、平成29年度の国立天文台との天文学の普及啓発及び教育活動に関する協定締結や、プラネタリウム機器の更新を契機とした宇宙教育の推進、豊かな自然環境を活かした里山教育・里山交流の推進に取り組んでいます。

図書館においては、平成28年度に市民とともに学び続けるまち「金沢」をつくる新たな図書館のあり方を探求するため、図書館機能の充実検討に取り組み、「館外サービスの拡大」「使える場づくり」「市民協働の推進」「連携促進」「交流促進」などのテーマに基づく施策を展開するほか、平成30年度には「金沢子ども読書推進プラン2019」を策定し、全館において、乳児期から絵本に親しみ、親子の絆を育む環境を整え、読書習慣の定着を支援する取り組みを行っています。

(2) 生涯学習の課題

本計画の改定にあたり、市民の「生涯学習」に対する意識を把握するため、金沢市 e-モニターを対象とした生涯学習に関する市民アンケート調査及び生涯学習関連団体等への聞き取り調査を行いました。

市民アンケートの結果から顕出された生涯学習に対するニーズや、生涯学習を取り巻く現況及び聞き取り調査の結果から、本市における生涯学習の課題について、本計画の5つの基本的方向性ごとに整理すると次のように考えられ、今後の取り組みへの対応が必要となっています。

すべてのライフステージにわたる多様な学習ニーズへの対応

- ・「学び直し」や「リカレント教育」に向けた取り組みの不足
- ・アクティブシニアの活動に対する支援
- ・社会教育関係団体における参加者の固定化や高齢化
- ・金沢SDGsの取り組みへの対応

青少年の育成のための家庭・地域教育力の向上

- ・地域と学校の連携・協働活動に携わる人材の養成や研修の不足
- ・経済的、文化的等様々な要因からなる学びへのアクセス格差への対応
- ・体験、経験不足の深刻化
- ・青少年の社会的マナーの低下
- ・学生と地域社会を結び付ける取り組みの不足

市民参画と協働を推進するための学びの場の創出

- ・地域活動の担い手の不足
- ・学びの場を通じた住民相互のつながりの希薄化
- ・社会教育団体、企業、NPO、学校等の多様な主体同士の連携不足

学習の拠点整備・情報システムの活用など、生涯学習環境の充実

- ・多様なニーズに応じた学習情報の提供や発信手法の不足
- ・役割や機能の増加に対する社会教育施設の対応
- ・デジタル化の進展に対応した学習機会、学習活動の不足
- ・デジタル化に対応できないことによる学びの格差拡大

金沢らしい個性ある学習文化都市づくり

- ・金沢の建築や文化等資源の学習への活用不足
- ・若い世代の伝統文化の体験不足
- ・外国人住民と関わる機会と異なる文化や習慣を知る機会の不足

第3章 金沢市生涯学習振興基本計画の基本的な考え方

平成27年度に策定した計画は、「基本理念」と「金沢市民憲章」が提唱する5つの目標を、学習文化都市金沢にふさわしい「めざす学びの姿」として示すとともに、それを踏まえた「基本的方向性」を示しました。

改定版においては、本市における生涯学習の課題を踏まえ、「基本的方向性」ごとに示した「取り組むべき施策」について改定を行います。

1. 基本理念

ともに学び ともに拓く 創造性あふれる 金沢のひと・まちづくり

2. めざす学びの姿

めざす学びの姿1 社会の変化に対応し、新たな自己を開拓することのできる学び

市民の誰もが、新しい物事への関心を持ち、生涯を通じて、新たな自己を発見・開拓していくことのできる「学び」です。

めざす学びの姿2 健康で生きがいのあるくらしのために楽しみながら取り組むことのできる学び

市民一人一人が、いきいきと明るく活力に満ちた、生きがいのあるくらしの実現に向かって、楽しさを感じながら取り組むことのできる「学び」です。

めざす学びの姿3 ふるさとを愛し、人を思いやる豊かな心を持つことのできる学び

次代を担う青少年を含む市民と地域社会が一体となって、ふるさとの自然や文化を愛し、人を思いやる豊かな心を育むことのできる「学び」です。

めざす学びの姿4 仲間とともに手をつなぎ、課題を共有し、解決することのできる学び

市民が個人の学習や地域活動、ボランティア活動等で得た成果を共有しあい、共通の課題に向かって協力し、解決につなげていくことのできる「学び」です。

めざす学びの姿5 金沢の伝統・文化を活かした個性あるまちを創ることのできる学び

金沢の伝統・文化に、新たな息吹を注ぐことで、個性豊かな未来の金沢を創造していくことのできる「学び」です。

3. 基本的方向性

「めざす学びの姿」を踏まえて、本市が取り組むべき施策の基本的方向性です。

基本的方向性1

すべてのライフステージにわたる多様な学習ニーズへの対応に取り組みます

基本的方向性2

青少年の育成のために家庭・地域教育力の向上に取り組みます

基本的方向性3

市民参画と協働を推進するために学びの場の創出に取り組みます

基本的方向性4

学習の拠点整備・情報システムの活用など、生涯学習環境の充実に取り組みます

基本的方向性5

金沢らしい個性ある学習文化都市づくりに取り組みます

4. 改定版における新たな視点

本市における生涯学習に対するニーズへの対応、課題解決のために必要な視点は次の3つです。

① 人生100年時代の到来を踏まえた、生涯にわたり学び続け、活躍できる環境づくり

人生100年時代にも市民一人一人が豊かに生きていくためには、生涯にわたり学び続けられ、それぞれの資質や能力、可能性を最大限引き出すことのできる環境の整備が求められます。その際、AIやIoTの進展等の急速な技術革新によって到来する、「Society5.0」という新たな時代の良さを学びの環境にも取り込みながら、急速な社会の変化に対応できるようにすることも必要です。

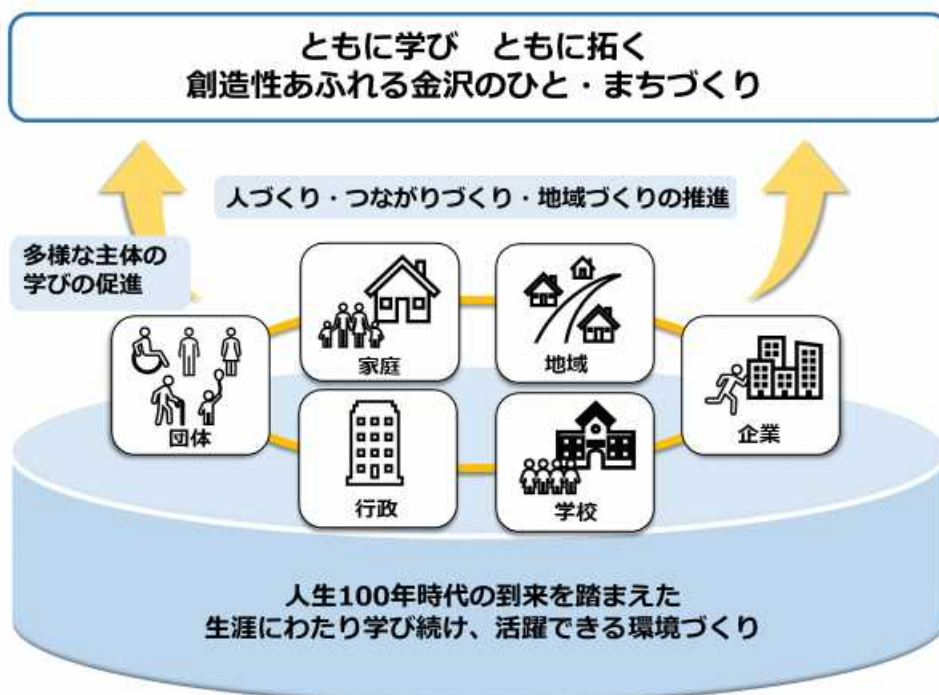
② 多様な主体の学びの促進

本市は伝統芸能から科学、スポーツまで、重層的で多彩な文化を育んできました。この地域における豊かな学びを今後も推進するためには、行政や社会教育団体、企業、NPO、学校等の多様な主体が連携・協働し、ともに学び合うことが求められます。

また、従来のつながりだけでなく、地域と企業、NPOと学校といった多様な主体同士の新たなつながりを創出することで、地域全体で教育力を向上・充実させ、地域課題の解決等のまちづくりにつながる学びの促進が必要です。

③ 人づくり・つながりづくり・地域づくりの推進

市民が主体的に学びの場に参加し、学びの過程を通じた個人の成長や自己実現が、前向きな地域の活力を生む「人づくり」、学びの場を通じて、つながり意識や相互承認の関係を構築することにより、地域の人々の顔が見える生き生きとしたコミュニティの基盤を形成する「つながりづくり」、そしてつながりの中で、地域が抱える様々な課題の解決に主体的に取り組もうとする人々を生む「地域づくり」を意識し、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」による学びと活動の好循環が必要です。



金沢市生涯学習振興基本計画 改定の概要


基本的方向性		基本施策の考え方	
1	すべてのライフステージにわたる多様な学習ニーズへの対応に取り組みます	1	地区公民館等における持続可能な地域づくりに向けた学習の推進
		2	自主的な学習及び読書活動の推進
		3	職業観の醸成や新産業創出に資する学習機会の提供
		4	自己を高めるための学び直しへの支援
		5	スポーツ活動の充実
		6	心と身体の健康づくりに関する学習の推進
		7	障害のある人、高齢者、働く世代、子育て世代にも学びやすい機会の提供
2	青少年の育成のために家庭・地域教育力の向上に取り組みます	1	青少年の主権者教育の推進
		2	地域で子どもを育てる意識向上活動への支援
		3	地方創生に向けた学生と若い世代の社会参画の推進
		4	ふるさとの自然や社会、文化、偉人に関する学習活動の推進
		5	人権教育など他を思いやる心を育む学習の推進
		6	学校、家庭、地域の連携促進による協力体制の推進
		7	子ども読書活動の推進
		8	「めざすべき金沢の子ども像」の実現に向けた家庭教育の推進
3	市民参画と協働を推進するために学びの場の創出に取り組みます	1	市民の学びの成果の活用とボランティア活動の奨励
		2	市民主体の学習による地域課題解決力の育成
		3	地域コミュニティ活動への支援
		4	NPO、企業や市民と行政の協力・協働関係の構築
		5	地域づくり・まちづくりに関する学習の機会の提供
4	学習の拠点整備・情報システムの活用など、生涯学習環境の充実に取り組みます	1	生涯学習推進拠点施設の整備と機能の充実及び施設連携の強化
		2	行政、民間、高等教育機関の連携による学習機会の提供
		3	学習情報、学習者支援ネットワークの形成
		4	高度情報化に対応した学習情報の提供と学習環境の整備
		5	あらゆる世代への情報リテラシー及び情報モラル教育の推進
5	金沢らしい個性ある学習文化都市づくりに取り組みます	1	伝統文化を未来へつなげる新たな文化創造のための学習の推進
		2	美術館や博物館等を生かした学習の充実
		3	金沢らしい学習文化財の新たな発見と活用
		4	多文化共生をめざした「交流拠点都市金沢」の発信
		5	市民の多彩な芸術活動への支援
		6	教育・文化施設が集積した学習文化都市づくり

新たな施策	改定した施策
<ul style="list-style-type: none"> 🌸 金沢SDGs「5つの方向性」の実現に向けた学習機会の充実 ・ 学び直しの意欲を実践につなげるきっかけづくり ・ ライフプランの見直しにかかる学習機会の提供 🌸 アクティブシニアの活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館職員を対象とした研修の充実 🌸 地域人材の育成と公民館運営への参画 ・ 企業などと連携した新産業の創出につながる学習の実施 ・ 社会人が職業に必要な知識や技術を学べる機会の提供 🌸 こころの健康づくりやフレイル予防事業の充実 🌸 誰もが利用しやすい学習の場づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の都市間交流の推進 ・ 青少年の夢を実現するための仕組みづくり ・ 青少年活動（子ども会、青年団など）の活性化に向けた支援 🌸 様々な学びの格差解消に向けた支援 	<ul style="list-style-type: none"> 🌸 発達段階に応じたシチズンシップ教育の推進 🌸 地域の子供が地域で安心して学び、遊ぶことができるよう、地域の住民、組織が連携した見守りを推進 ・ 心のユニバーサルデザインの推進 🌸 地域学校協働本部を中心とした連携体制の構築 ・ 「金沢子どもかがやき宣言」の具現化に向けた家庭教育の推進 🌸 家庭、地域、学校等、企業、行政の各主体における子ども読書活動の促進 ・ 玉川こども図書館の再整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の各種団体の連携促進 ・ 気軽に地域活動に参加できる仕組みづくり ・ 地域の防災意識高揚に向けた学習機会の提供 🌸 地域活動の担い手育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動の機会の提供や活動への支援 ・ 地域活動に関する情報発信の強化 ・ 各団体の活動を総合的にコーディネートする体制の充実 ・ NPO、企業や市民との連携による事業の拡充 ・ 福祉、環境、教育、まちづくりなどの地域課題解決型学習の開催
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各図書館の特色をふまえた地域の交流・情報拠点としての機能の充実 🌸 産学官の連携による宇宙教育の推進 ・ 生涯学習情報の収集の強化と発信方法の充実 ・ 石川中央都市圏における教育・文化施設間の連携促進 ① 最新テクノロジーを身近に学ぶ機会の充実 🌸 ① ICTを活用した学習環境の整備と学びの成果の発信 🌸 ① オンラインと対面による豊かな学びの推進 ① 情報リテラシーに関する相談体制の充実 🌸 ① 情報格差の解消に向けた支援 	<ul style="list-style-type: none"> 🌸 生涯学習の拠点となる中央公民館の再整備と地区公民館の機能の強化 🌸 里山教育、宇宙教育の拠点としてのキョウ山ふれあい研修センターの教育活動の充実 ・ 中央公民館や地区公民館、図書館、美術館等の連携強化 🌸 民間や高等教育機関など多様な主体が実施する学習情報の発信の強化 🌸 ① デジタル人材の育成に向けた学習環境の整備 🌸 ① 情報リテラシー向上のための学習機会の充実 ・ 青少年を対象とした情報モラルの啓発
<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術活動の発信や担い手の交流機会の創出 	<ul style="list-style-type: none"> 🌸 身近な伝統文化や年中行事を通じた交流の促進 🌸 伝統芸能・文化・工芸の継承発展に向けた学習機会の提供 ・ 学習文化財としての価値を見出す郷土研究・地域研究の奨励 ① ICTを活用した学習文化財の保存と活用 ・ 里山等での「五感」を使った自然体験活動の推進 🌸 異なる文化や習慣を知る機会の創出 🌸 外国人が滞在し生活しやすい取り組みの推進 🌸 芸術活動の多様な担い手の育成 ・ 創作活動の場の提供や、作品の発表に対する支援 🌸 金沢市及び近郊の高等教育機関との連携による生涯学習の推進 ・ 市の教育・文化施設の生涯学習への活用

5. 取り組むべき施策の方向性

「めざす学びの姿」と改定版策定における新たな視点をふまえ、今後取り組むべき施策です。

<表記について>

新： 新たな施策 改： 改定した施策 ： 重点施策


①： デジタル社会に対応した施策

基本的方向性1 すべてのライフステージにわたる多様な学習ニーズへの対応に取り組みます

社会の変化や市民の多様な学習ニーズに対応した学習機会が確保され、幼児から高齢者、障害のある人も障害のない人も、市民の誰もが、どのようなライフスタイル・ライフステージでも、生きがいのある暮らしを実現するための支援を行います。


基本施策の考え方1 地区公民館等における持続可能な社会づくりに向けた学習の推進

地区公民館等の学びの場の活性化により、市民が生活に身近な場所で自由な時間帯に、主体的に学習活動を行うことができる環境の確保や、持続可能な社会づくりの担い手を育むための学習活動を推進します。

 新・金沢SDGs「5つの方向性」の実現に向けた学習機会の充実

改・公民館職員を対象とした研修の充実

・公民館の施設利用等の弾力的な運用

 改・地域人材の育成と公民館運営への参画

など

基本施策の考え方2 自主的な学習及び読書活動の推進

市民の豊かな暮らし実現の一助とするため、幅広い知識の習得に向けて自主的な学習を行える機会や場所の提供や、読書習慣の拡大等の取り組みを推進します。

・図書館主催のイベントや講座の開催及び関連図書の紹介


・大人の豊かな心のための読書習慣の促進

・気軽に利用できる学習機会と学習空間の提供

など

基本施策の考え方3 職業観の醸成や新産業創出に資する学習機会の提供

産業構造や雇用状況、未就業者の就労に対する意識の変化に伴い、様々な年代でのキャリア教育を推進するとともに、新しい産業の創出につながる学習機会の提供に取り組みます。

 ・若年層を対象とした職業観の醸成を促す学習機会の提供

改・企業などと連携した新産業の創出につながる学習の実施

・各種就職支援セミナーの開催

など



基本施策の考え方4 自己を高めるための学び直しへの支援

個人のスキルアップを図り、独創性を磨き、先端技術や経営感覚を身に付けることのできる多様な学習機会を提供します。

- ・民間教育機関と連携した学習機会の提供
 - 改・社会人が職業に必要な知識や技術を学べる機会の提供
 - 新・学び直しの意欲を実践につなげるきっかけづくり
- など


基本施策の考え方5 スポーツ活動の充実（金沢市スポーツ推進計画の具現化）

誰もがスポーツを多様に親しめる環境の整備や、スポーツで人とまちを元気にするまちづくりの推進などにより、スポーツ活動の充実に取り組みます。

-  ・多様なスポーツに親しむことができる機会の拡大
 -  ・子どもスポーツの充実
 - ・スポーツ交流を通じたまちづくりの促進
 - ・障害のある人等のスポーツ活動の促進と環境の整備
- など



基本施策の考え方6 心と身体健康づくりに関する学習の推進

心身ともに健康な生活を送るためには、生活習慣の改善、自己管理、適度な運動、ストレスの解消などが必要であり、学習の成果が実践につながる、健康づくりに関する学習を推進します。

-  改・こころの健康づくりやフレイル予防事業の充実
 - ・食育に関する講座の開設
 - ・自らが適切な健康管理を行える学習機会の提供
 - ・全てのライフステージにわたる心と身体健康づくりへの支援
- など

基本施策の考え方7 障害のある人、高齢者、働く世代、子育て世帯にも学びやすい機会の提供

すべての人々が自己の学習意欲に従い、自由に学びの機会を得られるよう、物理的・精神的、時間的・空間的に障壁のない環境づくりを推進します。

- 新・ライフプランの見直しにかかる学習機会の提供
 -  改・誰もが利用しやすい学習の場づくり
 -  新・アクティブシニアの活動支援
- など

基本的方向性2 青少年の育成のために家庭・地域教育力の向上に取り組みます

金沢の将来を担う青少年が、他を思いやる心を育み、喜びを実感し、ふるさとを愛することのできる人材として成長するために、家庭・地域教育力の向上を図り、家庭・地域・学校が連携し、一体となって青少年の育成を支援します。

基本施策の考え方1 青少年の主権者教育の推進

青少年が社会の中で自立し、地域の課題解決を主体的に担うことができるよう、直面する課題や社会の多様な課題への対応力が身に付く教育を推進します

改・発達段階に応じたシチズンシップ教育の推進

など

基本施策の考え方2 地域で子どもを育てる意識向上活動への支援

現代の子育てをめぐる社会状況を踏まえ、子育て家庭の「支え」となる新しい人間関係、家族関係、地域社会をつくりあげる必要があることから、社会全体が家庭における子育てや教育を応援し、支えていくことを支援します。

改・地域の子供が地域で安心して学び、遊ぶことができるよう、地域の住民、組織が連携した見守りを推進

など

基本施策の考え方3 地方創生に向けた学生と若い世代の社会参画の推進

未来の金沢の担い手である学生や若い世代の社会参画を推進するため、地域住民との交流や地域活動への参加を促進するとともに、学生や若い世代が行う自主的なまちづくり活動を推進します。

・地域社会への参画に向けた活動推進

- ・自主的で創造的なまちづくり活動の支援

新・青少年の都市間交流の推進

新・青少年の夢を実現するための仕組みづくり（多様な資金調達方法の活用など）

新・青少年活動（子ども会、青年団など）の活性化に向けた支援

など

基本施策の考え方4 ふるさとの自然や社会、文化、偉人に関する学習活動の推進

市民が郷土の自然や社会、文化や人を正しく理解し、誇りを持つことにつながる、多様な学習活動を支援します。

・地域の歴史マップづくり、偉人に関する学習による金沢への愛着と誇りの育成


・伝統文化の後継者・指導者の育成、学びの機会の提供

- ・文化・芸術活動の支援

など

基本施策の考え方5 人権教育など他を思いやる心を育む学習の推進

市民一人一人がお互いの人権を尊重し、差別をしない意識を醸成するとともに、誰もが自己の持つ可能性を十分に発揮できるよう、他を思いやる心を育む学習活動や啓発活動を推進します。

 ・いじめ・問題行動防止を考える講座の開催


 ・人権学習・人権教育の推進

改・心のユニバーサルデザインの推進

など

基本施策の考え方6 学校、家庭、地域の連携促進による協力体制の推進

地域全体で子供たちを見守り、育成していくために、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携し、一体となってより良い教育を推進する環境づくりを進めます。

 改・地域学校協働本部を中心とした連携体制の構築

・地域に開かれた学校づくりの推進

改・「金沢子どもかがやき宣言」の具現化に向けた家庭教育の推進

など

基本施策の考え方7 子ども読書活動の推進

子供が豊かな人間性と社会性を身に付けていくうえで欠くことのできない読書の重要性と、読書がもたらす様々な効用を考え、子供の読書環境を整備します。

 改・家庭、地域、学校等、企業、行政の各主体における子ども読書活動の促進


改・玉川こども図書館の再整備

など

基本施策の考え方8 「めざすべき金沢の子ども像」の実現に向けた家庭教育の推進

金沢には、善隣館等にみられるような地域に根付いた子育て環境が培われています。また、近年、地域や世代の枠を超えたグループやサークルなど、新しい親子のコミュニケーションを支える子育て活動が生まれています。「めざすべき金沢の子ども像」を実現するためにも、このような活動の芽生えを支えると同時に、親子活動の機会を積極的に支援します。

 ・喜びが実感できる子育て学習や、親の育ちを応援する学習活動の充実

 ・親子自然体験・宇宙体験活動の推進

・子育て環境の充実に向けた新しい子育て活動の支援

 新・様々な学びの格差解消に向けた支援

・安心して子供を産み育てることのできるまちづくりの実現や、子ども会活動の推進

など

基本的方向性3 市民参画と協働を推進するために学びの場の創出に取り組みます

ともに学び、学びの成果が自己実現へと結びつき、まちづくりへと発展させることができるよう、地域活動やボランティア活動への支援を行います。


基本施策の考え方1 市民の学びの成果の活用とボランティア活動の奨励

学習成果の活用が、個人の学習意欲の向上や生きがいにつながっていくことから、活用場の提供や、ボランティア活動への参加を促進する環境を整備します。

- ・生涯学習活動で得た学びの成果の発表や活用場の提供
- 改・ボランティア活動の機会の提供や活動への支援（広報、養成研修、登録勸奨などの実施）
など

基本施策の考え方2 市民主体の学習による地域課題解決力の育成

地域住民が互いに協力し合いながら主体的に学習活動を進め、地域の活性化につなげる仕組みづくりを進めます。

-  ・「自己確立」「相互理解」「対等性」を踏まえた学習と実践
- ・図書館の機能を活用した課題解決支援
など

基本施策の考え方3 地域コミュニティ活動への支援

地域において、介護や子育て、健康づくりのほか、生活全般にわたり行われている地域コミュニティ活動が果たす役割が大きくなっていることから、活動の活性化を支援します

- 改・地域活動に関する情報発信の強化
- 新・地域の各種団体の連携促進
- 新・気軽に地域活動に参加できる仕組みづくり
など

基本施策の考え方4 NPO、企業や市民と行政の協力・協働関係の構築

介護や子育て、健康づくりなど、様々な行政課題に円滑に対応していくため、地域で活動するNPOや企業、市民団体との協力・協働関係を構築します。



改・各団体の活動を総合的にコーディネートする体制の充実

改・NPO、企業や市民との連携による事業の拡充

など

基本施策の考え方5 地域づくり・まちづくりに関する学習の機会の提供

生涯学習で得た成果を地域やまちづくりに還元したいという市民ニーズの高まりに応えるため、地域づくり・まちづくりに関する学習の機会の充実を図ります。

改・福祉、環境、教育、まちづくりなどの地域課題解決型学習の開催

新・地域の防災意識高揚に向けた学習機会の提供

・学習成果を地域に還元する仕組みづくり



新・地域活動の担い手育成



など

基本的方向性4 学習の拠点整備・情報システムの活用など、生涯学習環境の充実に取り組みます

市民の誰もが、必要なときに価値ある学習を行えるよう、ICT（コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術）を活用して学習情報を発信するとともに、市民が学びやすいよう、公民館や市民交流センターなど生涯学習環境の整備を図ります。



基本施策の考え方1 ともに学ぶ生涯学習推進拠点となる施設の整備と機能の充実及び施設連携の強化

学習の場を提供する生涯学習推進拠点の施設整備及び施設機能を充実させるとともに、学習カリキュラムの連携強化を図ります。

-  改・生涯学習の拠点となる中央公民館の再整備と地区公民館の機能の強化
-  改・里山教育、宇宙教育の拠点としてのキゴ山ふれあい研修センターの教育活動の充実
- 改・中央公民館や地区公民館、図書館、美術館等の連携強化
- 新・各図書館の特色をふまえた地域の交流・情報拠点としての機能の充実 など


基本施策の考え方2 行政、民間、高等教育機関の連携による学習機会の提供

学習機会を提供する金沢市、民間、高等教育機関が役割を明確にすることで、それぞれが固有の役割を果たすとともに、学習体制における連携強化を図ります。

-  新・産学官の連携による宇宙教育の推進
 - ・民間や大学などの専門的教育機関の活用
 -  高度化・多様化する市民の学習ニーズに対応できる学習体制の拡充 など

基本施策の考え方3 学習情報、学習者支援ネットワークの形成

学習機会の拡充と学習活動への支援をするために、各種施設が有する学習情報や人材情報のネットワークを構築します。

-  改・民間や高等教育機関など多様な主体が実施する学習情報の発信の強化
- 新・生涯学習情報の収集の強化と発信方法の充実
 - ・生涯学習活動を行う団体やグループ、個人が交流できる場づくり
- 新・石川中央都市圏における教育・文化施設間の連携促進 など

基本施策の考え方4 高度情報化に対応した学習情報の提供と学習環境の整備

市民が参加しやすい学習体制を拡充するため、ICTを活用した学習環境の整備と機能の充実を図ります。

- 🌸 ①改・デジタル人材の育成に向けた学習環境の整備
- ①新・最新テクノロジーを身近に学ぶ機会の充実
- ①・ICTを活用した学習相談や学習機会の拡充
- 🌸 ①新・ICTを活用した学習環境の整備と学びの成果の発信
- 🌸 ①新・オンラインと対面の両方の組み合わせによるより豊かな学びの推進 など

基本施策の考え方5 あらゆる世代への情報リテラシー（情報活用能力）及び情報モラル教育の推進

高度情報化への社会基盤が充実・発展していく中で、情報リテラシーや情報モラルの不足が問題となっているため、知識や能力向上のための学習機会を提供します。


- 🌸 ①改・あらゆる世代への情報リテラシー向上のための学習機会の充実
- 改・青少年を対象とした情報モラルの啓発
- ①新・情報リテラシーに関する相談体制の充実
- 🌸 ①新・情報格差の解消に向けた支援 など

基本的方向性5 金沢らしい個性ある学習文化都市づくりに取り組みます

歴史と伝統に育まれた金沢固有の文化と、新たに創造される文化を学ぶとともに、豊富な教育文化施設を活用して「学習文化都市金沢」を創出します。

基本施策の考え方1 伝統文化を未来へつなげる新たな文化創造のための学習の推進

金沢固有の伝統芸能・文化、伝統工芸を継承し、先端の文化と調和・融合しながら新しい文化を創造してきた流れを受け、未来に向けた新たな文化の創造につなげる、市民の伝統文化継承の学習を推進します。

 改・身近な伝統文化や年中行事を通じた交流の促進

 改・伝統芸能・文化・工芸の継承発展に向けた学習機会の提供

・金沢の強みである文化に触れ、体験できる機会の創出

など

基本施策の考え方2 美術館や博物館等を生かした学習の充実

美術館や博物館、資料館等における博物資料に親しみ、資料が持つ歴史的・文化的・芸術的価値をあらゆる世代が共有できる学習機会の充実を推進します。

・ミュージアムクルーズや展示解説の充実

・感性豊かな子供を育てる美術館等での鑑賞活動の推進

・美術館や資料館等における参加型体験活動の推進

など

基本施策の考え方3 金沢らしい学習文化財の新たな発見と活用

金沢の学習文化財である人材、施設・設備、教材・教具の新たな発見と活用を図ります。

改・学習文化財としての価値を見出す郷土研究・地域研究の奨励


①改・ICTを活用した学習文化財の保存と活用


改・里山等での「五感」を使った自然体験活動の推進


など

基本施策の考え方4 多文化共生をめざした「交流拠点都市金沢」の発信

生涯学習の分野でも国際化や文化の多様化に対応した学習環境の整備と機能の充実が求められており、金沢固有の伝統芸能・文化、伝統工芸の情報発信と市民の多文化理解、国際交流活動を推進します。

 改・異なる文化や習慣を知る機会の創出

 改・外国人が滞在し生活しやすい取り組みの推進


 ・金沢市民の多文化理解を深め、コミュニケーション能力を高めるための取り組みの推進

・金沢の特長を生かした各種の交流活動の推進

など


基本施策の考え方5 市民の多彩な芸術活動への支援

金沢では、日常のくらしや趣味・嗜好を高めるための市民による芸術活動が盛んに行われていることから、今後とも市民の多彩な芸術活動を支援します。

-  改・芸術活動の多様な担い手（実演家・団体・施設・鑑賞者など）の育成
- 改・創作活動の場の提供や、作品の発表に対する支援
- 新・芸術活動の発信や担い手の交流機会の創出 など

基本施策の考え方6 教育・文化施設が集積した学習文化都市づくり

教育資産である教育施設と文化施設や、その学習財を相互に共有し、市民の学習の利便性を高めるなど効果的な学習文化都市づくりをめざします。

-  改・金沢市及び近郊の高等教育機関との連携による生涯学習の推進
- 改・市の教育・文化施設の生涯学習への活用 など

第4章 金沢市生涯学習振興基本計画の推進体制

1. 推進体制

金沢市生涯学習振興基本計画の実現にあたっては、本市の行政各部局、民間、さらには学校などが生涯学習に対する共通理解を図りながら、一体となった取り組みを推進することが必要です。

(1) 金沢市社会教育委員会議

各種団体、学識経験者等によって構成される金沢市社会教育委員の会議において、金沢市生涯学習振興基本計画の推進にあたっての検討・アドバイスを受けるほか、本市の生涯学習全般にかかる協議・検討を行い、効果的な施策展開に努めます。

(2) 金沢市生涯学習推進連絡会議

市民が求める学習内容は、高度化・多様化していることから、関係部局と緊密な連絡調整を行いながら、効果的な施策展開を図る必要があります。

また、行政や民間との役割分担を踏まえ、行政としての役割を果たすことによって、各事業の取り組みが有機的に結びつき、相乗的な効果を生み出すことが期待されます。

このため、関係部局との連絡調整を図る金沢市生涯学習推進連絡会議を開催し、施策の具体化に向けた全庁的な体制づくりを進めます。

2. 評価と見直し

本計画の推進にあたっては、計画（P l a n）に基づいた実施（D o）だけでなく、取り組みの進捗状況を十分に把握するとともに、その効果や成果を評価（C h e c k）し、必要に応じて積極的にその施策内容や計画の見直し（A c t i o n）を図ることが必要です。

生涯学習を取り巻く環境や社会状況の変化に対応するため、計画を推進していく過程において、新たな施策の展開、計画の見直しが必要となった場合は、柔軟に対応していくこととします。

また、社会教育委員会議や金沢市生涯学習推進連絡会議において検証を行い、効果的な施策等の実践に努めていくこととします。

参考資料

1. 生涯学習に関するニーズ
2. 金沢市民アンケート調査
3. 生涯学習関連団体等への聞き取り調査
4. 金沢市生涯学習振興基本計画改定の経緯
5. 金沢市社会教育委員名簿

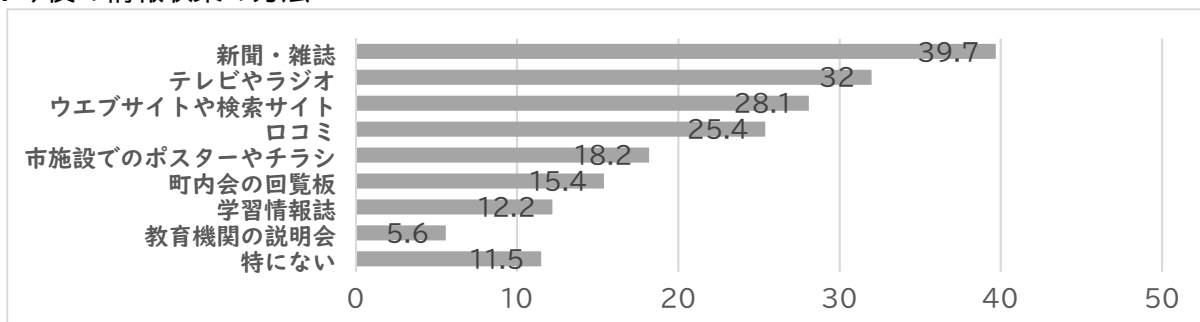
1. 生涯学習に関するニーズ

参考としたアンケート

- ① 平成30年度「生涯学習に関する世論調査」(平成 30 年 8 月 内閣府)
対象:全国 18 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 名 回答率:57.0%(1,710 名)
- ② 高齢者の社会参加に関する意識調査(平成 30 年11月 金沢市)
対象:市内に居住する 60 歳以上の住民 1,600 名 回答率:59.2%(947 名)

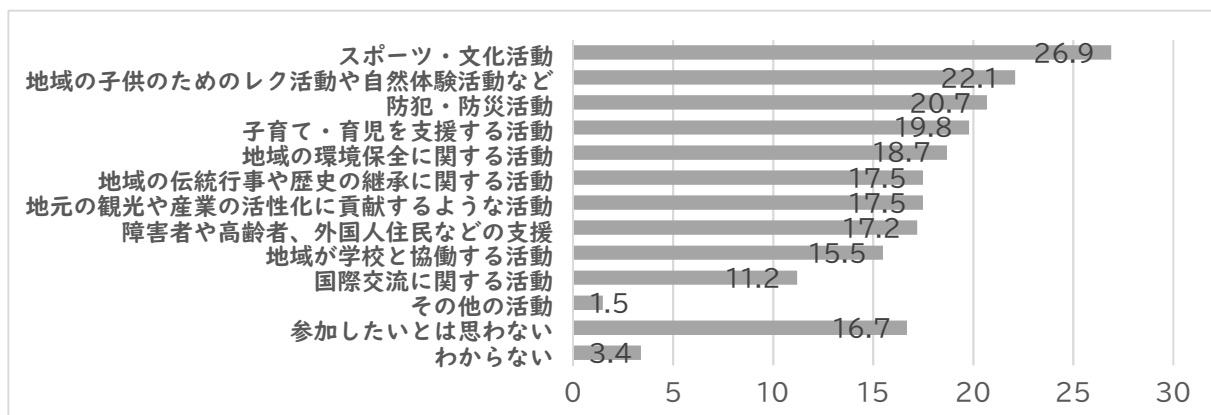
- ① 平成30年度「生涯学習に関する世論調査」より
＜主な調査項目＞ *数値の単位は%、複数回答

1. 今後の情報収集の方法

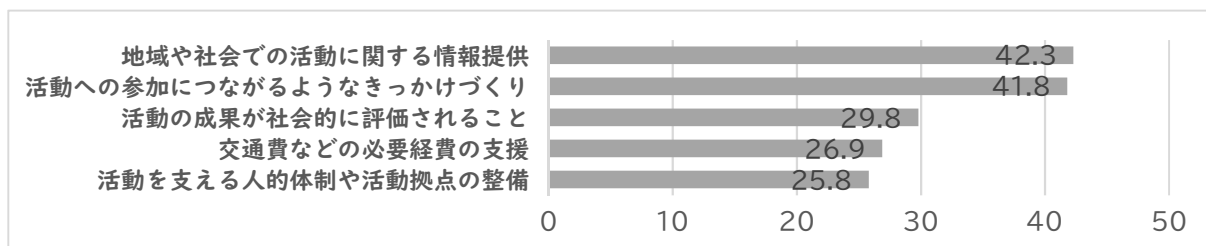


2. 地域・社会活動に参加したいか : 参加したい 79.9% 参加したいとは思わない 16.7%

【どのような活動に参加してみたいか】



3. 多くの人が地域や社会の活動に参加するためにはどのようなことが必要か



【金沢市による考察】

情報収集の方法については「メディアやウェブ」の回答が多いが、「ロコミ」や、「掲示物（ポスター、チラシ）」との回答もあり、メディアやウェブを活用しながら、多種多様な方法で情報や学習機会の提供を行っていく必要がある。

地域活動に対しては、約80%が「参加してみたい」と回答しており、それらの方を、積極的な情報提供や働きかけによって、それぞれが関心をもつ各分野での地域活動につなぐ工夫や取り組みが必要となる。

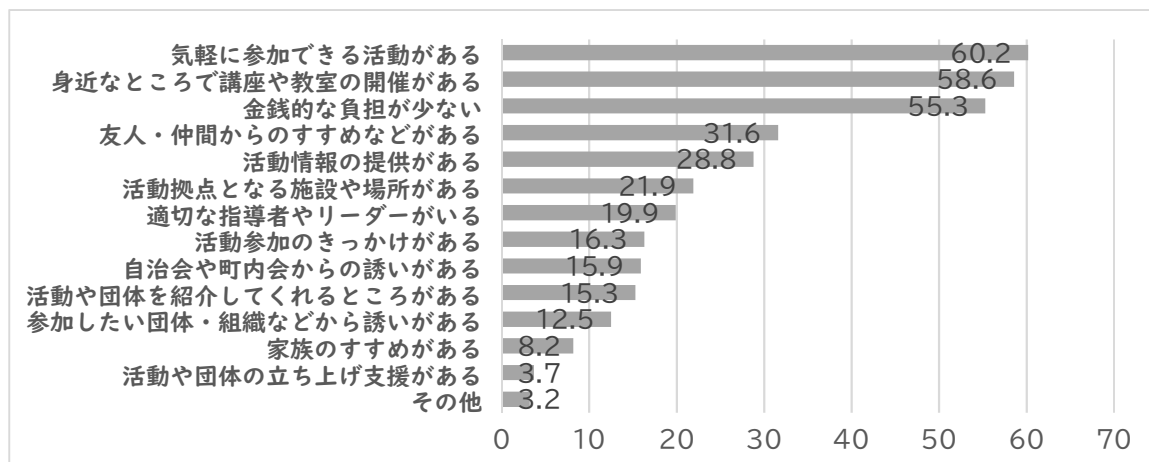
このため、「地域や社会での活動に関する情報提供」や「活動への参加につながるようなきっかけづくり」によって、活動を促進していくことが大切である。

② 「高齢者の社会参加に関する意識調査結果」より

<主な調査項目> *数値の単位は%、複数回答

1. 活動に参加したいか : したい 82.5% したいものはない 17.5%

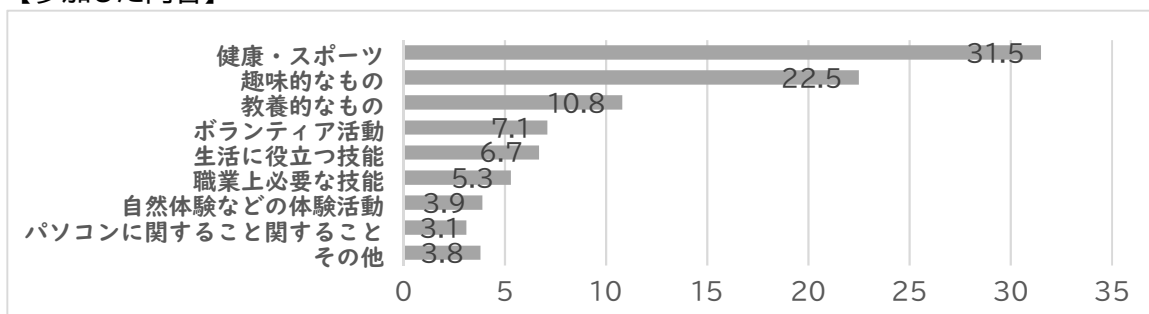
2. 参加のきっかけとなるもの



3. この半年間に活動に参加したか：参加 55.1% 活動・参加したいものはない 44.9%

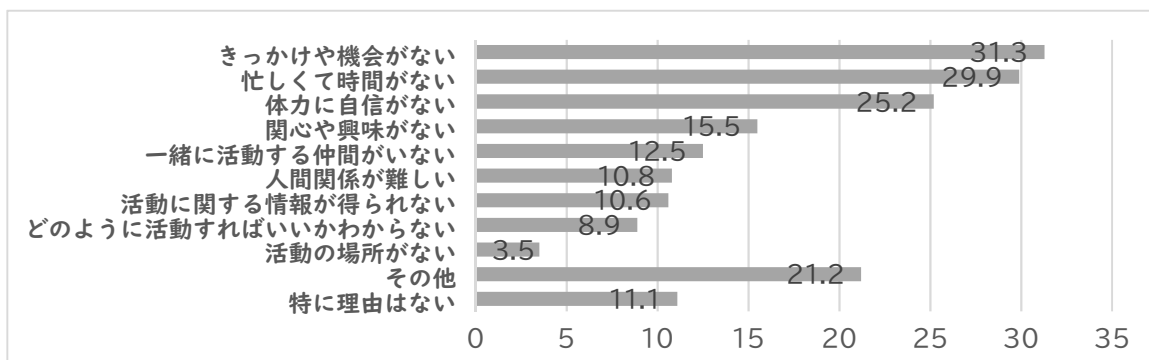
*「参加」と回答した方について

【参加した内容】



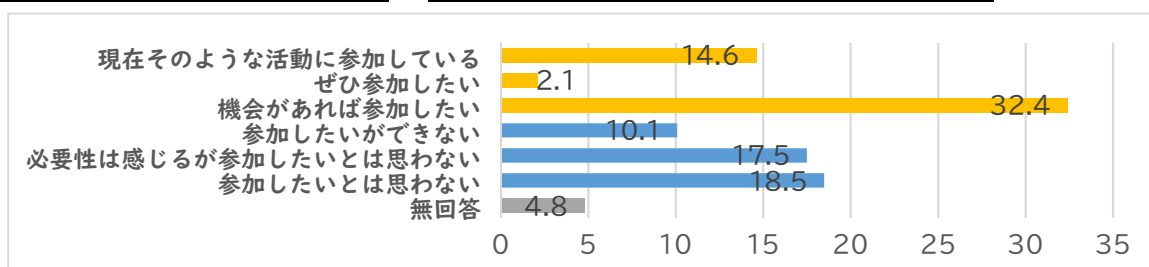
*「活動・参加したいものはない」と回答した方について

【参加しなかった理由】

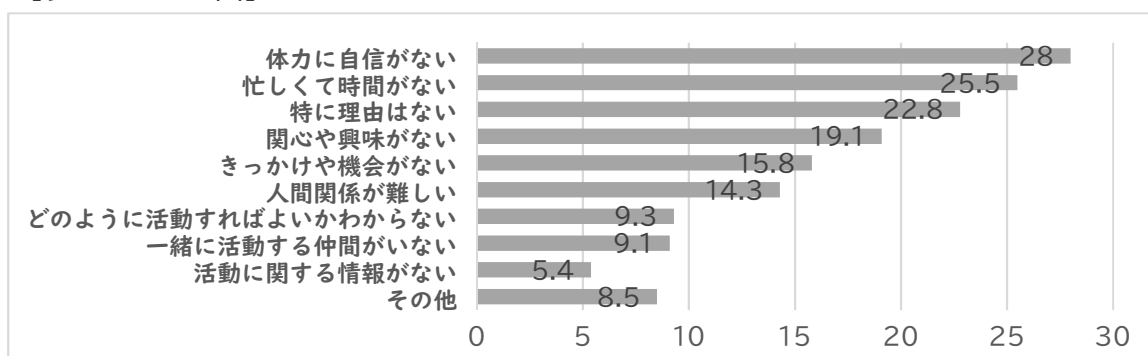


4. 地域・ボランティア活動への参加

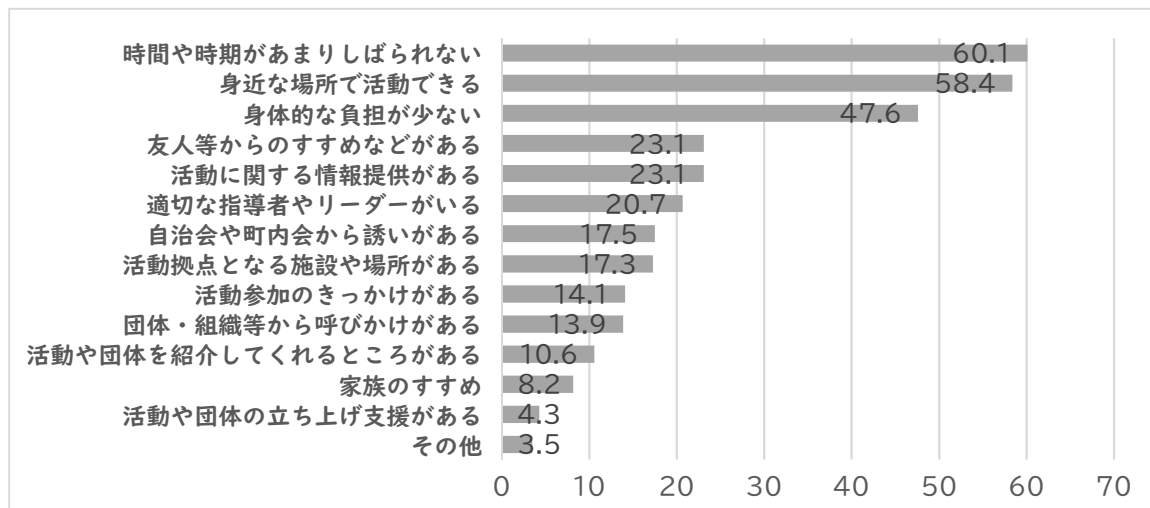
参加している・したい 49.1% 参加できない・したいとは思わない 46.1%



【参加しない理由】



5. 地域・ボランティア活動への参加のきっかけとなるもの



【考 察】

※ 『高齢者がかがやくまち金沢』金沢市アクティブシニア支援検討会」

(平成31年2月より関連部分を要約)

(趣味やスポーツなどの活動における課題)

趣味やスポーツなどへの参加意欲は高いものの、実際の参加にはつながっていない。

主な要因としては、時間的な制約や、自由な時間があっても「どのように活動すればよいかわからない」

「活動に関する情報が得られない」など、高齢者に対して、必要な情報がうまく届けられていないことが挙げられる。

今後、より多くの高齢者に趣味やスポーツなどへの参加を促すためには、教室の開催時間や場所など活動内容をニーズにあったものに見直していくとともに、各種情報の発信方法やマッチングのあり方について検討していく必要がある。

(地域活動、ボランティア活動における課題)

約3割が「機会があれば参加したい」、約2割が「必要性は感じるが参加したいと思わない」と回答しており、まずは、参加に向けた機運の醸成・啓発が必要であると考えられる。

また、参加のきっかけとなるものとして、「時間や時期があまりしばられないこと」「身近な場所で活動できること」など、身体的な負担感の解消を求める意見が多いことから、負担感解消に配慮した地域活動、ボランティア活動のあり方について模索していくことも重要。

2. 金沢市民アンケート調査

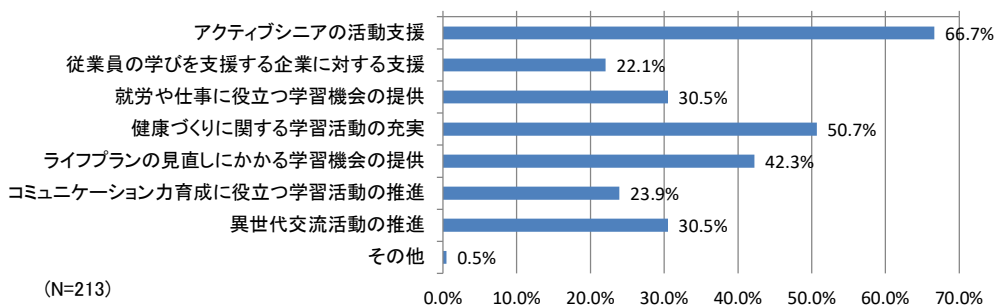
① 調査概要

生涯学習に関するeモニターアンケート調査	
調査期間	令和2年3月3日～令和2年3月17日
対象者数	250名
回答者数	216名(回答率86.4%)

② 調査結果

問1 今後5年間で、あらゆる世代の方が、それぞれの思いに応じて生涯学習活動を進めていくときに、金沢市の取り組みとして、特に大切だと思うものは何か(3つまで選択)

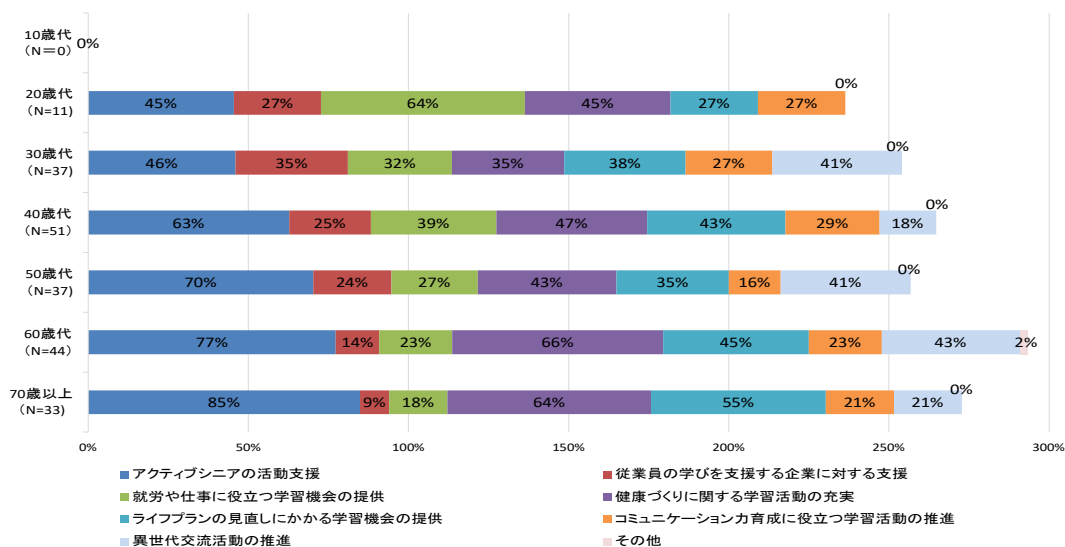
(全体)



(年代別)

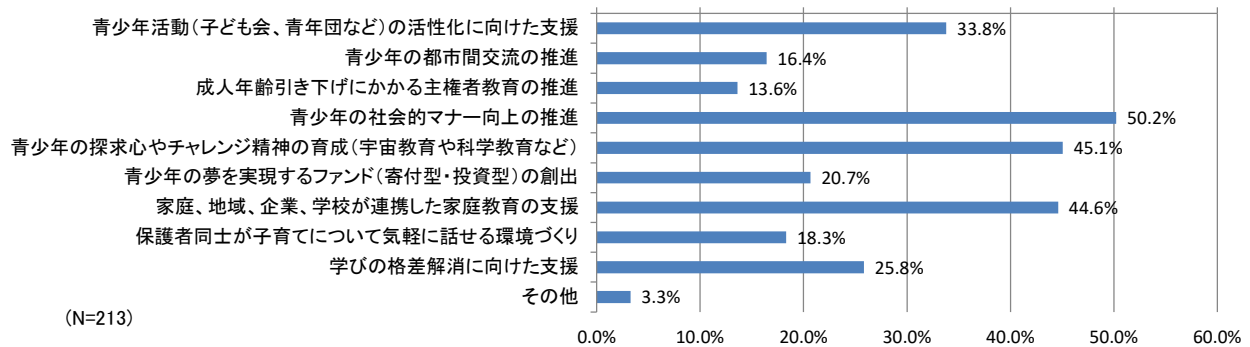
・あらゆる世代の方が、それぞれの思いに応じて生涯学習活動を進めていくときに、大切な取り組みとして、「アクティブシニアの活動支援」、「健康づくりに関する学習活動の支援」、「ライフプランの見直しにかかる学習機会の提供」が挙げられ、世代が上がるにつれて割合が上昇している。

・一方、「従業員の学びを支援する企業に対する支援」、「就労や仕事に役立つ学習機会の提供」については、世代が上がるにつれて割合が減少している。



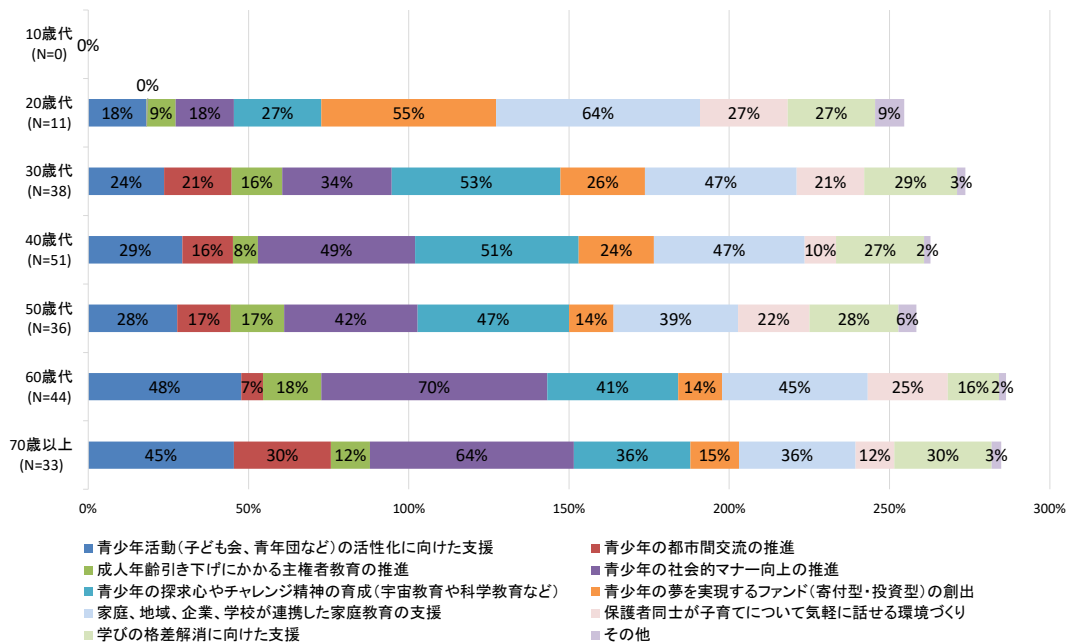
問2 今後5年間で、次代を担う青少年の育成のために、金沢市の取り組みとして、特に大切だと思うものは何か(3つまで選択)

(全体)



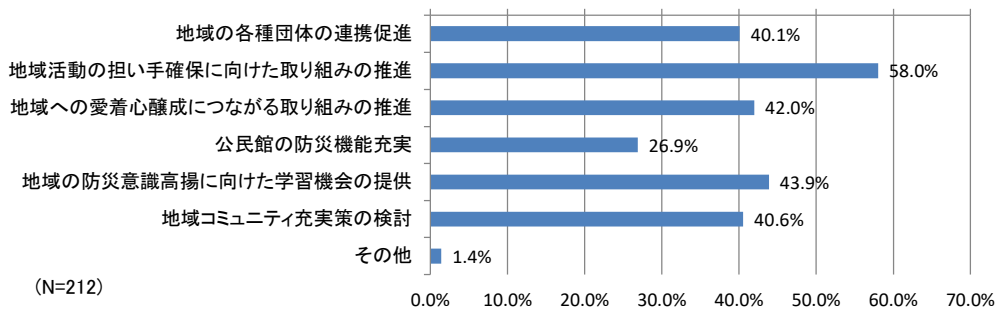
(年代別)

- ・次代を担う青少年の育成のために、大切な取り組みとして、「青少年活動の活性化に向けた支援」、「青少年の社会的マナー向上の推進」については、世代が上がるにつれて割合が上昇している。
- ・「青少年の探求心やチャレンジ精神の育成」については、30歳代(53%)、40歳代(51%)、50歳代(47%)と青少年の探求心とチャレンジ精神の育成が必要だと考えている割合が高い。
- ・「青少年の夢を実現するファンドの創出」、「家庭、地域、企業、学校が連携した家庭教育の支援」については、20歳代の55%、64%と高く、他の世代と大きく違いが見られ、夢を実現するための資金や各方面との連携を重視していると考えられる。



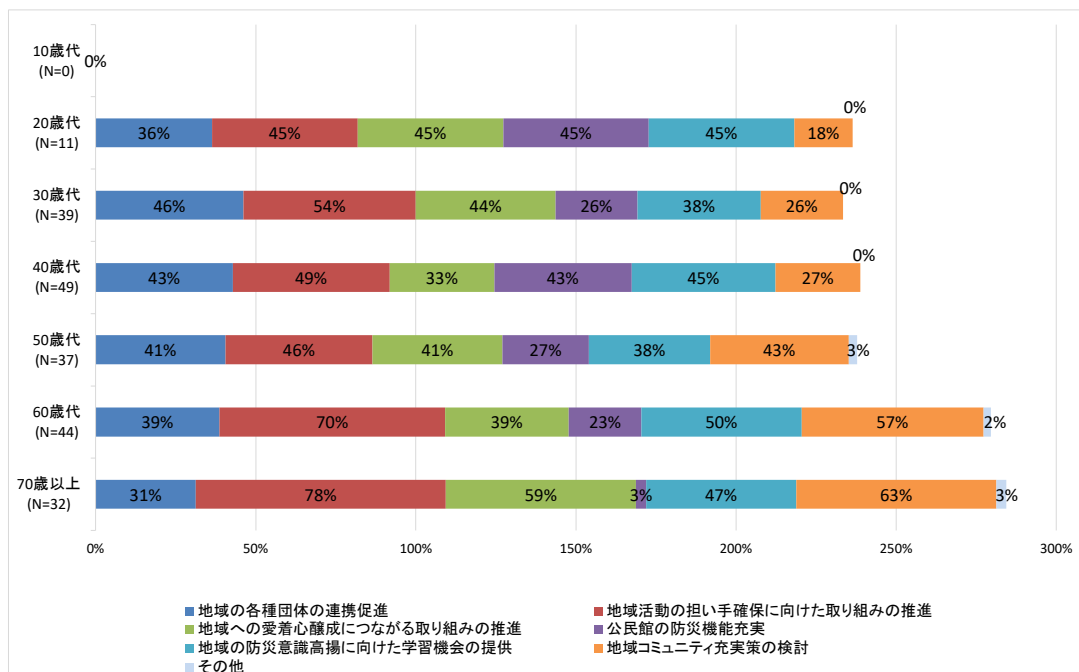
問3 今後5年間で、市民と行政との協働の推進のために、金沢市の取り組みとして、特に大切だと思うものは何か(3つまで選択)

(全体)



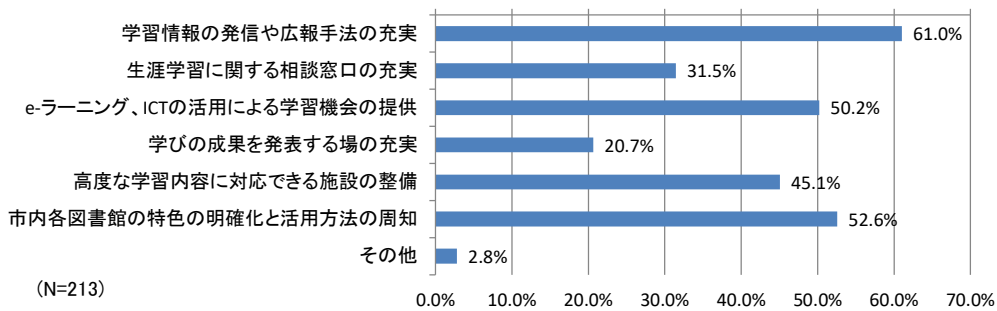
(年代別)

- ・市民と行政との協働の推進のために、大切な取り組みとして、「地域活動の担い手確保に向けた取り組みの推進」、「地域コミュニティ充実策の検討」については、世代が上がるにつれて割合が上昇している。
- ・「公民館の防災機能の充実」については、20歳代(45%)、40歳代(43%)の割合が他の世代と比べて高い。
- ・一方、「地域の防災士気高揚に向けた学習機会の提供」については、60歳代(50%)、70歳以上(47%)の割合が高く、ハードの整備よりも、地域の防災意識の高揚を重要視していると考えられる。



問4 今後5年間で、市民がさまざまな場所で生涯学習を行う場合に、金沢市の取り組みとして、特に大切だと思うものは何か(3つまで選択)

(全体)

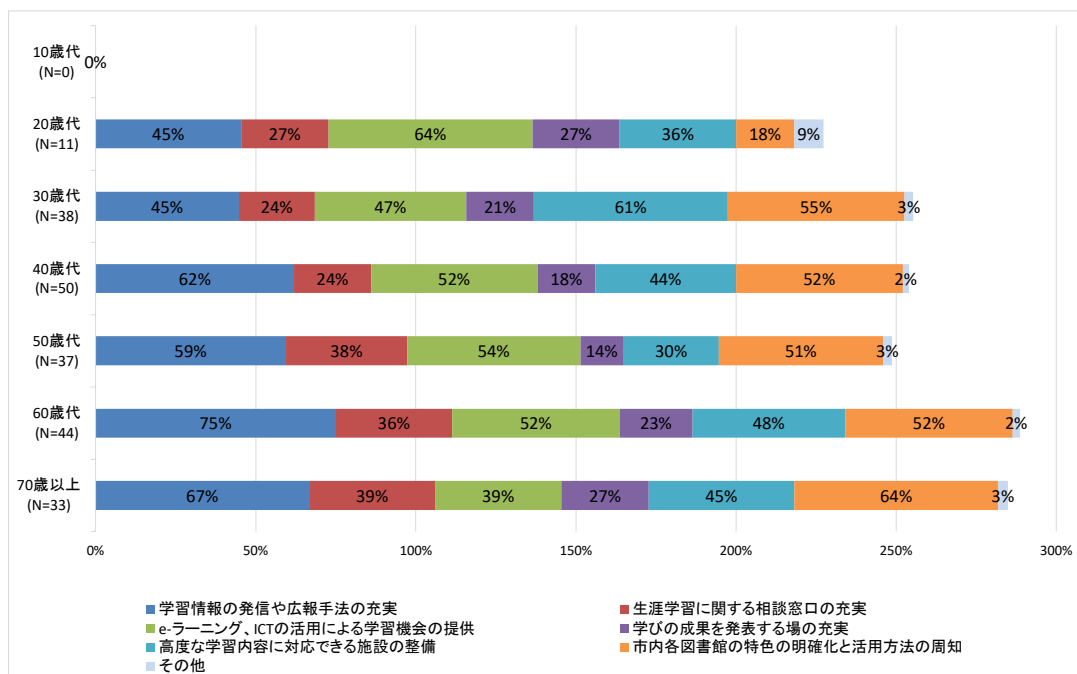


(年代別)

市民がさまざまな場所で生涯学習を行う場合に、大切な取り組みとして、「学習情報の発信や広報手法の充実」については、世代が上がるにつれて割合が上昇しており、学習情報の発信が生涯学習の機会になると考えられる。

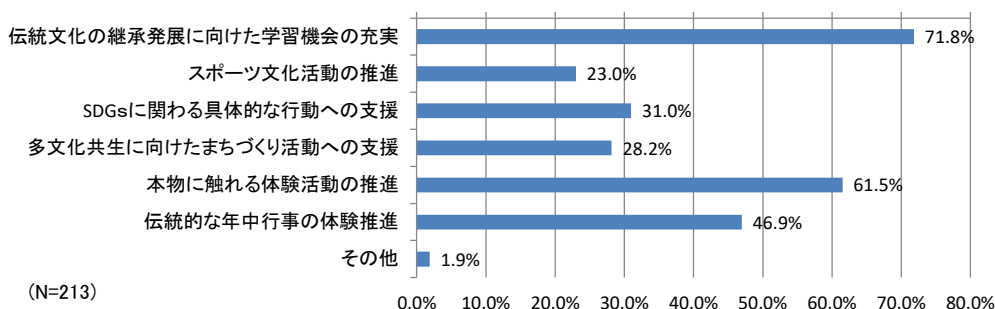
・「e-ラーニング、ICTの活用による学習機会の提供」は、20歳代が64%と最も高く、他の世代においても、半数近くの割合があり、ICTを活用した学習機会の提供の必要性は高いと考えられる。

・「市内各図書館の特色の明確化と活用方法の周知」について、20歳代が18%と他の世代と比べて割合が低い。



問5 今後5年間で、金沢らしい個性あるまちづくりに向けて、金沢市の取り組みとして、特に大切だと思うものは何か(3つまで選択)

(全体)

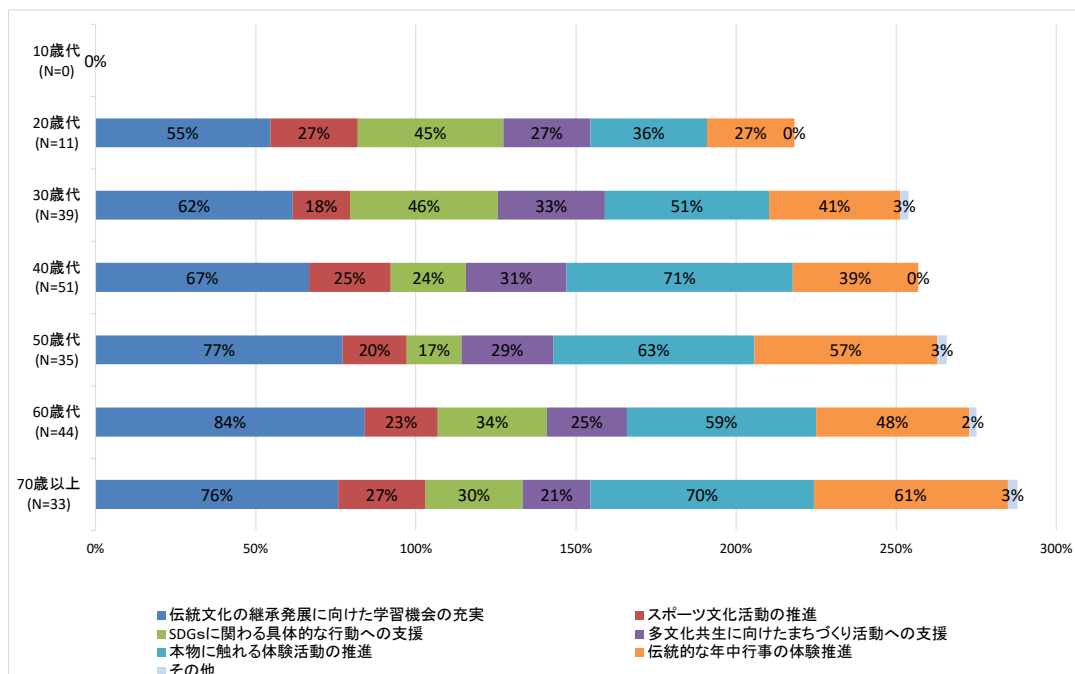


(年代別)

・金沢らしい個性あるまちづくりに向けて、大切な取り組みとしては、「伝統文化の継承発展に向けた学習機会の充実」、「伝統的な年中行事の体験推進」について、世代が上がるにつれて割合が上昇している。

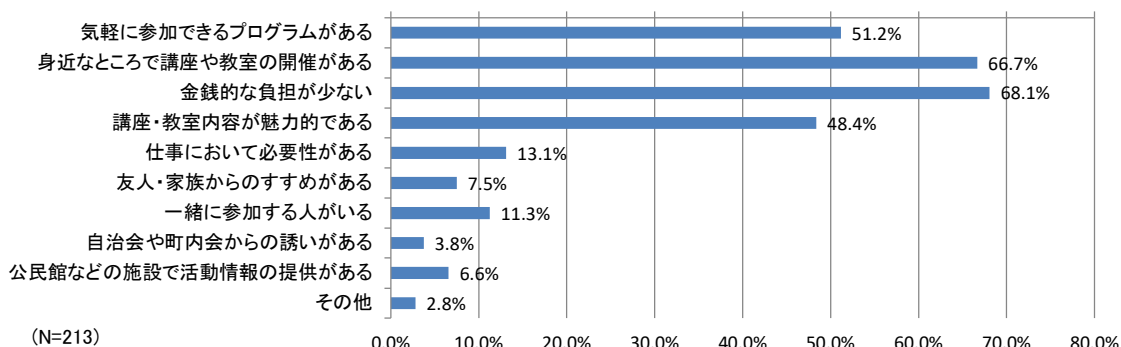
・「SDGsに関わる具体的な行動への支援」については、20歳代(45%)、30歳代(46%)の割合が高い。一方で60歳代(34%)、70歳以上(30%)に対して、40歳代(24%)、50歳代(17%)の割合が低く、SDGsの周知や実践が行き届いていない可能性が考えられる。

・「本物に触れる体験活動の推進」については、40歳代(71%)、50歳代(63%)、70歳代(70%)の割合が高い。



問6 何かを学びはじめるとき、「きっかけ」となるもの(すでに活動している場合は「きっかけ」となったもの)は何か(3つまで選択)

(全体)

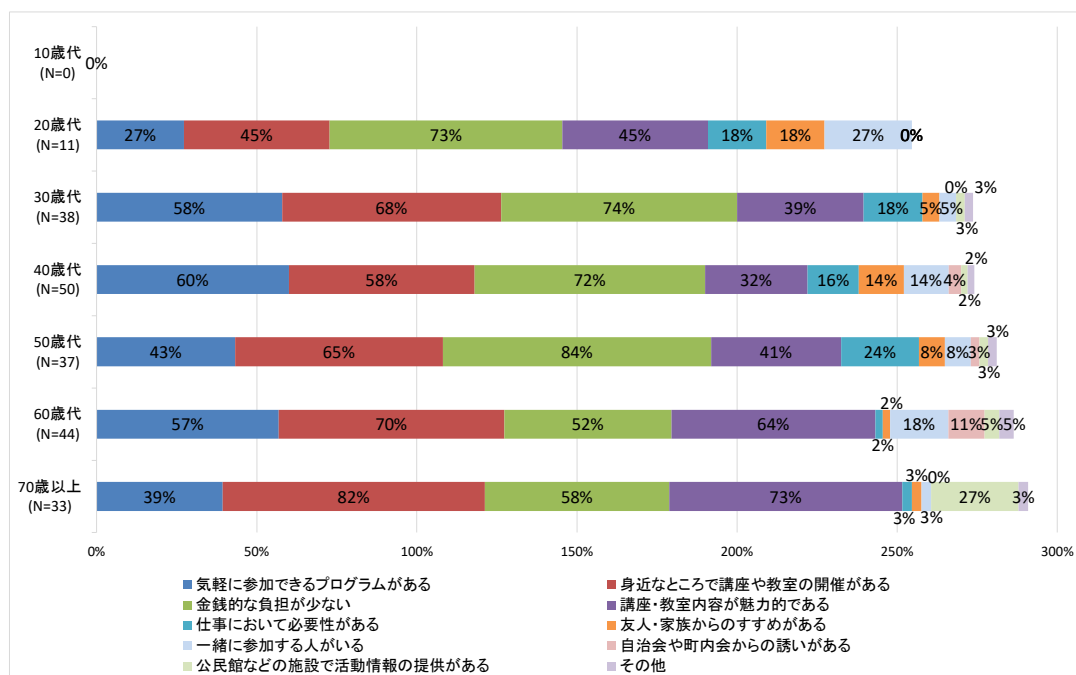


(年代別)

・何かを学びはじめるとき、「きっかけ」となるものとして、「身近なところで講座や教室の開催がある」、「講座・教室内容が魅力的である」については、世代が上がるにつれて割合が上昇している傾向がある。

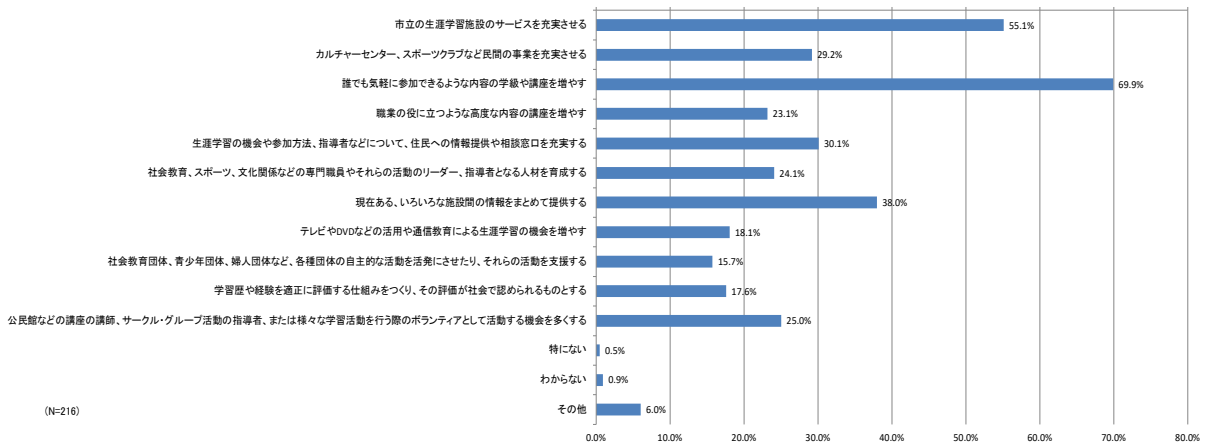
・「金銭的な負担が少ない」については、全年代で割合が高いが、特に20歳代(73%)、30歳代(74%)、40歳代(72%)、50歳代(84%)の割合が高く、講座や教室の開催場所や開催内容よりも重視されていると考えられる。

・「公民館などの施設で活動情報の提供がある」については、70歳以上が27%と最も高く、施設での情報提供は、高齢者の学習参加のきっかけとなる可能性があると考えられる。



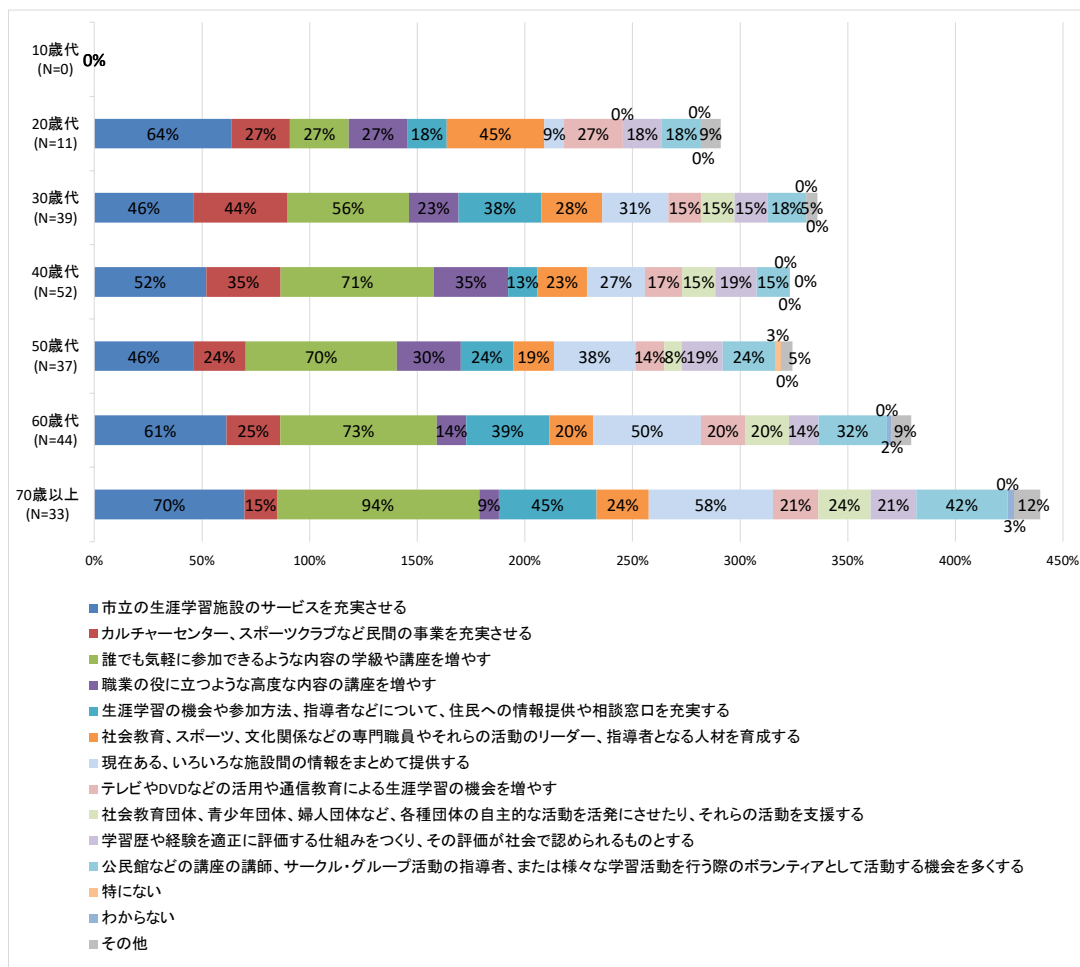
問7 今後、金沢市民の生涯学習活動をますます充実したものとしていくためには、どのような施策が必要か(上限なし複数選択可)

(全体)



(年代別)

- ・金沢市民の生涯学習活動をますます充実したものとしていくための施策として、「市立の生涯学習施設のサービスを充実させる」については、全年代で割合が高く必要性が高いと考えられる。
- ・「誰でも気軽に参加できるような内容の学級や講座を増やす」、「現在ある、いろいろな施設間の情報をまとめて提供する」については、世代が上がるにつれて割合が上昇している。



3. 生涯学習関連団体等への聞き取り調査

① 調査概要

調査期間	生涯学習関連団体	令和2年8月23日～令和2年9月17日
	企業	令和3年1月4日～令和3年1月15日
対象	生涯学習関連団体	18団体
	企業	7社

② 調査結果

<主な意見>

基本的方向性1

すべてのライフステージにわたる多様な学習ニーズへの対応に取り組みます

- ・SDGs「金沢ミライシナリオ」の地域別の取り組み目標の策定と実践
- ・SDGsを学ぶ機会を創出していく。金沢のサステナビリティをどう学びに転換していくかが重要
- ・地域における人材（教員OB、育友会OBなど）の確保
- ・中学生の就業体験、小学生の職場体験教室などの積極的な受け入れが必要
- ・大学等との連携により、新しい知見の開発や社員のスキルアップを行う取り組みが必要
- ・公共建築物等の見学ツアーなど、体験型の職業観醸成策の充実が必要
- ・建築コンペや音楽コンクールなど、より多く学習の成果発表の場を設けることが必要
- ・経営大学院や専門学校を整備し、経営に関する知識を学び、事業を発展させる力を身に着ける教育が必要
- ・目的別にどこで学ぶべきか、どこで学ぶのが良いかなどの情報の見える化が必要
- ・「学び直し」は、趣味・教養的な分野の不十分な学びを補う「補完的な学び直し」と、今後の活動や実践などに生かすための新たな知見を得る「補強的な学び直し」があるので、提供しようとする「学び直し」の機会が、何がねらいなのか理解できるような、講座情報の丁寧な提供が必要
- ・英会話等のスキルアップ講習会の開催や、その助成金制度の整備
- ・学校とも連携し、多世代がプレーできる「パラスポーツ」の普及促進
- ・学習機会へのアクセスが困難な方へ学習機会を届ける、学びの機会の提供が必要
- ・シニアの知的資源を生かせる人材バンクの機能が必要

基本的方向性2

青少年の育成のために家庭・地域教育力の向上に取り組みます

- ・主権者教育は、子ども会ほかの地域においても取り組むべき
- ・金沢市の公民館は小学校校下単位のため、中・高校生、大学生に地域活動に参画してもらうことが大切
- ・バリアフリーの考え方からユニバーサルデザインの考え方へ移行すべき
- ・コミュニティスクールや地域学校協働活動の活発化が大切
- ・団体同士がつながり、イベントの参加者を増やすよう工夫が必要
- ・子供の教育も大切だが、親や周囲の大人の教育が大切

基本的方向性3

市民参画と協働を推進するために学びの場の創出に取り組みます

- ・市民が学び、対話し、協働しながら、気づきや知識を得る環境の整備が必要
- ・他団体の活動を知る事ができる仕組みや、情報を共有する媒体が必要
- ・交流・連携のために、各団体の横の繋がりを作る場が必要
- ・団体を掛け持ちしている人がいるため、似通った団体を統合していく動きも必要
- ・地域の状況に合わせた柔軟な、生涯学習の提供が必要
- ・地域活動に関する意識の差を埋めることができるような、中間的な交流機会の設置が必要
- ・参加のハードルが低い地域イベントの企画や、全部ではなく、部分的にイベントに参加してもらうなど、参加しやすい工夫が必要
- ・企業の社員が、地域の活動に企画段階から参加するなど、より深いかかわりや主体的な参加が必要
- ・パートナーシップを組みたいと思っている事業者と地域、公民館をつなげる事が必要
- ・防災や市民協働において活かすことができる人材を育成し提供する事が必要
- ・リーダーの育成、地域活動の活性化が必要。子供にリーダーの素晴らしさを見せる事が重要
- ・育友会やP T Aと、他の地域活動との有機的なつながりが必要

基本的方向性4

学習の拠点整備・情報システムの活用など、生涯学習環境の充実に取り組みます

- ・各地区公民館において情報化への対応が必要
- ・産学官の連携を強め、人的交流を深める場や連携の仕組みづくりが必要
- ・各団体の役割を明確化、一覧化し、わかりやすく提示することが必要
- ・目的に応じた学習を行うことができるよう、学習の選択肢の見える化が必要
- ・社会人の「学び直し」や地域との連携事業を担当する高等教育機関の窓口について、一本化するなど、市民にわかりやすく提示することが大事
- ・オンライン化への対応のため、通信設備の整備拡充が必要
- ・I C T技術は地理的なハードルを下げるため、会議、ミーティングなどでは積極的に利用すべきだが、イベントや活動についてはリアルな人と人とのつながりを大切にすべき
- ・デジタルとアナログの共存でのつながりづくりなど新しい生活に対応した事業の創造と構築が必要
- ・学びにくい環境の改善と、体験活動機会の提供が必要
- ・オンライン、オンサイド、ハイブリッドでのイベント開催が必要
- ・学習機会について、対面での学びを重視しながらも、オンラインによる学びや学びの積み上げを学習者が自己確認できるような方法の検討が必要
- ・24時間365日受講可能な無料セミナーの開催など、身近な学習環境の提供やI T化に対する助成金制度の整備が必要
- ・オンライン対応が出来る人と出来ない人で、かなりの格差が発生

基本的方向性5

金沢らしい個性ある学習文化都市づくりに取り組みます

- ・子供から高齢者まで、多世代が集う地域の祭りの継続が大切
- ・祭りなどの全世代が参加する地域行事は、練習や引き継ぎを含め、多世代間の交流と絆が生まれるため、担い手が育つ機会
- ・郷土の歴史・伝統・文化を支える一員であることをあらゆる世代が自覚するために、郷土の歴史を知る機会をつくる必要がある
- ・交流のためではなく、生活をしていくための「外国人の文化や考え方」を知る機会を充実
- ・外国人住民に対する日本人住民の理解を進める施策の推進が必要
- ・外国人住民と日本人住民同士で教え合える仕組みづくりが必要
- ・観光で訪れた外国人の視点ではなく、市内在住の外国人の視点を考慮すべき
- ・楽しい工芸や美術の体験が必要

4. 金沢市生涯学習振興基本計画改定の経緯

開催・実施期間	検討経緯	検討内容
令和元年 11 月 29 日	令和元年度 第 2 回社会教育委員会議	・ 中間評価
令和 2 年 2 月 26 日	第 3 回社会教育委員会議	・ 中間見直しの留意点
令和 2 年 7 月 3 日	令和 2 年度 第 1 回社会教育委員会議	・ 課題整理 ・ 改定後の主な取り組み施策
令和 2 年 10 月 14 日	第 2 回社会教育委員会議	・ 改定版（骨子案）
令和 2 年 12 月 8 日 ～ 令和 3 年 1 月 8 日	パブリックコメントの募集	
令和 3 年 1 月 29 日	第 3 回社会教育委員会議	・ パブリックコメント結果報告 ・ 改定版（案）

5. 金沢市社会教育委員名簿（敬称略）

委員	能波 裕司（前任）	金沢市中学校校長会会長
〃	荒井 浩志（後任）	〃
〃	○関戸 正彦	金沢市公民館連合会会長
〃	能木場 由紀子	金沢市校下婦人会連絡協議会会長
〃	河崎 智広（前任）	金沢市青年団協議会会長
〃	宮田 悠佑（後任）	〃
〃	縄 寛敏	金沢市子ども会連合会会長
〃	宇田 直人	金沢市 P T A 協議会会長
〃	米沢 寛	金沢市スポーツ協会会長
〃	蚊谷 八郎（前任）	学識経験者（金沢商工会議所・副会頭）
〃	浦 愉加（後任）	〃（金沢商工会議所・女性会理事）
〃	俵 希實	学識経験者（北陸学院大学教授・社会学）
〃	桑村 佐和子	学識経験者（金沢美術工芸大学教授・教育学）
〃	齊藤 佳都美	公募委員
〃	竹口 雄治	公募委員

○ 議長

※役職名は会議当時のもの

金沢市生涯学習振興基本計画

平成 27 年 9 月 策定

令和 3 年 3 月 改定

金沢市教育委員会生涯学習課

〒920-8577 金沢市柿木島 1 番 1 号

TEL076-220-2441 Fax076-220-2488

E-mail syougaku@city.kanazawa.lg.jp